

福島県行財政改革推進本部・

福島県デジタル社会形成推進本部合同会議

次第

- 日時 令和5年6月5日（月）
※午前9時からの部長会議終了後
- 場所 危機管理センター
災害対策本部会議室（北庁舎2階）

1 開会

2 議題

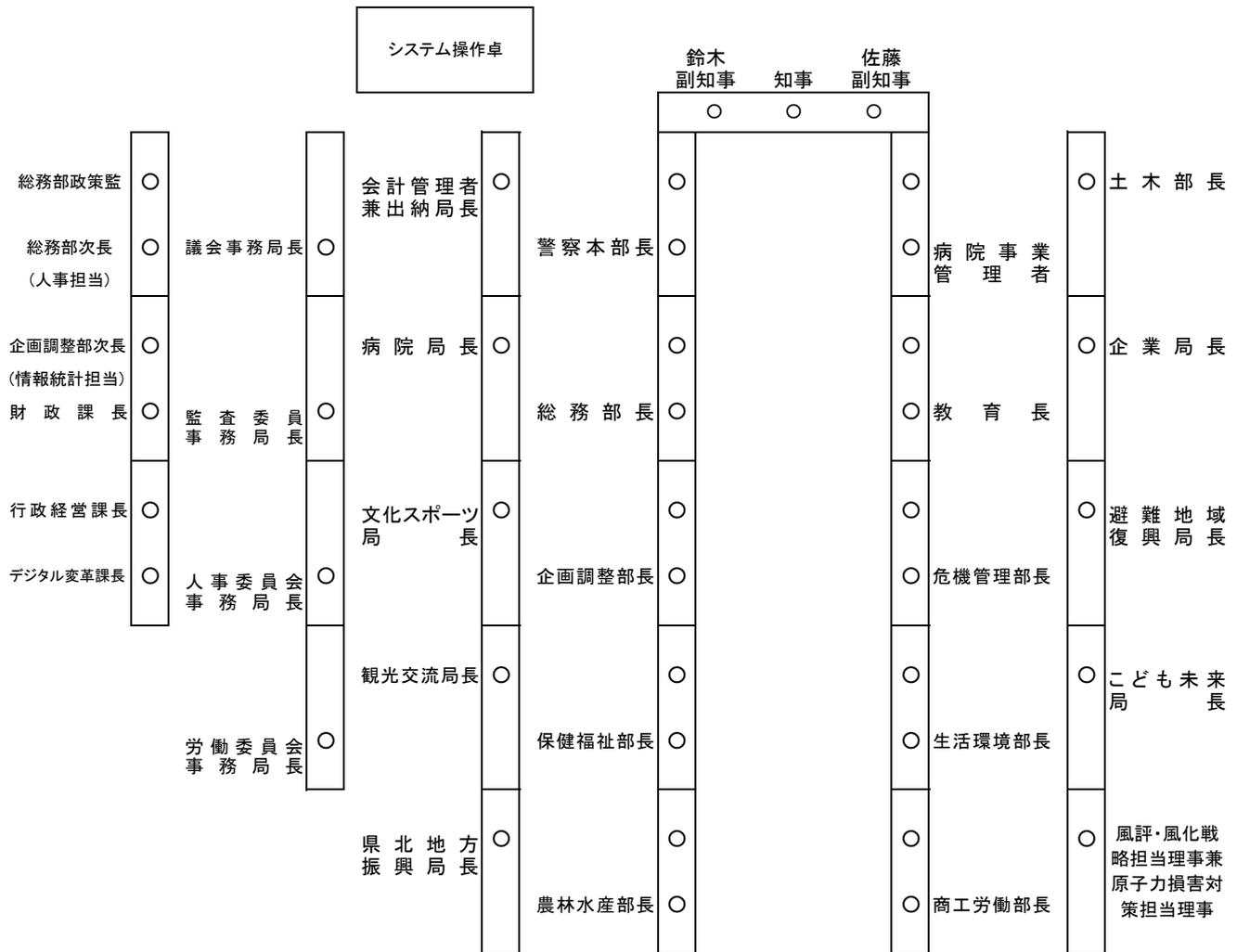
- (1) 「福島県行財政改革プラン」に基づく令和4年度の実施状況及び令和5年度の実施の方向性（案）について
- (2) デジタル変革（DX）に係る令和4年度の実施状況及び令和5年度の事業・実施一覧について
- (3) 福島県情報セキュリティポリシーの一部改正について

3 閉会

- | |
|--|
| <p>【資料1-1】「福島県行財政改革プラン」に基づく令和4年度の実施状況及び令和5年度の実施の方向性（案）【概要】</p> <p>【資料1-2】行財政運営の推進に関する助言</p> <p>【資料2-1】デジタル変革（DX）に係る令和4年度の実施状況及び令和5年度の事業・実施一覧について【概要】</p> <p>【資料2-2】（参考資料）行政・地域のDX等に係る令和4年度関連事業実施実績・成果一覧</p> <p>【資料2-3】（参考資料）行政・地域のDX等に係る令和5年度関連事業・実施一覧</p> <p>【資料2-4】（参考資料）行政・地域のDX等に係る令和5年度KPI一覧</p> <p>【資料2-5】（参考資料）アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針について</p> <p>【資料3-1】「福島県情報セキュリティポリシー」の一部改正について</p> <p>【資料3-2】福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表</p> <p>【資料3-3】情報セキュリティ基本方針</p> |
|--|

福島県行財政改革推進本部・福島県デジタル社会形成推進本部 合同会議 席次

日時: 令和5年6月5日(月)部長会議終了後
 場所: 危機管理センター
 災害対策本部会議室(北庁舎2階)



入口

9面マルチディスプレイ

入口

システム機器類
(TV会議装置等)



《柱Ⅰ》
災害からの復興・再生

《柱Ⅱ》
多様な主体、市町村等との連携・協働

《柱Ⅲ》
効果的・効率的で持続可能な行財政システムの確立

【取組項目：9個 指標：3個】

【取組項目：9個 指標：6個】

【取組項目：21個 指標：20個】

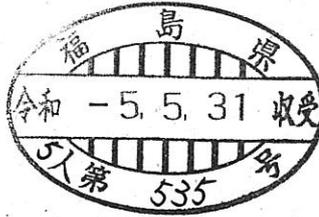
i 複合災害からの復興の加速化、避難地域の復興・再生		ii 効果的な情報発信	
主な取組	国からの復興財源確保	復興の状況等の統一性のある情報発信	風評・風化対策の強化に向けた部局連携による情報発信
主な指標	第2期復興・創生期間の各年度における必要な予算や財源の確保	本県の震災・原発事故からの復興・再生が進んでいると回答した県民の割合(意識調査)	福島県に良いイメージを持っている人の割合
R4取組状況	国に対し、復興推進に必要な予算措置を要求し、令和5年度当初予算において、要望を踏まえた内容で財政措置されました。	被災市町村合同による職員採用説明会をオンラインで開催し、15名の採用につながりました。	風評・風化対策強化戦略に基づき、各部局が連携しながら事業(114事業、14,169百万円)を実施しました。
R5取組方向性	引き続き、福島復興再生協議会等の様々な機会を捉えて、地域ごと異なる実情や課題を訴えながら、復興・再生に必要な予算や財源の確保を求めます。	被災市町村の職員確保の状況等を踏まえ、国や全国自治体等の関係機関と連携を図りながら、職員確保の充足率100%を目指します。	指標の実績値が5割以上を維持できるよう、引き続き風評・風化対策強化戦略に基づき、各部局連携による風評・風化対策事業を推進していきます。
		改修したポータルサイト(日本語版)について、タイムリーな情報発信を行うとともに、外国語版サイトについても令和5年夏頃公開に向けて改修を行い、正確かつ迅速に情報発信を行います。	

i 多様な主体等との連携・協働		ii 市町村等との連携強化	
主な取組	NPO法人、企業、大学等、多様な主体との協働の推進	県と市町村との連携の推進	市町村の自立的な行政運営への支援(市町村支援プログラム)
主な指標	NPOやボランティアと県内自治体等との協働事業件数	相互人事交流職員及び実務研修生の受入人数	市町村支援メニューの新規件数
R4取組状況	NPO法人等の運営・組織基盤の強化のため、各種講座を年11回開催するとともに、NPO法人と企業等とのマッチング等の場を設けました。	情報発信や県産農産物のメニューの食堂での提供、社内での県産品販売など、協定締結企業・大学との相互の連携強化に取り組みました。	市町村の課題解決に向けた取組を支援(671件)したほか、令和5年度の支援メニュー更新に向けた調整を行いました。
R5取組方向性	引き続き、運営・組織基盤の強化及びネットワークの構築を図るとともに、企業等との情報共有・マッチングの場を提供し、継続的な協働の取組につなげます。	各部署と連携し、協定締結企業等の意向を丁寧に確認しながら、持続的な関係づくりを図ります。また、新たな企業との協定締結に向けて調整を進めています。	各支援メニューの実施を通じて市町村の地域課題解決に向けた取組を支援するとともに、市町村のニーズ等を踏まえながら、令和6年度に向けて支援メニューの更新等を行います。

i 業務の抜本的な見直し		ii 職員が能力を発揮できる職場づくり	
主な取組	行政のデジタル変革(DX)	働き方改革	多様な人材が活躍できる職場づくり
主な指標	行政手続のオンライン利用率	コピー用紙購入量(本庁(知事部局))	男性職員の育児休業の取得率(知事部局)
R4取組状況	共通ポータル(1つのポータルから行政手続可能なシステム)の構築に向けた基本設計を策定しました。	県庁ペーパーレス化アクションプログラムを8月に策定し、職員への周知と具体的な取組を促進しました。	知事による「イクボス面談」を継続して実施したほか、男性職員を対象とした「仕事・子育て両立プラン」の作成と活用を図りました。
R5取組方向性	利便性の高い共通ポータルを構築するとともに、オンライン化のメリットの大きい対象手続を選定し、市町村への導入を図ります。	令和5年度県庁ペーパーレス化アクションプログラムを策定し、県庁内部のデジタル化をより一層推進し、公務率の向上を図ります。	男性の育児休業取得率100%に向け、引き続き、知事のイクボス面談の実施、仕事・子育て両立プランの活用、職員向け育児情報ポータルサイト「男の育休NET」等の活用に取り組みます。
主な取組	iii 簡素で効率的な組織づくり	iv 財政健全性の確保	v その他
主な指標	知事部局の職員数	歳入の確保	地方分権改革の推進
R4取組状況	多様な方策による人員の確保や柔軟な職員の再配置等により、必要な人員の確保に努めました。	自動車税について、新たにスマートフォン決済アプリの事業者を3事業者追加(計5事業者)、納付機会の拡大に努めました。	市町村の意向を十分確認の上、関係課と連携しながら事務権限の移譲に取り組みました。
R5取組方向性	引き続き、業務執行体制の効率化等に取り組みながら、新たな行政需要への対応、人口減少や定年引上げ等による影響も踏まえつつ、適正な定員管理に努めています。	目標値の達成に向け、より一層のアウトソーシングの推進に取り組みます。また、推進に当たっては、費用対効果の観点も踏まえながら、新規事業の掘り起こしに取り組みます。	市町村の実情やニーズの把握に努めながら、関係課と連携し、市町村の自主性に合った権限移譲を進めます。

資料1-2

5 行 推 第 2 号
令和 5 年 5 月 3 1 日



福島県行財政改革推進本部長
福島県知事 内堀 雅雄 様

福島県行財政改革推進委員会
会長 今野 順夫



行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「福島県行財政改革プラン」に基づく取組状況及び今後の取組の方向性については、当委員会での助言等を踏まえ、福島県総合計画が目指す「ふくしまの将来の姿」の実現に向けた取組を支えるとともに、人口減少が進む中でも行政サービスの維持・向上を図るため、指標を含めた成果目標の達成に向けて、3本の柱により行財政改革に向けた取組を積極的に進めており、適当であると評価できます。

なお、復興・創生の着実な推進と新たな行政需要等への対応に向けて、より県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

記

- 1 風評の払拭、風化の防止及び福島県のイメージ向上に向けて、これまで蓄積した知見や経験等を活用しながら、本県の魅力や安全・安心に関する正確な情報等を国内外に効果的かつ積極的に発信することが求められる。
- 2 市町村やNPO法人、企業等の多様な主体との連携・協働の推進に向けては、取組の成果を丁寧に検証しながら、持続的で発展的な関係づくりを構築していくことが求められる。
- 3 デジタル技術の活用により、ペーパーレス化の推進など公務能率の向上を図るとともに、職員が能力を十分に発揮できる職場づくりを進めながら、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ることが求められる。
- 4 計画の目標達成に向けては、指標による取組の進捗状況の見える化を進めつつ、指標の達成のみで評価されないことがないように、新たな行政需要等も踏まえた柔軟かつ適切な進行管理を行うことが求められる。

**デジタル変革（DX）に係る令和4年度の実施状況及び
令和5年度の事業・実施一覧について【概要】**

令和4年度に実施したDX関連事業の取組実績・成果及び 令和5年度に実施予定のDX関連事業について

	行政のDX		地域のDX	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
事業数	43事業	49事業	71事業	72事業
うちKPI設定 事業数	12事業	13事業	50事業	51事業
達成	100%	—	100%	—
一部達成	58%	—	66%	—
	42%	—	34%	—

行政のデジタル変革（DX）分野ごとの達成状況

令和4年度						令和5年度	
項番	分野	事業数	うちKPI設定 事業数 (A)	達成 (B)	達成率 (B)/(A)	事業数	うちKPI設定 事業数
I-1	まず始めに実施すべき取組	7事業	1事業	1事業	100%	7事業	1事業
I-2	行政サービスの向上に向けた取組	9事業	3事業	0事業	0%	9事業	4事業
I-3	公務能率の向上に向けた取組	10事業	4事業	3事業	75%	14事業	4事業
I-4	新型コロナウイルスへの対策を踏まえ加速させる取組	2事業	1事業	1事業	100%	2事業	1事業
I-5	上記の取組を支える基盤整備	8事業	2事業	2事業	100%	9事業	2事業
II	【市町村支援・連携】	7事業	1事業	0事業	0%	8事業	1事業
	合 計	43事業	12事業	7事業	58%	49事業	13事業

【行政のデジタル変革（DX）】令和4年度 主な取組の進捗状況 及び 令和5年度 実施予定

新しい価値

- 付加価値の高い行政サービスの提供
- 公務能率の向上

I - 1 まず始めに実施すべき取組

項目		R4取組内容		R4成果・効果		R5取組内容
業務の棚卸し(可視化)とBPR		特定の課においてBPR（業務プロセスの見直し）を実施する。		8部8課がBPRを実施し、庁内成果報告会等により取組事例を庁内に共有した。 （※実施例：収入事務について、RPAの導入により、業務時間を削減。）		支払業務などの特定業務のBPRを実施する。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況		目標値 (R5年度)
BPR実施課		8課	8課	達成		8課
項目		R4取組内容		R4成果・効果		R5取組内容
書面規制、押印、対面規制の見直し		書面規制、対面規制についてマニュアル策定等の国動向や、当該マニュアルを踏まえた本県の対応方針の検討を進める。		書面規制、対面規制について対応方針の検討を行った。		「アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針」を策定し、アナログ規制（書面・対面規制）の見直しを行う。

※ KPIの設定がなじまない取組項目

I - 2 行政サービスの向上に向けた取組

項目	R4取組内容	R4成果・効果		R5取組内容
行政手続のオンライン化 デジタル変革（DX）推進事業	行政手続のオンライン化について、 県及び市町村共通のポータルを 提供するための仕様等を策定す る。	県及び市町村の行政手続のオン ライン申請について窓口の一本化と UIの統一を図る「オンライン行政 手続統合サービス」の構築に向けて、 基本設計を実施した。 オンライン化された手続数は増加し たが、増加した手続に係るオンライ ン利用率が低かったため、全体の値 としては減少した。		県及び市町村共通のポー タルを提供するための詳細 設計を行った上で、令和5 年度中に一部（個人手 続35手続程度）サービ ス提供を開始する。
指標名	目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
県及び市町村行政手続のオンライン利用率	61.0%	47.3%	一部達成	67.4%

項目	R4取組内容	R4成果・効果	R5取組内容
キャッシュレス決済の導入	納入通知書を発行している使用 料・手数料等について、キャッシ ュレス決済等を可能とする。	令和5年度キャッシュレス決済等 導入のため、各種検討を行い、導 入に必要な収納代行業者の選定 のため、公募型プロポーザルを実施 した。	R5年度中にキャッシュレス 決済の導入を行うとともに、 コンビニエンスストアにおけ る納付も可能とする。

※ KPIの設定がなじまない取組項目

I - 3 公務能率の向上に向けた取組

項目	R4取組内容		R4成果・効果		R5取組内容
電子決裁の拡充	文書管理システムにおける電子決裁機能の開発・構築に係る検討を行う。		令和5年度に実施するシステム改修に向け、電子決裁に係る機能、運用に関する検討を行い、方針を決定した。		システム改修を行い、一部所属において試行導入を行う。
指標名	目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)	
文書管理システム対象の全所属への導入（利用者数）	0人	0人	—	300人	

項目	R4取組内容		R4成果・効果		R5取組内容
RPA等導入事業	RPAを導入し、業務の効率化を図る。		財務会計システムの支払い業務なども含め、10業務への新規導入を行った。		RPAを新たに10業務程度へ導入（累計38業務程度）し、更なる業務の効率化を図る。
指標名	目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)	
R P A の導入により削減される業務時間	11,400時間	12,768時間	達成	13,000時間	

I - 4 新型コロナウイルスへの対策を踏まえ加速させる取組

項目	R4取組内容	R4成果・効果		R5取組内容
Web会議の拡充	職員が必要な時にWeb会議をいつでも開催できるよう、通信等環境の整備やタブレットの配備等を行う。	タブレットや自端末を使用し、オンラインで会議・打合せを実施した。Zoomに加えて、WebExやTeamsのweb会議も利用可能とした。		(令和4年度の取組を継続実施)
指標名	目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
自席から参加可能なWEB会議の種類	3種類	3種類	達成	3種類

I - 5 I - 1～I - 4の取組を支える基盤整備

項目	R4取組内容	R4成果・効果	R5取組内容
職員用パソコンのモバイル化	在宅勤務及びモバイルワークに使用するため、職員のパソコンのモバイル化について検討を行う。	令和5年度の職員のパソコン更新に向け、パソコンのモバイル化に向けた検討を行った。	モバイルパソコン350台の先行導入を行う。

※ KPIの設定がなじまない取組項目

【市町村支援・連携】令和4年度 主な取組の進捗状況 及び 令和5年度 実施予定

- 県は、市町村の実情に応じた支援や市町村との連携・協働等により、行政全体としてのデジタル変革（DX）を推進する。

II-1 市町村に求められるデジタル変革（DX）に係る支援等

項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
AI・RPA等の利用促進・共同導入 テレワークの推進	AI・RPA等の先端技術の活用によるDX及びデジタル化の取組に対する財政支援を行う。	市町村におけるDXの取組を支援し、先端技術を活用する市町村数の底上げを図った。（令和4年度時点で39団体（累計））。			令和5年度も取組を継続するとともに、さらなる市町村への制度の周知及び活用の促進を行い、目標値の達成を目指す。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
先端技術を活用する市町村数（累計）		41団体	39団体	一部達成	50団体
項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
デジタル人材の確保・育成	市町村へICTアドバイザーを派遣し、DX推進の課題に関する適切な解決策を助言する。	令和4年度から令和6年度の3か年で、県内全59市町村を支援。令和4年度は、19市町村に実施した。			令和5年度は、20市町村の実施を予定。

※ KPIの設定がなじまない取組項目

【市町村支援・連携】令和4年度 主な取組の進捗状況 及び 令和5年度 実施予定

Ⅱ-2 先進的な取組の推進と横展開のための支援等

項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
各市町村の実情と地域の特性に応じた支援等 福島発の行政のデジタル 変革（DX）モデルの構築	行政手続（県・市町村）の 共通ポータルを提供するため の仕様を策定する。	県及び市町村の行政手続のオンライン申請について、窓口の一本化とUIの統一を図る「オンライン行政手続統合サービス」の構築に向けて基本設計を実施した。 オンライン化された手続数は増加したが、増加した手続に係るオンライン利用率が低かったため、全体の値としては減少した。			県及び市町村共通のポータルを提供するための詳細設計を行った上で、令和5年度中に一部（個人手続35手続程度）サービス提供を開始する。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
県及び市町村行政手続のオンライン利用率		61.0%	47.3%	一部達成	67.4%

項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
各市町村の実情と地域の特性に応じた支援等 福島発の行政のデジタル 変革（DX）モデルの構築	データ連携に必要なルールや 機能を標準化し、各種データ をつなぐ仕様を策定する。	県及び市町村が利便性の高いサービスを展開するためのデータ連携基盤の基本設計を策定した。 令和5年度に構築を行い、市町村のスマートシティに係る取組を推進していく予定。			データ連携基盤の詳細設計を行った上で、構築を行う。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
スマートシティに取り組む市町村数		2団体	1団体	一部達成	4団体

地域のデジタル変革（DX）等分野ごとの達成状況

令和4年度						令和5年度	
項番	分野	事業数	うちKPI設定 事業数 (A)	達成事業 (B)	達成率 (B)/(A)	事業数	うちKPI設定 事業数
Ⅲ-1	震災からの復興・再生	4事業	3事業	2事業	67%	4事業	3事業
Ⅲ-2	地方創生・関係人口 の創出	9事業	8事業	7事業	88%	7事業	6事業
Ⅲ-3	教育・人材育成	17事業	11事業	7事業	64%	19事業	12事業
Ⅲ-4	産業振興	16事業	11事業	8事業	73%	18事業	12事業
Ⅲ-5	健康・医療・福祉	11事業	8事業	6事業	75%	10事業	8事業
Ⅲ-6	安全・安心、環境	9事業	6事業	3事業	50%	10事業	8事業
Ⅳ	デジタルデバイド対策	3事業	3事業	0事業	0%	3事業	2事業
Ⅴ	情報セキュリティ対策・ 個人情報保護	2事業	0事業	0事業	-	1事業	0事業
	合 計	71事業	50事業	33事業	66%	72事業	51事業

【地域のデジタル変革（DX）等】令和4年度 主な取組状況 及び 令和5年度 実施予定

Ⅲ-1 震災からの復興・再生

新しい価値

浜通り地域への産業基盤の構築、全国から新たな活力の誘引

項目	R4取組内容	R4成果・効果		R5取組内容	
避難地域12市町村に係るデジタル情報発信の推進	全国の移住希望者に対して避難12市町村の情報発信、交流人口拡大や関係人口の創出、市町村における移住体験、受入体制の構築など、移住推進の各フェイズにおいてデジタルメディアを活用する。	随時、情報発信（メルマガ配信、インターネット広告、移住専門雑誌への掲載など）に努めた。		【KPIを上方修正】目標値を大きく上回ったため、目標値を上方修正し、更なる情報発信に努める。	
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
ふくしま12市町村移住ポータルサイト（未来ワークふくしま）のページビュー（PV）数		110万件	232.36万件	達成	250万件 (変更前:121万件)

Ⅲ-2 地方創生・関係人口の創出

新しい価値

関係人口の拡大とそれを活用した地域課題の解決、効果的・効率的な情報発信

項目	R4取組内容	R4成果・効果		R5取組内容	
リモートワーク等を活用した副業人材による地域課題の解決	都市部において自らのスキル等を地方での課題解決にいかしたいと考える情熱を持った人材と県内事業者をマッチングし、リモートワーク等を活用した副業プロジェクトによる関係づくりを促進していく。	リモートワーク等を活用したシステムの設計等を行いながら、地域課題の解決を行っており、令和5年度も引き続き活動を予定している。		【KPIを上方修正】目標値を上回ったため、取組を継続して実施する。	
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
課題解決プロジェクト参加者数		130人	144人	達成	138人 (変更前:130人)

Ⅲ-3 教育・人材育成

新しい価値

多様な子どもたちに個別最適化された学びの実現、企業等におけるデジタル人材の底上げ

項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践	端末や環境が異なっても、県内どこにおいても実践できる事例を集め、広く周知することで、児童生徒の資質・能力の育成に寄与する。(AIドリル導入実験等)	地区別研究協議会や実践協力校の公開授業研究会等を開催した。			地区別研究協議会や実践協力校の公開授業研究会等を継続して開催し、まとめとしてリーフレットを作成して目標達成を目指す。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
教員のICT活用指導力 (※全教員を対象にしたアンケート「授業にICTを活用して指導する能力」の集計結果より)		70%	69%	一部達成	75%
項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
テクノアカデミーを中心としたデジタル人材育成	テクノアカデミーにおける最新機器整備や活用、AI・IoT活用に向けたプログラミング技術習得等による若年層のDX人材の育成に加え、県内中小企業(製造業)を対象としたデジタル化に向けた理解醸成等を推進していく。	県内関係団体に幅広く事業を周知し、理解と協力を得るとともに、企業のDXに関する現状やニーズを踏まえ、DX講義や人材育成支援を実施した。			令和4年度の取組に加え、県内中小企業(製造業)を対象にしたDX人材育成支援について一体的に取り組む。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
①テクノアカデミーにおけるDX関連講義の時間数 ②DX人材の育成を支援する企業数		①500時間 ②50企業	①823時間 ②50企業	達成	①1,000時間 ②50企業

Ⅲ-4 産業振興

新しい価値

中小企業、農林漁業者等の経営の効率化、競争力強化、担い手の確保

項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
ハイテクプラザを中心とした企業のデジタル変革（DX）支援	ハイテクプラザにおいて、研究会運営やAI・IoT実証設備の活用により、普及啓発から人材育成、技術支援までを一体的に実施する。	セミナーの開催のほか、個々の企業の要望や状況に応じた人材育成や技術支援を実施した。 研究会事業や技術支援は引き続き企業ニーズが高いため、内容及び規模を維持し継続する。			目標値を達成したため、取組を継続して実施する。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
技術支援を受けた企業が、実際にAI・IoT製品や技術等を自社に導入するに至った件数		4件	4件	達成	6件

項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
スマート農業の推進	農業生産の効率化、高収益化を図るため、スマート農業技術を活用した実証研究を行うとともに、先端技術の現地での実証を通じた普及活動を行う。	県内各農林事務所において、実証ほの設置・運営を行うとともに、実証ほを活用した研修会やセミナー、現地検討会を開催することでスマート農業技術の普及拡大を図った。			目標値を上回ったため、取組を継続して実施する。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
スマート農業等技術を導入した経営体数		670経営体	688経営体	達成	718経営体

Ⅲ-5 健康・医療・福祉

新しい価値

医療、介護等サービスの向上、従事する職員の負担軽減、担い手不足の解消

項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
介護施設へのロボットやデジタル技術の導入推進	介護支援ロボット導入やICTを活用した通信環境の整備、業務改善支援など、介護現場における生産性向上の取組を支援する。	介護業界のICT導入へのニーズの高まりと合致した補助事業を展開できた。			目標値を大きく上回ったため、取組を継続して実施する。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
介護ロボットやICT機器の導入施設数		277件	531件	達成	315件(※)

※上方修正を検討

項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
スマートフォンアプリを活用した健康増進	県民が健康づくりに参加しやすいよう、インセンティブを付与する仕組みを取り入れた「健民アプリ」の活用や深化、市町村と連携した「ふくしま健民パスポート」事業を実施する。	自転車機能を新しく追加した。令和5年度もアプリコンテンツの拡充を図る。			目標値を上回ったため、アプリコンテンツの拡充を図りながら取組を継続して実施する。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
ふくしま健民アプリのダウンロード数		68,441件	69,236件	達成	78,441件

Ⅲ-6 安全・安心、環境

新しい価値

社会の強靱化、安全・安心な暮らしの実現

項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
V R等体験型防災講座の推進	基本的な防災知識を身につけ、最新の防災情報や防災に関する行動を学ぶとともに、ウェブサイト上でV Rや防災講座を体験できる環境を構築し、防災学習ができる環境を整備することで正確な防災行動を起こせる県民を増加させる。	V R映像をウェブ上で体験できる環境を構築し、防災講座を実施したが、相手方のインターネット環境によって接続できないなどの状況が確認された。			予定より進捗に遅れが生じているため、運用方法及び体制を検討し、目標達成を目指す。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
防災啓発実施者数		10,000人	5,277人	一部達成	10,000人

項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
防犯・防災意識の向上	メールにより犯罪発生情報、防犯情報、交通安全情報等を発信し、県民の防犯意識等の向上を図る。	和5年3月末現在で、メール受信登録者数約7万6千人を超えており、警察情報の配信を継続して行っていく。			目標値を上回ったため、取組を継続して実施する。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
POLICEメールふくしまの受信登録件数		70,000件	76,000件	達成	100,000件

IV デジタルデバインド対策

項目	R4取組内容	R4成果・効果			R5取組内容
地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援	高齢者向けのスマホ教室等を開催し、高齢者の情報リテラシーの向上を図る。	新型コロナウイルスの影響等により、令和4年度実績で371名となり、計画を下回った。			参加者に、より丁寧な指導ができるよう、講師アシスタントを増員するとともに、町村と連携し、積極的な住民への周知・広報を行う。
指標名		目標値 (R4年度)	実績値 (R4年度)	指標の 達成状況	目標値 (R5年度)
情報リテラシー向上事業に参加した高齢者の人数		930人	371人	一部達成	930人

V 情報セキュリティ・個人情報保護

項目	R4取組内容	R4成果・効果	R5取組内容
情報セキュリティ対策	自治体情報セキュリティクラウドサービスについて、東北6県及び新潟県で共同仕様で調達し、高度なセキュリティ監視サービス等を利用する。	令和4年4月1日より、自治体情報セキュリティクラウドサービスの運用を開始した。	自治体情報セキュリティクラウドサービスを安定的に運用する。

※ KPIの設定がなじまない取組項目

【資料2-2】（参考資料）行政のDXに係る令和4年度関連事業取組実績・成果一覧

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和4年度関連事業・取組一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標		
1	1 まず始めに実施すべき取組	1(1) 職員の意識改革と行動変容	総務部 職員研修課	ふくしま自治研修センターにおける職層別研修への派遣	ふくしま自治研修センターで実施される職層別研修に職員を派遣し、DXを含む業務改善、生産性向上の考え方に関する理解を促進する。	【目標】 令和4年度においては、応用力アップ研修、実行力アップ研修、新任係長研修、新任課長研修、新任管理者研修、新任課長研修に700名程度の職員を派遣する予定である。	-	令和4年度は、応用力アップ研修、実行力アップ研修、新任係長研修、新任管理者研修、新任課長研修に760名の職員を派遣し、DXを含む業務改善・生産性向上の考え方に関する理解の促進を図った。
2	1 まず始めに実施すべき取組	1(1) 職員の意識改革と行動変容	総務部 職員研修課	職員研修事業（新任管理者特別研修事業）	新たに管理職となった職員を対象に、知事講話、働き方改革及びDX等に関する研修を行う。	【目標】 令和4年度においては、100名程度の職員を対象に研修を実施する予定である。	-	令和4年度は、98名の職員に対して、知事講話やDX等に関する研修を行い、職員に意識改革と行動変容を促した。
3	1 まず始めに実施すべき取組	1(1) 職員の意識改革と行動変容	総務部 人事課	人事・給与・行政組織等管理事業（働き方改革推進事業）	働き方改革、DXの推進に向けて職員の意識改革を行うため、庁内に理想の働き方の実施例を創出し、その状況を庁内に共有する。	【目標】 モバイルPC、無線LAN等を導入することにより、在宅勤務、ペーパーレス等に取り組む実践例を創出し、その内容を庁内に共有することで職員に意識改革と行動変容を促す。	-	「働き方ラボ」として、本庁（地域づくり総室エネルギー課）、出先機関（県南地方振興局企画商工部）に1箇所ずつ、実施所属を選定し環境整備等を実施。また、DX・働き方改革動画研修において働き方ラボの取組状況を庁内に共有し、職員に意識改革と行動変容を促した。
4	1 まず始めに実施すべき取組	1(1) 職員の意識改革と行動変容	総務部 行政経営課	職員の意識改革と行動変容に向けた取組	部局提案型BPR推進事業の実施結果について、県庁内への共有や、会議での報告などを通じて、積極的に展開し、同様の業務等への横展開と職員の意識改革につなげる。	【目標】 BPRを県庁内に浸透させ、今後のBPRの推進や県庁のデジタル変革に対する全庁的な機運の醸成につなげる。	-	令和4年度においては県庁内の8部8課がBPRを実施し、庁内成果報告会を開催した。令和5年度においても特定業務の見直しなどBPRの取組を継続する。
5	1 まず始めに実施すべき取組	1(2) 業務の棚卸し(可視化)とBPR	総務部 行政経営課	人事・給与・行政組織等管理事業（県庁のDX・業務改革推進事業（部局提案型BPR推進事業））	令和3年度に実施した「業務実態調査」の結果を基に、各部局から主体的に提案された課に対してBPRを実施する。	【指標（KPI）】 県庁内の8課（室）に対し、BPRを行う。	達成	令和4年度においては県庁内の8部8課がBPRを実施し、庁内成果報告会等により取組事例を庁内に共有した。令和5年度においても支払業務などの特定業務の見直しなどBPRの取組を継続する。
6	1 まず始めに実施すべき取組	1(3) 書面規制、押印、対面規制の見直し	総務部 行政経営課	書面規制、押印、対面規制の見直し	書面規制、対面規制については、マニュアル策定等の動向や、当該マニュアルを踏まえた本県の対応方針の検討を進める。押印については、県規定に基づく約92%を見直したところであり、今後は個別の支障事例に応じて見直し等の検討を進める。電子契約については、導入事例の情報収集に取り組む。	【目標】 書面規制、対面規制については、国の対応を踏まえ、速やかに本県の対応方針を検討する。押印については、支障事例に応じて、担当課、制度所管課とともに見直しに向けた取組を検討する。電子契約については、導入の課題の整理を進める。	-	書面規制、対面規制については対応方針の検討を行い、令和5年度に対応方針を策定する。押印については、引き続き見直し状況の調査を行うなど見直しの取組を継続する。電子契約については導入に向けた検討を行い、試行導入に向けた検討を行う。
7	1 まず始めに実施すべき取組	計画	警察本部 警務課	福島県警察DX推進事業（内部管理業務デジタル変革推進事業）	業務の現状分析を行い、デジタル化すべき業務・手続、優先順位、システム化等の方法、費用対効果などを整理し、民間のITコンサルタントの専門的知見を活用して業務のデジタル変革を推進する。	【目標】 業務の現状分析を行い、デジタル化すべき業務・手続、優先順位、システム化等の方法、費用対効果などを整理してシステム化に当たっての要件定義、調達仕様書作成等を行う。	-	①委託業者の知見を得て、業務の現状分析を行い、デジタル化すべき業務・手続、優先順位、システム化等の方法、費用対効果などを整理した。 ②機能要件、非機能要件等を整理し、調達仕様書（案）を作成した。（目標達成） ③作成した調達仕様書（案）を基に、システム構築可能な業者を選定の上、令和8年度中の完成に向けて検討・開発を進めていく。
8	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(1) 行政手続のオンライン化	総務部 行政経営課 企画調整部 デジタル変革課	行政手続のオンライン化の推進	オンライン化の手法（メール、簡易申請システム、マイナポータル等）及び推進方法について、関係課と検討を進める。	【指標（KPI）】 県及び市町村の行政手続のオンライン利用率について、61.0%を目標とする。	一部達成	オンライン化された手続数は増加したが、増加した手続に係るオンライン利用率が低かったため、全体の値としては減少した。（オンライン利用率：47.3%） 令和4年度は、県及び市町村の行政手続のオンライン申請について窓口の一本化とUIの統一を図る「オンライン行政手続統合サービス」の構築に向けて、基本設計を実施しており、令和5年度にサービス提供を開始することにより、オンライン利用率の向上を図っていく。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画				令和4年度関連事業・取組一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容	
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標				
9	2	行政サービスの向上に向けた取組	2(1)	行政手続のオンライン化	総務部 文書法務課	電子決裁の拡充	文書管理システム上で電子決裁による業務の省力化・効率化を図る。	【目標】 文書管理システムにおける電子決裁機能の開発・構築に係る事業費の確保を目指す。	-	令和5年度に実施するシステム改修に向け、電子決裁に係る機能、運用に関する検討を行い、方針を決定するとともに、事業費を確保した。
10	2	行政サービスの向上に向けた取組	2(1)	行政手続のオンライン化	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（オールふくしまDX推進基本設計構築事業）	県及び市町村が共通の認識を持ってDXを進めるため、行政手続（県、市町村）の共通ポータルを提供するための仕様を策定するとともに、データ連携に必要なルールや機能を標準化し、各種サービスにつなぐ仕様を設計して、本県のデジタル変革の推進を図る。	【目標】 行政手続のオンライン化について、県及び市町村共通のポータルを提供するための仕様等を策定する。	-	オンライン化された手続数は増加したが、増加した手続に係るオンライン利用率が低かったため、全体の値としては減少した。（オンライン利用率：47.3%） 令和4年度は、県及び市町村の行政手続のオンライン申請について窓口の一本化とU1の統一を図る「オンライン行政手続統合サービス」の構築に向けて、基本設計を実施しており、令和5年度にサービス提供を開始することにより、オンライン利用率の向上を図っていく。
11	2	行政サービスの向上に向けた取組	2(1)	行政手続のオンライン化	企画調整部 デジタル変革課	申請・届出オンライン化事業	県民の利便性向上、業務の効率化を図るため、県と市町村が共同で申請・届出を行うシステムを引き続き導入する。	【目標】 共同導入した電子申請システムの利用件数について、11万件を目標とする。	-	令和4年度の電子申請システムの利用実績について、新型コロナウイルス対応での活用等により、267,675件になり、目標を達成した。 令和5年度も引き続き同システムを運用していく。
12	2	行政サービスの向上に向けた取組	2(1)	行政手続のオンライン化	土木部 建設産業室	建設業法施行管理事業（経営事項審査事業）	建設業許可・経営事項審査の電子申請システムについて、運用開始に向けた調整・検討を進める。	【目標】 令和5年1月運用を開始する予定の国と都道府県の共通システムの利用について、業者等（建設業許可9,000件程度、経営事項審査2,600件程度）に対してホームページ等での周知を行う。	-	・当室ホームページにて電子申請システムを周知した。 ・令和5年1月10日からシステムの運用を開始し、令和5年3月31日までに、同システムを利用して14件の申請・届出がなされた。 ・引き続き、事業者等へ周知を行い、電子申請による申請・届出を定着させていく。
13	2	行政サービスの向上に向けた取組	2(2)	キャッシュレス決済の導入	総務部 税務課	収納業務委託事業（コンビニ収納委託事業）	コンビニ納付期間の延長、対象とする電子マネーの拡充等を行う。	【指標（KPI）】 自動車税種別割に係る電子決済の利用件数について、24,595件を目標とする。	一部達成	①昨年度から電子決済アプリを拡充して実施。②利用件数は全体で19,351件で目標を下回ったものの、コンビニ利用率は、令和4年7月31日時点の件数全体で+3.72%増となる50.1%。納期内納付率は金額ベースで+1.36%増となる55.56%となった。③R5年度からは地方税共通納税システムで電子決済が引き継がれることから、改めて利用促進を図っていく。
14	2	行政サービスの向上に向けた取組	2(2)	キャッシュレス決済の導入	総務部 税務システム課	税務システム業務委託事業（税務システム維持管理事業）	地方税共通納税システムの対象税目拡大対応、コンビニ・クレジット納付の通年化に対応するためのシステム改修等を行う。	【目標】 令和5年4月のシステムリリースに向け、令和4年度に左記改修を行う。	-	令和4年度中に税務システムの改修を行い、自動車税種別割について、令和5年度納税通知書から通年でコンビニエンスストアで納付できるようにしたほか、全国共通の仕様に沿ったシステム改修を行い、「地方税お支払サイト」からクレジットカードによる納付、インターネットバンキングによる納付が可能となった。
15	2	行政サービスの向上に向けた取組	2(2)	キャッシュレス決済の導入	出納局 出納総務課	キャッシュレス決済等の導入	現在の銀行窓口収納に加え、非対面、非接触による支払いが可能となるキャッシュレス決済の導入及びコンビニエンスストアにおける納付も可能となるよう取組む。	【目標】 財務会計システムの定例調定により納入通知書を発行している使用料・手数料等を対象に導入する。	-	キャッシュレス決済等の導入に必要な収納代行業者の選定にあたり、公募型プロポーザルを実施した。 令和5年度は、収納代行業者決定後直ちに財務会計システムの改修に取りかかり、各種テストを経て、令和6年3月に運用開始できるよう進めていく。
16	2	行政サービスの向上に向けた取組	2(3)	オープンデータの充実	企画調整部 デジタル変革課	オープンデータの推進	県が保有するデータについて、関係部局と連携し、データの棚卸しを行い、公開可能なデータを把握するとともに、オープンデータとして順次公開する。	【指標（KPI）】 オープンデータポータルサイトの閲覧件数について、23,146件を目標とする。	一部達成	新型コロナウイルスに係る閲覧が減少したこと等により、令和4年度の閲覧件数は6,477件と、目標に対して28%の進捗にとどまった。
17	3	公務効率の向上に向けた取組	3(1)	ペーパーレス化の推進	総務部 行政経営課	ペーパーレス化の推進	庁内のペーパーレス化を推進し、コピー用紙の購入量を削減する。	【指標（KPI）】 ペーパーレス化に向けた職員の行動計画を策定する。 （コピー用紙購入量：40万枚）	達成	令和4年度に県庁ペーパーレス化アクションプログラムを策定した。令和5年度は、PDF編集ソフトの導入やモバイルパソコンの配備など更なるペーパーレス化の推進に取り組んでいく。 （令和4年度コピー用紙購入量：35万枚）
18	3	公務効率の向上に向けた取組	3(2)	庶務業務改革	総務部 職員業務課	庶務業務集中処理化推進業務（庶務システム運用事業）	庶務業務の省力化・効率化を担うため、庶務システムの運用を行う。	【目標】 庶務システムについて、対象所属が拡大した後も安定したサービス提供をする。	-	関係各課、ベンダーと連携しスケジュールどおりシステム改修を行うとともに、庶務システムの安定運用を図った。 次年度以降も、システム改修の必要が生じた都度改修を行い、引き続きシステムの安定運用を図る。
(再掲)	3	公務効率の向上に向けた取組	3(3)	電子決裁の拡充	総務部 文書法務課	電子決裁の拡充	文書管理システム上で電子決裁による業務の省力化・効率化を図る。	【指標（KPI）】 文書管理システムにおける電子決裁機能の開発・構築に係る事業費の確保を目指す。	達成	令和5年度に実施するシステム改修に向け、電子決裁に係る機能、運用に関する検討を行い、方針を決定するとともに、事業費を確保した。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和4年度関連事業・取組一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標		
19	3 公務効率の向上に向けた取組	3(4) 業務システムの連携・最適化	企画調整部 デジタル変革課	業務システムの実態把握	庁内で構築されている業務システム（令和2年度末時点で202のシステム）について、業務システムの棚卸しに向け、詳細を把握する。	【目標】 業務システムの詳細を把握する。	-	情報システム基本調査を実施（令和4年度は全部局で223のシステム）した。
20	3 公務効率の向上に向けた取組	3(5) RPAの導入	総務部 行政経営課	人事・給与・行政組織等管理事業（県庁のDX・業務改革推進事業（業務プロセスの見直しと連携したRPA等導入事業））	BPRを実施した業務等から、新たなRPAを導入し、業務の効率化を図る。	【指標（KPI）】 RPAの導入により削減される年間の業務時間について、11,400時間を目標とする。	達成	令和4年度においては財務会計システムの支払業務なども含め10業務への新規導入を行った（令和4年度計28業務）。 令和5年度においても10業務への新規導入を行う。 （令和4年度RPAの導入により削減された業務時間：12,768時間）
21	3 公務効率の向上に向けた取組	3(6) AIの活用 議事録の作成支援	総務部 行政経営課	人事・給与・行政組織等管理事業（県庁のDX・業務改革推進事業（議事録作成支援システム運用事業））	議事録作成支援システムの運用拡大を図る。	【指標（KPI）】 議事録作成支援システムの年間利用時間について、1,400時間を目標とする。	達成	議事録作成支援システムについて全所属のIDを作成することで全所属が利用できる環境を整備したことにより、利用時間が増加した。 令和5年度も運用を継続する。 （令和4年度議事録作成支援システムの利用時間：1,932時間）
22	3 公務効率の向上に向けた取組	3(6) AIの活用 AIチャットボットの導入	企画調整部 デジタル変革課	デジタルコミュニケーション推進事業（AIヘルプデスク高度化事業）	職員からの質問に対してAIが質問の意味を解釈して、自動で応答するシステム（チャットボット）を導入する。	【指標（KPI）】 チャットボットの利用満足度について、「満足した」と回答した割合を58%とすることを目標とする。	一部達成	職員業務課、デジタル変革課で導入しており、令和4年12月からコロナ対策本部でも導入を開始した。職員業務課、デジタル変革課での実績としては満足度は過半数を超えたが、目標には届かなかった。令和5年度は、チャットボットの回答内容の見直し等を行い、満足度の向上を目指す。また、出納局への導入も予定している。 （令和4年度利用満足度：54%）
23	3 公務効率の向上に向けた取組	3(7) ビジネス管理ツールの導入	企画調整部 デジタル変革課	デジタルコミュニケーション推進事業（チャットコミュニケーション推進事業）	自治体専用チャットツールを導入し、実証事業として情報共有の迅速化、業務の効率化の効果を検証する。	【目標】 自治体専用チャットツールを導入し、県8所属及び市町村と実証を行う。	-	令和4年度は県12所属、市町村及び他県と実証を実施した。 アンケート調査により一定の導入効果（情報共有の迅速化・業務効率化）を確認した。 令和5年度も継続して実証事業を行い、令和6年度以降の方向性を決定する。
24	3 公務効率の向上に向けた取組	計画	議会事務局 総務課	議会ICT導入経費	議会審議の充実や議会運営の効率化・活性化のため、タブレット端末を導入する。	【目標】 9月定例会からタブレット端末を試行導入し、議会ICT化検討会で効果等を検証しながら、ペーパーレス化する会議を徐々に増やしていく。	-	①予定どおり上半期にタブレット端末の調達、準備を完了し、9月定例会より施行導入を開始した。ICT化検討会の検討を経て計画した9会議について、予定どおり年度内の試行導入を行った。②ICT化検討会において進捗管理を行っており、予定どおり目標が達成される見込み。③令和5年度中に本会議を除く大半の会議において、タブレット端末の試行導入を行う。
25	3 公務効率の向上に向けた取組	計画	警察本部 警務課	福島県警察DX推進事業（RPA導入検証事業）	定型単純作業の割合が大きい業務にRPAツール、AI-OCRを導入し、定型単純作業にかけられていた人員や時間を削減して業務を効率化する。 令和4年度で導入、実証を行い、分析・検証の結果得られた削減効果を踏まえて、より効果的な運用方法を検討する。	【目標】 RPAツールの適用業務数について、5業務を目標とする。	-	①委託業者の知見を得て、高い効果が見込まれる5業務を選定し、RPA・AI-OCRを適用した。導入後は効果検証作業を繰り返して、人的コストの削減効果を高める取組を行ったほか、職員向け勉強会を開催した。 ②5業務に対してRPA・AI-OCRを適用した。（目標達成） ③新たに高い導入効果が見込まれる5業務を選定してRPA・AI-OCRを適用し、適用業務を計10業務とする。 新たに選定した5業務は、人的コストの削減効果等の検証を行い、業務の効率化を図る。
26	3 公務効率の向上に向けた取組	計画	警察本部 警務課	福島県警察DX推進事業（音声入力支援ソフト導入事業）	音声認識で自動タイピングを行う音声入力支援ソフトを導入し、各種会議での議事録、各種報告書作成に係る業務負担の軽減を図る。 令和4年度で導入、実証を行い、分析・検証の結果得られた削減効果を踏まえて、より効果的な運用方法を検討する。	【目標】 音声入力支援ソフトにより議事録等を作成する会議等時間数について、200時間を目標とする。	-	①令和5年1月に音声入力支援ソフトを導入し、議事録や各種報告書作成に活用した。 ②実際に導入した令和5年1月から3月までの3か月間で約95時間利用されており、年間換算で200時間以上利用が見込まれる。（目標達成） ③より効果的な運用方法の検討を進めつつ、庁庁的に広く運用して200時間以上の利用を実現する。
27	4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ加速させる取組	4(1) Web会議の拡充	企画調整部 デジタル変革課	デジタルコミュニケーション推進事業（県市町村Web会議・情報連絡システム運用事業）	県が開催する会議を可能な限りWebで実施することにより、市町村職員等参加者の移動時間を削減する。	【指標（KPI）】 職員が必要な時にWeb会議をいつでも開催できるよう、通信等環境の整備やタブレットの配備等を行う。（自席から参加可能なWEB会議の種類：3種類）	達成	タブレットや自席末を使用し、オンラインで会議・打合せを実施した。 Zoomに加えて、WebExやTeamsのweb会議も利用可能とした。 （令和4年度自席から参加可能なWEB会議の種類：3種類）

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和4年度関連事業・取組一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容	
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標			
(再掲)	4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ加速させる取組	4(2)	テレワークの推進	総務部 人事課	人事・給与・行政組織等管理事業 (働き方改革推進事業)	働き方改革、DXの推進に向けて職員の意識改革を行うため、庁内に理想の働き方の実施例を創出し、その状況を庁内に共有する。	【指標（KPI）】 モバイルPC、無線LAN等を導入することにより、在宅勤務、ペーパーレス等に取り組む実践例を創出し、その内容を庁内に共有することで職員に意識改革と行動変容を促す。 (職員の職場満足度：4以上)	一部達成	「働き方ラボ」として、本庁（地域づくり総室エネルギー課）、出先機関（県南地方振興局企画商工部）に1箇所ずつ、実施所属を選定し環境整備等を実施。また、DX・働き方改革動画研修において働き方ラボの取組状況を庁内に共有し、職員に意識改革と行動変容を促した。 (令和4年度職員の職場満足度：3.59)
28	4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ加速させる取組	4(2)	テレワークの推進	総務部 施設管理課	在宅勤務用スマートフォンの試行導入	県庁舎電話交換機改修工事において、在宅勤務用スマートフォンの試行導入を検討する。	【目標】 最適な仕組みの導入に向けた検討を行う。	-	試行導入にあたって必要となる県庁舎電話交換機設備の改修（IP内線化への対応等）を実施した。
29	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(1)	インターネット閲覧時の利便性の向上	企画調整部 デジタル変革課	情報通信基盤運営事業(具情報通信ネットワークシステム運用管理事業)	インターネットを閲覧する際のシステムをの更新に伴い、同時に閲覧可能なパソコンの台数を増加させ、業務の効率化を推進する。	【指標（KPI）】 インターネットを同時に閲覧可能な台数を500台とする。	達成	システム更新により同時閲覧可能台数 6,000台を実現した。また以前のシステムよりも起動までにかかる時間の短縮を実現し、さらなる効率化を推進した。
30	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(2)	庁内ネットワークの無線化	企画調整部 デジタル変革課	庁内ネットワークの無線化	庁内に無線LANアクセスポイントを試行導入し、グループウェアや各所属のデータサーバ等に無線で接続できるようにする。	【目標】 32の所属において、一部のパソコンに無線LANを導入することにより、無線化が適する業務の種類や、業務の効率化の割合等を検証する。	-	32の所属の執務室への試行導入及び検証の結果、令和5年度は主に会議室に無線LANアクセスポイントを設置するにより、業務効率化の検証を行う。
31	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(3)	職員用パソコンのモバイル化	企画調整部 デジタル変革課	モバイルPCの導入	在宅勤務及びモバイルワークに使用するため、職員のパソコンのモバイル化について検討を行う。	【目標】 令和5年度の職員のパソコン更新に向け、パソコンのモバイル化に向けた検討を行う。	-	令和4年度にパソコンのモバイル化に向けた検討を行った結果、令和5年度に、モバイルパソコン350台の先行導入を行うこととした。
32	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(4)	ファイルサーバーのクラウド化	企画調整部 デジタル変革課	ファイルサーバーのクラウド化	ファイルサーバーのクラウド化に向けた検討を行う。	【目標】 現在各所属で設置しているサーバーの現状を確認し、ファイルサーバーのクラウド化に向けた検討を行う。	-	令和4年度にファイルサーバーのクラウド化に向けた検討を行った結果、令和5年度より一部の所属において試験導入を行うこととした。
(再掲)	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(5)	オフィス改革	総務部 人事課	人事・給与・行政組織等管理事業 (働き方改革推進事業)	働き方改革、DXの推進に向けて職員の意識改革を行うため、庁内に理想の働き方の実施例を創出し、その状況を庁内に共有する。	【目標】 モバイルPC、無線LAN等を導入することにより、在宅勤務、ペーパーレス等に取り組む実践例を創出し、その内容を庁内に共有することで職員に意識改革と行動変容を促す。	-	「働き方ラボ」として、本庁（地域づくり総室エネルギー課）、出先機関（県南地方振興局企画商工部）に1箇所ずつ、実施所属を選定し環境整備等を実施。また、DX・働き方改革動画研修において働き方ラボの取組状況を庁内に共有し、職員に意識改革と行動変容を促した。
33	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(6)	職員の育成と情報リテラシーの向上	総務部 職員研修課	情報リテラシー等の向上に向けた職員の自己啓発支援	業務との関連性や自身のレベルに応じてコースを選択できる通信教育講座（有料）について、DX、統計、ソフトウェア等情報リテラシーに関するコースを拡充する。	【目標】 有料の自己啓発であることから、指標の設定は行わないが、職員に多様なメニューを提供することにより、職員の情報リテラシーの底上げを図っていく。	-	令和4年度は、DX、統計、ソフトウェア等情報リテラシーに関するコースを拡充し、職員の自己啓発を支援した。
34	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(6)	職員の育成と情報リテラシーの向上	総務部 職員研修課	民間企業派遣研修	働き方改革やDXなどで先進的な取組を進める民間企業での勤務経験を通し、職員の育成及び県庁内の活性化を図る。	【目標】 民間企業2社に1名ずつ職員を派遣する。	-	令和4年度は、三井物産株式会社及びカブリー株式会社1名ずつ職員を派遣し職員の育成を図った。
35	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(6)	職員の育成と情報リテラシーの向上	企画調整部 デジタル変革課	情報セキュリティ研修等の実施	一般職員向け及び管理職員を対象とした情報セキュリティ研修及びITLを対象としたITL研修を行う。	【指標（KPI）】 一般職員向け及び管理職員を対象とした情報セキュリティ研修及びITLを対象としたITL研修を行う。 (県職員向け研修等の実施回数：10回)	達成	令和4年度は、新たに自治研修センターでのDX研修及び管理職を除く全職員を対象としたDX動画研修を実施した。 また、一般職員及び管理職員を対象とした情報セキュリティ研修及びITLを対象としたITL研修を実施したほか、地方公共団体情報システム機構が開催するデジタル化に係る専門研修の受講を促した。 令和5年度は、関係課と連携し、職層別の研修を実施することで、DXの機運の醸成を図る。 (令和4年度県職員向け研修等の実施回数：16回)

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画				令和4年度関連事業・取組一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標			
36	5-1~4の取組を支える基盤整備	計画	警察情報通信ネットワーク環境の整備	警察本部情報管理課	福島県警察DX推進事業（警察情報モバイルネットワーク環境整備事業）	警察情報通信ネットワーク環境のない場所での警察情報システムへの接続環境整備	【目標】 モバイルネットワーク回線を5回線契約し、ネットワーク環境のない場所での勤務を可能とする。	-	モバイルネットワーク回線を5回線契約し、ネットワーク環境のない在宅勤務などで活用した。令和5年度には5回線追加し、更なる勤務環境の充実を図る。
37	第4-1 市町村支援・連携	1(1)	職員の意識改革	総務部市町村行政課企画調整部デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（市町村DX推進トップセミナー事業）	市町村におけるデジタル変革に向けた機運の醸成、認識の共有を図るため、市町村長等を対象に研修会・勉強会を開催する。	【目標】 市町村におけるデジタル変革に向けた機運の醸成、認識の共有を図るため、市町村長等を対象としたトップマネジメントセミナーを2回、市町村職員を対象としたDXの基礎セミナーを2回、合計4回開催する。	-	①市町村長等を対象としたトップマネジメントセミナーを、5月25日(水)と8月1日(月)の2回開催した。参加人数はのべ329名。また、市町村の一般職員を対象とした自治体DX基礎セミナーを、7月25日(月)と8月30日(火)の2回開催した。参加人数はのべ111名。②トップセミナーでは、DX推進の基本や、トップダウンによるDXの推進方法、基礎セミナーではDXの概念や目的・取組事例の紹介などを行い、市町村におけるDXの基礎的な共通理解の形成や実践意識の醸成を行った。③自治体DXの推進を単年度で達成することは難しいため、令和5年度も継続してセミナーを開催する。
38	第4-1 市町村支援・連携	1(2)	デジタル人材の確保・育成	企画調整部デジタル変革課	デジタル人材の確保・育成	市町村のデジタル人材に係るニーズを把握し、必要な支援を行う。	【目標】 市町村のデジタル人材に係るニーズを把握し、必要な支援を行う。	-	市町村へICTアドバイザーを派遣し、市町村の課題を分析し、AI、RPA等の先端技術の活用等、適切な解決策を助言する「ICTアドバイザー市町村派遣事業」を実施した。令和4年度から令和6年度の3か年で県内全59市町村を支援。令和4年度は19市町村に実施しており、令和5年度は20市町村の実施を予定している。
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	1(3)	自治体情報システムの標準化・共通化	企画調整部デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（オールふくしまDX推進基本設計構築事業）	県及び市町村が共通の認識を持ってDXを進めるため、①行政手続（県、市町村）の共通ポータルを提供するための仕様を策定するとともに、②データ連携に必要なルールや機能を標準化し、各種サービスにつなぐ仕様を設計する。	【指標（KPI）】 ①県及び市町村のオンライン利用率について、61.0%を目標とする。 ②スマートシティに取り組む市町村について、2団体（累計）を目標とする。	一部達成	①オンライン化された手続数は増加したが、増加した手続に係るオンライン利用率が低かったため、全体の値としては減少した。（オンライン利用率：47.3%） 令和4年度は、県及び市町村の行政手続のオンライン申請について窓口の一本化とUIの統一を図る「オンライン行政手続統合サービス」の構築に向けて、基本設計を実施しており、令和5年度にサービス提供を開始することにより、オンライン利用率の向上を図っていく。 ②令和4年度に策定した基本設計に基づき、令和5年度は、県でスマートシティサービスを推進するためのデータ連携基盤を整備し、市町村のスマートシティに係る取組を推進していく予定。 （令和4年度スマートシティに取り組む市町村数：1団体）
39	第4-1 市町村支援・連携	1(4)	マイナンバーカードの普及促進	企画調整部デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（マイナンバーカード普及促進事業）	市町村と連携し、マイナンバーカードの出張申請受付を行い、県民のマイナンバーカードの取得率向上を図る。	【指標（KPI）】 令和4年度末までに県民のマイナンバー取得率をほぼ100%とすることを目標とする。	一部達成	令和5年3月末時点で県民のマイナンバーカード申請率が約76%（取得率は約67%）となり、マイナンバーカードの取得率向上に一定の効果をおいている。引き続き普及促進に努める。
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	1(5)	行政手続のオンライン化	企画調整部デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（オールふくしまDX推進基本設計構築事業）	県及び市町村が共通の認識を持ってDXを進めるため、①行政手続（県、市町村）の共通ポータルを提供するための仕様を策定するとともに、②データ連携に必要なルールや機能を標準化し、各種サービスにつなぐ仕様を設計する。	【指標（KPI）】 ①県及び市町村のオンライン利用率について、61.0%を目標とする。 ②スマートシティに取り組む市町村について、2団体（累計）を目標とする。	一部達成	①オンライン化された手続数は増加したが、増加した手続に係るオンライン利用率が低かったため、全体の値としては減少した。（オンライン利用率：47.3%） 令和4年度は、県及び市町村の行政手続のオンライン申請について窓口の一本化とUIの統一を図る「オンライン行政手続統合サービス」の構築に向けて、基本設計を実施しており、令和5年度にサービス提供を開始することにより、オンライン利用率の向上を図っていく。 ②令和4年度に策定した基本設計に基づき、令和5年度は、県でスマートシティサービスを推進するためのデータ連携基盤を整備し、市町村のスマートシティに係る取組を推進していく予定。 （令和4年度スマートシティに取り組む市町村数：1団体）
40	第4-1 市町村支援・連携	1(5)	行政手続のオンライン化	企画調整部デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（ICTアドバイザー市町村派遣事業）	市町村へICTアドバイザーを派遣し、市町村の課題を分析し、AI、RPA等の先端技術の活用等、適切な解決策を助言する。	【目標】 ICTアドバイザーの派遣市町村数について、19団体を目標とする。	-	令和4年度から令和6年度の3か年で県内全59市町村を支援。令和4年度は19市町村に実施しており、令和5年度は20市町村の実施を予定している。
41	第4-1 市町村支援・連携	1(5)	行政手続のオンライン化	企画調整部デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（ICT推進市町村支援事業）	市町村におけるAI、RPA等の先端技術の活用によるDXの取組を支援する。	【目標】 AI、RPA等の先端技術を活用する市町村数について、41団体（累計）を目標とする。	-	令和4年度時点で39団体（累計）。令和5年度も引き続き市町村におけるDXの取組を支援し、先端技術を活用する市町村数の底上げを図る。
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	1(5)	行政手続のオンライン化	企画調整部デジタル変革課	申請・届出オンライン化事業	県民の利便性向上、業務の効率化を図るため、県と市町村が共同で申請・届出を行うシステムを引き続き導入する。	【目標】 共同導入した電子申請システムの利用件数について、11万件を目標とする。	-	令和4年度の電子申請システムの利用実績について、新型コロナウイルス対応での活用等により、207,675件になり、目標を達成した。令和5年度も引き続き同システムを運用していく。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和4年度関連事業・取組一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標		
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	1(6)	AI・RPA等の利用促進・共同導入	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（ICT推進市町村支援事業）	市町村におけるAI、RPA等の先端技術の活用によるDX及びデジタル化の取組を財政支援する。	【指標（KPI）】 AI、RPA等の先端技術を活用する市町村数について、41団体（累計）を目標とする。	一部達成 令和4年度時点で39団体（累計）。令和5年度も引き続き市町村におけるDXの取組を支援し、先端技術を活用する市町村数の底上げを図る。
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	1(7)	テレワークの推進	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（ICTアドバイザー市町村派遣事業）	市町村へICTアドバイザーを派遣し、市町村の課題を分析し、AI、RPA等の先端技術の活用等、適切な解決策を助言する。	【目標】 ICTアドバイザーの派遣市町村数について、19団体を目標とする。	- 令和4年度から令和6年度の3か年で県内全59市町村を支援。令和4年度は19市町村に実施しており、令和5年度は20市町村の実施を予定している。
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	1(7)	テレワークの推進	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（ICT推進市町村支援事業）	市町村におけるAI、RPA等の先端技術の活用によるDX及びデジタル化の取組を財政支援する。	【指標（KPI）】 AI、RPA等の先端技術を活用する市町村数について、41団体（累計）を目標とする。	一部達成 令和4年度時点で39団体（累計）。令和5年度も引き続き市町村におけるDXの取組を支援し、先端技術を活用する市町村数の底上げを図る。
42	第4-1 市町村支援・連携	1(8)	セキュリティ対策	企画調整部 デジタル変革課	自治体情報セキュリティクラウド運用事業	不正アクセスを監視するため、市町村と共同で設置している「自治体情報セキュリティクラウド」について、令和4年度から東北6県及び新潟県が共通の仕様で調達し、高度なセキュリティ監視実施していく。	【目標】 県内59市町村及び要望のあった1一部事務組合に対し、自治体情報セキュリティクラウドのサービスを提供する。	- 令和4年4月1日より運用を開始した。
43	第4-1 市町村支援・連携	1(9)	BPR（書面規制、押印、対面規制の見直し）	総務部 市町村行政課	BPRに向けた支援	県庁での見直し方法の情報提供等による支援を行う。	【目標】 県庁での見直し方法の情報提供等による支援を行う。	- BPR支援については、総務省が実施する調査で各市町村の現状を把握したうえで、市町村へ情報提供を行った。そのほか、支援内容の検討や知見を増やすため、県内外で開催したBPRやDXに関連するセミナーや研修等に参加している。
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	1(10)	オープンデータの推進	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（ICTアドバイザー市町村派遣事業）	市町村へICTアドバイザーを派遣し、市町村の課題を分析し、AI、RPA等の先端技術の活用等、適切な解決策を助言する。	【指標（KPI）】 ICTアドバイザー市町村派遣事業の活用等により、オープンデータを整備した市町村数（累計）について、59団体とする。	達成 ICTアドバイザー市町村派遣事業の活用等により、オープンデータの公開を促進した結果、令和4年度のオープンデータを整備した市町村数は、59団体となった。
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	2(1)	各市町村の実情と地域の特性に応じた支援等	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（オールふくしまDX推進基本設計構築事業）	県及び市町村が共通の認識を持ってDXを進めるため、①行政手続（県、市町村）の共通ポータルを提供するための仕様を策定するとともに、②データ連携に必要なルールや機能を標準化し、各種サービスにつなぐ仕様を設計する。	【指標（KPI）】 ①県及び市町村のオンライン利用率について、61.0%を目標とする。 ②スマートシティに取り組む市町村について、2団体（累計）を目標とする。	①一部達成 ②一部達成 ①オンライン化された手続数は増加したが、増加した手続に係るオンライン利用率が低かったため、全体の値としては減少した。（オンライン利用率：47.3%） 令和4年度は、県及び市町村の行政手続のオンライン申請について窓口の一本化とUIの統一を図る「オンライン行政手続統合サービス」の構築に向けて、基本設計を実施しており、令和5年度にサービス提供を開始することにより、オンライン利用率の向上を図っていく。 ②令和4年度に策定した基本設計に基づき、令和5年度は、県でスマートシティサービスを推進するためのデータ連携基盤を整備し、市町村のスマートシティに係る取組を推進していく予定。 （令和4年度スマートシティに取り組む市町村数：1団体）
	第4-1 市町村支援・連携	2(2)	市町村間での業務プロセスの標準化、相互互換性のあるシステムの導入等	企画調整部 デジタル変革課				
	第4-1 市町村支援・連携	2(3)	地方振興局の所管区域等を踏まえた生活圏単位でのデジタル変革（DX）推進	企画調整部 デジタル変革課				
	第4-1 市町村支援・連携	2(4)	福島発の行政のデジタル変革（DX）モデルの構築	企画調整部 デジタル変革課				

【資料2-2】（参考資料）地域のDX等に係る令和4年度関連事業取組実績・成果一覧

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画				令和4年度関連事業（取組）一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目		担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標		
1	1 震災からの復興・再生	1(1)	避難地域12市町村に係るデジタル情報発信の推進	企画調整部 避難地域復興局 避難地域復興課	避難地域への移住促進事業	全国の移住希望者に対して避難12市町村の情報発信、交流人口拡大や関係人口の創出、市町村における移住体験、受入体制の構築など、移住推進の各フェーズにおいてデジタルメディアを活用する。	【指標（KPI）】 ふくしま12市町村移住ポータルサイト（未来ワークふくしま）のページビュー（PV）数を110万PVまで伸ばす。	達成	随時、情報発信（メルマガ配信、インターネット広告、移住専門雑誌への掲載など）に努めたことより、R4年度のPV数が2,323,642件となり、目標の110万PVを大きく上回ることができた。
2	1 震災からの復興・再生	1(2)	浜通り地域等15市町村におけるイノベーション創出支援	商工労働部 産業振興課	イノベーション創出プラットフォーム事業	福島イノベ構想の具体化のため、産業・金融・行政等からなる連携体制（プラットフォーム）を構築し、プロジェクト掘り起こしからビジネスプランの磨き上げまで、専門家による助言・指導等の支援を実施し、浜通り地域におけるイノベーションを創出するビジネス創生を推進する。	【指標（KPI）】 浜通り地域等におけるプロジェクトの支援により、10件を事業化する。	一部達成	①イノベ機構、コンサルのもと伴走支援を行い、実証試験や研究開発等をイノベ地域で進めている。 ②今年度事業化実績が2件と、少しずつ実績も出始めている。 ③来年度は一部プログラムの内容を見直すことで、さらにプログラム参加者の事業が進捗するよう支援していく。
3	1 震災からの復興・再生	1(3)	福島イノベーション・コースト構想に基づく農業先端技術の展開	農林水産部 農業振興課	福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業（先端技術活用による農業再生実証事業）	被災地農業の復興・創生を加速させるため、大規模な農業経営が実現可能となる先端技術の実証研究により、営農再開や経営規模の拡大を図る。（最先端の作業ロボットや管理システムを組み合わせた技術確立を図る）	【目標】 令和7年度に研究成果（普及に移しうる成果数）を5件発表することを目標に研究に取り組む。	-	①共同研究機関との連携のもと、被災地域の農林水産業の復興とICTやロボット技術等の先端技術を活用し、大規模水田輪作、園芸作物等の大規模農業経営の実証研究を実施。また、農業水利施設管理の省力化作業機開発や土壌肥沃度のパラッキ改善、ICT技術を活用した放牧牛管理省力化等の技術確立に向けた研究を実施している。②専門POを交えた推進会議、運営・評価委員会等の開催により進捗管理等を実施しており、目標の達成が見込まれる。③次年度以降もロードマップに基づき研究開発を継続する。
4	1 震災からの復興・再生	計画	東日本大震災及び原子力災害の風化の防止と未来への継承	企画調整部 文化スポーツ局 生涯学習課	東日本大震災・原子力災害伝承館管理運営事業（伝承館管理運営事業）	甚大な災害に見舞われた福島県の記録及び教訓、復興のあゆみを風化させることなく後世に引き継ぎ、国内外と共有するとともに、福島イノベーション・コースト構想の推進及び本県の復興の加速化に寄与するため、東日本大震災・原子力災害伝承館の運営及びデジタル技術を活用した情報発信に取り組む。	【指標（KPI）】 令和4年度の東日本大震災・原子力災害伝承館の年間来館者数5万人を目指す。	達成	令和5年3月31日時点で来館者数は80,119人となり、目標を上回ることができた。
5	2 地方創生・関係人口の創出	2(1)	テレワークによる関係人口・交流人口の拡大	企画調整部 地域振興課	テレワークによる「ふくしまぐらし。」推進事業	県内のテレワーク受入環境の充実から、テレワークや地域交流型ワーケーションの体験機会の提供、移住の実現支援までの事業展開により関係人口の創出促進を図る。	【指標（KPI）】 本県でのテレワーク体験者数について、180人を目標とする。	達成	①テレワーク等を活用して交流機会を創出し、関係人口の促進に寄与している。 ②令和4年度実績は196人が体験した。 ③来年度も取組を強化しながら、引き続き関係人口創出等を促進する。
6	2 地方創生・関係人口の創出	2(1)	テレワークによる関係人口・交流人口の拡大	商工労働部 観光交流局 観光交流課	ワーケーション活用した観光支援事業（ワーケーションを活用した観光支援事業、ワーケーション環境整備を含む宿泊施設向け補助）	ふくしまならではの体験を取り入れたプログラムを拡充するなど、受入環境やワーケーション環境整備を含む宿泊施設のバリエーションなど、環境整備を促進する。	【指標（KPI）】 ワーケーションプログラム数について、80件を目標とする。	達成	①ワーケーションプログラム造成に必要な環境整備を実施した。 ②ワーケーションプログラム数を90件に拡充し、目標を上回ることができた。 ③国の補助制度等を活用した民間レベルでの環境整備を促進していくため、継続しない。
7	2 地方創生・関係人口の創出	2(1)	テレワークによる関係人口・交流人口の拡大	生活環境部 自然保護課	ふくしまグリーン復興推進事業（ワーケーション促進事業）	国立・国定公園において、ワーケーションの導入を希望する事業者等と連携し、首都圏企業に向けた情報発信をするほか、有識者を派遣してワーケーション導入の支援を行うことによりワーケーションの普及促進を図る。	【目標】 国立・国定公園等を活用したワーケーションの普及促進に取り組む。	-	ワーケーションツアーを次のとおり実施した。 (1)磐梯朝日国立公園（猪苗代湖でのヒシの実収穫体験等 8名参加） (2)越後三山只見国定公園（沼沢湖自然観察等 9名参加） 令和5年度は、自然公園内の地域課題と企業のマッチング支援を行い、ワーケーションにより課題解決、魅力向上を目指す。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和4年度関連事業（取組）一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標		
8	2 地方創生・関係人口の創出	2(2)	リモートワーク等を活用した副業人材による地域課題の解決	企画調整部 地域振興課	パラレルキャリア人材共創促進事業	都市部において自らのスキル等を地方での課題解決にいかしたいと考える情熱を持った人材と県内事業者をマッチングし、リモートワーク等を活用した副業プロジェクトによる関係づくりを促進していく。	【指標（KPI）】 課題解決プロジェクトへの参加者数について、130人を目標とする。	達成 ①リモートワーク等を活用した副業プロジェクトを実施し、関係人口づくりを促進した。 ②令和4年度は、144人が参加した。（指標達成） ③来年度も取組を強化しながら、引き続き関係人口創出等を促進する。
9	2 地方創生・関係人口の創出	2(3)	デジタル技術を活用した地域おこしの推進	企画調整部 地域振興課	デジタル技術活用型地域おこし協力隊事業	総務省「地域おこし協力隊」制度を活用し、県が地域おこし協力隊を設置することで、デジタル・ICT技術を活用した条件不利地域の地域課題解決を図る。	【指標（KPI）】 デジタル技術活用型地域おこし協力隊の活動に当たり連携する団体数について、6団体を目標とする。	達成 デジタル技術を活用したシステムの設計等を行いながら、地域課題の解決を行っており、来年度も引き続き活動を予定している。 （令和4年度実績：6団体）
10	2 地方創生・関係人口の創出	2(4)	戦略的なデジタル広報の推進	総務部 広報課	チャレンジふくしま戦略的情報発信事業（国内外への正確な情報発信事業-ふくしま戦略的デジタル発信推進事業）	庁内の諸事業について、集中的・効率的なデジタル広報の実施とその結果の分析、効果の検証を繰り返すことで、広報の効果を高め、県全体の発信力の強化を図る。	【指標（KPI）】 庁内のデジタル広報実施事業（本事業で分析・効果検証等総合コンサルタントを行った事業数）について、25事業を選定する。	一部達成 延べ22事業を選定しデジタル広報を実施した。
11	2 地方創生・関係人口の創出	2(4)	戦略的なデジタル広報の推進	商工労働部 観光交流局 県産品振興戦略課	県産品デジタルプロモーション事業	国内及び欧米に向けた県産日本酒等に関するワンストップ型HPを構築・運営するとともに、ペルソナ像の設定によるデジタルマーケティングの展開を図る。	【指標（KPI）】 国内/欧米向けInstagramでの獲得総フォロワー数（件）について、4,500を目標とする。	達成 国内/欧米向けInstagramでの獲得総フォロワー数（件）について、令和4年度末で4,917に到達し、目標を達成した。来年度はふくしまの酒サイトへの掲載情報の充実、熱量の高いファンへの取組を行うことにより、継続的なwebサイトへの流入を促すなどの取組を行う。
12	2 地方創生・関係人口の創出	2(5)	デジタル技術を活用した観光の推進	商工労働部 観光交流局 観光交流課	観光デジタルマーケティング事業	迅速かつ的確な観光ニーズを捉え、低予算で効果的に旅行商品の造成・販促が必須であることから、顧客関係管理システムを導入することで、選定地域の戦略策定を支援するとともに、観光消費額の増加を図っていく。	【指標（KPI）】 モデル地域内における顧客関係管理システム利用により販売した商品等を通じて、顧客できた入込客数（人）について、150人を目標とする。	達成 ①システム利用によるテストマーケティングを12月～2月まで実施した。 ②入込客数は、319名となり、指標を達成した。 ③今後は、民間主体で同様の取組を継続する。
13	2 地方創生・関係人口の創出	2(5)	デジタル技術を活用した観光の推進	商工労働部 観光交流局 観光交流課	観光デジタルプロモーション強化事業	観光市場のトレンドに沿った旬な観光情報、ターゲットに合わせたデジタル等の媒体選定の上、集中投下するセグメント戦略による「伝わる」情報発信手法を確立する。	【指標（KPI）】 HP「ふくしまの旅」のPV数（件）について、928万件を目標とする。	達成 ①情報発信を10回、手法確立のための研修会13回実施した。 ②「ふくしまの旅」のPV数は、1,282万件となり、指標を達成した。
14	3 教育・人材育成	3(1)ア	情報モラル教育の推進	教育庁 義務教育課	新時代の学びを支えるICT活用プロジェクト（次世代のためのメディアリテラシー育成事業）	児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持ち、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、児童生徒の情報モラルを育成する。	【指標（KPI）】 「教員のICT活用指導力（D情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力）」について、83ポイントを目標とする。 （※全教員を対象にしたアンケートの集計結果より）	達成 令和3年度の「教員のICT活用指導力（D情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力）」は83.3ポイントであった。来年度も情報モラル研究協議会等を継続して開催するとともに、まともとしてリーフレットを作成する。
15	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	教育庁 教育総務課	新時代の学校におけるICT環境研究開発事業（県立学校ICT活用教育支援事業）	ICT機器活用方法の提案や活用のための研修、大幅に増加する機器管理などを支援するため、ICT支援員を配置する。	【指標（KPI）】 ICT支援員が県立学校を訪問する割合について、100%を目標とする。	達成 来年度はヘルプデスク機能を強化し、各校への訪問支援を継続する。 （令和4年度実績：100%）

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画				令和4年度関連事業（取組）一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標			
16	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	教育庁 義務教育課	新時代の学びを支えるICT活用プロジェクト(ふくしま「未来の教室」授業充実事業)	端末や環境が異なったとしても、県内どこにいても実践できる事例を集め、広く周知することで、児童生徒の資質・能力の育成に寄与する。(AIDリドル導入実験等)	【指標(KPI)】 教員のICT活用指導力(B 授業にICTを活用して指導する能力)」について、70ポイントを目指す。 (※全教員を対象にしたアンケートの集計結果より)	一部達成	令和3年度の「教員のICT活用指導力(B 授業にICTを活用して指導する能力)」は69ポイントであった。 来年度も地区別研究協議会や実践協力校の公開授業研究会等を継続して開催するとともに、まとめとしてリーフレットを作成する。
17	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	総務部 私学・法人課	私立高等学校における1人1台端末整備支援事業	子どもたち1人1人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境を実現するため、私立高校入学時に各家庭負担で端末を購入する際、学校が一定の所得までの世帯に対し世帯所得額に応じた負担をした場合、学校設置者に対して補助を行う。	【指標(KPI)】 一人一台端末の整備に向けた私立高等学校への補助について、15校への補助を目指す。	一部達成	補助対象を15校と見込んでいたが、補助実績は8校となった。 ※低所得世帯等数が想定を下回り、実施校数も減少した。なお、当該補助事業は、私立高等学校が低所得世帯等の生徒のパソコン購入費用の一部を負担した場合に、県がその負担額の範囲内で補助するものであり、私立高等学校から申請があれば、予算の範囲内で交付可能。 令和5年度も継続して実施する。
18	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	教育庁 高校教育課	新時代の学校におけるICT環境研究開発事業(県立中・高ICT活用教育研究開発事業)	新学習指導要領及び新時代の学びに必要なICT機器を活用した教育の研究・開発、事例の蓄積を行う。	【目標】 普通教室の大型提示装置整備率について、100%を目指す。	-	普通教室に大型提示装置を整備した。(令和4年度実績:100%) 来年度も大型提示装置、生徒・指導用端末のリース料の支払い等を継続する。
19	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	教育庁 教育総務課 高校教育課 特別支援教育課	新時代の学校におけるICT環境研究開発事業(県立学校Wi-Fi環境整備事業)	GIGAスクール構想に基づき、整備した県立学校の無線LAN環境の維持及び機器の保守・サポートに係る委託を行う。	【目標】 普通教室の無線LAN提供率について、100%を目指す。	-	普通教室に無線LANを整備した。(令和4年度実績:100%) 来年度も通信契約、保守・サポート委託契約を継続する。
20	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	教育庁 高校教育課	学びの変革のための1人1台端末実現事業(タブレット端末等購入支援事業)	令和4年度県立高等学校入学生から、個人所有端末により1人1台端末を実現する。これまでの学校教育とICTのベストミックスを図り、「学びの変革」を推進する。	【指標(KPI)】 入学予定生徒及び保護者に対する周知活動の実施率について、100%を目指す。	達成	入学予定生徒及び保護者に対し、タブレット端末の購入支援制度について周知を行った。(令和4年度実績:100%) 来年度も世帯所得に応じた補助を継続する。
21	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	教育庁 教育総務課	うつくしま教育ネットワーク事業(うつくしま教育ネットワーク拠点管理経費)	学校や教育関係機関での電子メールの利用、ホームページ編集、グループウェアや校務支援システムの利用を可能にする「ふくしま教育総合ネットワーク」について、クラウド環境に再構築するとともに、各所間のネットワーク回線を高速化する。	【指標(KPI)】 「ふくしま教育総合ネットワーク」のインターネット回線稼働率について、99%以上を目指す。	達成	ふくしま教育総合ネットワークのインターネット回線稼働率は100%になった。 来年度も「ふくしま教育総合ネットワーク」の運用を継続する。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画				令和4年度関連事業（取組）一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標			
22	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	教育庁特別支援教育課	新時代の学校におけるICT環境研究開発事業(県立特別支援学校ICT活用教育研究開発事業)	新学習指導要領及び新時代の学びに必要なICT機器を活用した教育の研究・開発、事例の蓄積を行う。	【指標（KPI）】 県立特別支援学校のICT機器整備率について、100%を目標とする。	達成	県立特別支援学校にICT機器を整備した。（令和4年度実績：100%） 来年度も生徒・指導用端末のリース料の支払い等を継続する。
23	3 教育・人材育成	3(1)オ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における統合型校務支援システムの活用	教育庁教育総務課	統合型校務支援システム整備事業	学習成績を含む児童生徒の個人情報等を一元的に管理する統合型支援システムを運用する。また、市町村立学校のシステム導入を推進するため、説明会や研修会を実施する。	【指標（KPI）】 全教職員によるシステムの総合評価における「良い」、「非常に良い」を選択した割合について、35%を目標とする。	一部達成	全教職員によるシステムの総合評価における「良い」、「非常に良い」を選択した割合は、32.3%であった。 来年度は、機能強化を図りながら継続する。
24	3 教育・人材育成	3(2)ア	会津大学と連携したデジタル人材育成	総務部私学・法人課	女性IT人材育成・就業応援事業	県内のIT人材不足を解消するため、会津大学のノウハウを活用し、女性のIT人材を育成するとともに、県内企業とのジョブマッチング等により就業を支援する。	【指標（KPI）】 県内IT企業等への就職や在宅就労に結び付いた人数について、定員の6割、54名を目標とする。	達成	受講生90名の定員に対し、50名（R5.5.17時点）であり、今後増加が見込まれるため、達成の見込み。 令和5年度も事業の一部を拡充し、継続して実施する。
25	3 教育・人材育成	3(2)イ	テクノアカデミーを中心としたデジタル人材育成	商工労働部産業人材育成課	ものづくり産業におけるDX人材育成事業	テクノアカデミーにおける最新機器整備や活用、AI・IoT活用に向けたプログラミング技術習得等による若年層のDX人材の育成に加え、県内中小企業（製造業）を対象としたデジタル化に向けた理解醸成等を推進していく。	【指標（KPI）】 ①テクノアカデミーにおけるDX関連の講義時間数(H)について、年間500時間を目標とする。 ②DX人材の育成を支援する企業について、年間50社支援を目標とする。	達成	①DX関連の講義を、年間823時間開催した。 ②DX人材の育成を、支援する企業を年間50社支援した。 来年度も、若年層のDX人材の育成や企業のDX支援を継続する。
26	3 教育・人材育成	3(2)イ	テクノアカデミーを中心としたデジタル人材育成	商工労働部産業人材育成課	ふくしま観光復興人材育成事業	テクノアカデミー会津 観光プロデュース学科において、県外からの旅行者を呼び込む新たな観光商品企画の手法やWebページ・VR動画制作、オンラインツアーを実施しライブ動画配信を行うなど、情報発信手法を習得する実践的な教育訓練を行う。	【目標】 ①動画を5本作製する。 ②開催するセミナーの受講者数について、10名を目標とする。	-	①観光に係る情報発信として、動画を5本作成した。 ②セミナーについて、12名が受講した。
27	3 教育・人材育成	3(2)ウ	農業短期大学校等を中心としたスマート農業人材の育成	農林水産部農業担い手課	農業短期大学校運営費	農業教育高度化事業を活用し、授業や研修におけるスマート農業等の現地研修等の教育の推進を進める。（科目追加）	【目標】 農業短期大学校におけるスマート農業研修等受講者数について、令和7年度までに640名受講を目標として取組を進める。	-	①令和4年度には授業科目に、スマート農業を追加し、授業や研修会を実施した。 ②研修等の受講者の内訳は以下のとおり。 ・就農研修初級 29名 ・就農研修中級 15名 ・長期就農研修 4名 ・農産加工研修 106名 ・農業機械研修 403名 ・公開講座 62名 計 619名 (R5.3.31現在) ③引き続き、目標を達成できるよう取り組む。
28	3 教育・人材育成	3(2)ウ	農業短期大学校等を中心としたスマート農業人材の育成	農林水産部農業担い手課	農業短期大学校施設統合整備事業(農業短期大学校スマート農業加速化事業)	農業教育機関である農業短期大学校の実践的農業教育、研修体制の強化を図るため、スマート農業の社会実装等に対応した研修施設を整備する。	【目標】 農業短期大学校におけるスマート農業研修等受講者数について、令和7年度までに640名受講を目標として取組を進める。	-	① ・研修用パイプハウスを3棟整備した。 ・畜産分野のスマート農業機器を導入した。 ②研修等の受講者の内訳は以下のとおり。 ・就農研修初級 29名 ・就農研修中級 15名 ・長期就農研修 4名 ・農産加工研修 106名 ・農業機械研修 403名 ・公開講座 62名 計 619名 (R5.3.31現在) ③令和5年度は、研修用パイプハウス1棟を整備するとともに、研修用トラクター1台を導入する。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画				令和4年度関連事業（取組）一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目		担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標		
29	3 教育・人材育成	3(2)ウ	農業短期大学校等を中心としたスマート農業人材の育成	農林水産部 農業担い手課	教育研修事業	新規就農者等に向けて、営農に関する基礎知識の習得、長期就農研修等のほか、スマート農業機械の基本技術の習得を図る。	【目標】 農業短期大学校におけるスマート農業研修等受講者数について、令和7年度までに640名受講を目標として取組を進める。	-	①就農研修や長期就農研修、農業機械研修（スマート農業含む）等を実施した。 ②研修等の受講者の内訳は以下のとおり。 ・就農研修初級 29名 ・就農研修中級 15名 ・長期就農研修 4名 ・農産加工研修 106名 ・農業機械研修 403名 ・公開講座 62名 計 619名 (R5.3.31現在) ③引き続き、目標を達成できるよう取り組む。
30	3 教育・人材育成	3(2)エ	小学校、中学校及び高等学校における情報活用能力の育成	保健福祉部 子ども未来局 子ども・青少年政策課	子どもを守る情報モラル向上支援事業	家庭や学校での子どものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「仮）ふくしま情報モラル診断」を開発・運用する。	【指標（KPI）】 システムによる情報モラル診断の正答率について、60%を目標とする。	一部達成	情報モラル診断の令和4年度実績は、58%であった。（テスト運用の値であり、回答数が少ない（4,000人）ことから1人あたりの正答率が大きく実績値に影響したためと考えらる。） 令和5年度からシステムを本格運用し、県内の全小中高等学校を対象（13万人）に診断を実施予定。
31	4 産業振興	4(1)ア	会津大学等と連携した事業者のデジタル変革（DX）推進支援	商工労働部 企業立地課	先端ICT関連産業集積推進事業（ICT人材等育成事業、先端ICT技術開発・先進モデル創出事業）	ICT企業が県内にオフィスを開設する際に必要な経費の支援や、県内企業と会津大学等との連携によるICTを活用した生産効率化システムの開発や技術導入など先進的ビジネスモデルの創出を通じ、先端ICT関連産業の集積を推進する。	【指標（KPI）】 補助を受けた事業所の新規雇用者数（H30年度からの累計）について、43人を目標とする。	一部達成	①ICT企業のオフィス開設に必要な経費支援のほか、企業と会津大学等との連携による開発・技術導入に関する支援を実施した。 ②KPIは未達成（30人）であったことから、達成に向けて令和5年度もICT企業のオフィス開設に必要な経費支援を継続する。 ③オフィス開設支援、企業と会津大学等との連携を継続する。
32	4 産業振興	4(1)イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（ア）	商工労働部 経営金融課	ふくしま事業承継等支援事業（ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業）	地域の小規模企業者、組合、商店街等の持続的な発展に向けた創意工夫ある取組に対し、必要な経費の一部を補助するとともに、経営支援団体による「伴走型支援」を行う。	【目標】 ふくしま事業承継等支援事業（ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業）におけるデジタル化・ニューノーマル対応部門の採択件数について、22件（令和③）の実績だったことから同水準の22件を目標とする。	-	「ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業」において「デジタル化（DX）・ニューノーマル対応」部門を新設した。令和4年度は、24件の申請があり、15件を採択することで小規模企業者等のデジタル化を支援した。
33	4 産業振興	4(1)イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（イ）	商工労働部 企業立地課	次世代自動車技術関連企業支援事業	本県の主要産業である自動車関連産業において、次世代技術への対応力を強化するため、専門家の派遣や商談会への出席支援を実施し、県内企業の次世代自動車分野への参入促進及び販路拡大を図る。	【指標（KPI）】 事業を通じ、年間10件の商談成立を目標とする。	達成	①企業連携取引商談会等を実施し、出店企業の商談に結び付けることができた。 ②商談成立件数は15件と目標達成となった。 ③引き続き取引商談会等で企業の支援を継続する。
34	4 産業振興	4(1)イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（イ）	商工労働部 雇用労政課	ふるさと福島若者人材確保事業（県内中小企業オンライン採用力向上事業）	県内中小企業を対象として、近年のオンライン採用を取り巻く現状についてのセミナーや、オンライン採用においてコンテンツの工夫や各種ツール活用のノウハウが必要となるオンラインインターンシップ導入のための伴走型支援等を行う。	【目標】 伴走型支援を受ける企業について、15社を目標とする。	-	①セミナー開催の他、個々の企業の要望や状況に応じた支援を実施した。 ②R4目標15社達成済み。 ③オンライン採用は新卒採用において優先的に取り組むべきトピックであるため、令和5年度においても引き続き事業を実施する。
35	4 産業振興	4(1)ウ	ハイテクプラザを中心とした企業のデジタル変革（DX）支援	商工労働部 産業振興課	ものづくり企業のA・I・I・O活用促進事業	ハイテクプラザにおいて、研究会運営やA・I・I・O実証設備の活用により、普及啓発から人材育成、技術支援までを一体的に実施する。	【指標（KPI）】 技術支援を受けた企業が、実際にA・I・I・O製品や技術等を自社に導入するに至った件数について、4件を目標とする。	達成	①セミナー開催の他、個々の企業の要望や状況に応じた人材育成や技術支援を実施した。 ②R4目標4件達成済み ③研究会事業や技術支援は引き続き企業ニーズが高いため、内容及び規模を維持し継続する。
36	4 産業振興	4(1)エ	ECサイトによる販路拡大支援	商工労働部 観光交流局 県産品振興戦略課	ふくしま県産品EC活用事業	ECの需要が急増しているため、県産品事業者のEC支援を多方面から行い、販路の確保・拡大及び県産品EC販売のDX化を図る。	【指標（KPI）】 支援したECサイトの売上増加率について、120%を目標とする。	達成	令和4年7～8月、11～12月に送料支援キャンペーンを実施するとともに、ECサイトに係る基礎講座等を開催した。 令和4年度に支援したECサイトの売上増加率は、132%であった。
37	4 産業振興	4(2)ア	スマート農業の推進（ア）	農林水産部 農業振興課	スマート農業プロセスイノベーション推進事業	農業生産の効率化、高収益化を図るため、スマート農業技術を活用した実証研究を行うとともに、先端技術の現地での実証を通じた普及活動を行う。	【指標（KPI）】 スマート農業等技術を導入した経営体数について、670経営体を目標とする。	達成	①県内各農林事務所において、実証ほの設置・運営を行うとともに、実証ほを活用した研修会やセミナー、現地検討会を開催することでスマート農業技術の普及拡大を図っている。 ②令和4年度は688経営体となり、目標を達成した。 ③引き続き実証ほの設置と実証ほを活用した技術の普及拡大を図っていく。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画				令和4年度関連事業（取組）一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標			
38	4 産業振興	4(2)ア	スマート農業の推進（ア）	農林水産部 農業振興課	福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業（農業イノベーションロボット開発事業）	被災地農林業の復興・創生を加速させるため、大規模な農業経営が実現可能となる先端技術の実証研究により、営農再開や経営規模の拡大を図る。（最先端の作業ロボットや管理システムを組み合わせた技術確立を図る）	【目標】 令和7年度に研究成果（普及に移しうる成果数）を4件発表することを目標に研究に取り組む。	-	①共同研究機関との連携のもと、被災地域の農林水産業の復興とICTやロボット技術等の先端技術を活用し、大規模水田輪作、圃芸作物等の大規模農業経営の実証研究を実施。また、農業水利施設管理の省力化作業機開発や土壌肥沃度のパラッキ改善、ICT技術を活用した放牧牛管理省力化等の技術確立に向けた研究を実施している。②専門POを交えた推進会議、運営・評価委員会等の開催により進捗管理等を実施しており、目標の達成が見込まれる。③次年度以降もロードマップに基づき研究開発を継続する。
39	4 産業振興	4(2)ア	スマート農業の推進（イ）	農林水産部 畜産課	「福島牛」AI肥育確立事業	「福島牛」のブランド力強化及び安定出荷に向け、県内家畜市場からの優良肥育素牛の導入を推進するとともに、それら導入牛等にAI肉質評価システムを活用することで飼養管理技術の改善・向上を図り、高品質な肉用牛の産地形成を図る。	【指標（KPI）】 福島県産牛枝肉価格と全国平均価格の差について、170円/kg以内を目標とする。	一部達成	毎月の和牛子牛セリにおいて優良肥育素牛の導入が進んでおり、昨年度本事業で導入された優良肥育素牛を含め、令和5年3月末段階で1403頭のAI肉質診断を実施した。次年度以降も同様の取組を継続する。令和4年度の県産牛枝肉価格と全国平均価格との差は、-182円であった。
40	4 産業振興	4(2)イ	スマート林業の推進	農林水産部 森林計画課	福島イノベ構想に基づく林業先端技術展開事業（林業イノベーションロボット開発事業）	被災地域林業の復興・創生を加速させるため、先端技術を活用した森林資源情報等を効果的に把握するシステムを開発する。	【目標】 令和7年度までに森林資源利用システムを開発することを目標に、取組を進める。	-	自治体や事業体に活用へのヒアリングを実施し、得られた意見を参考に令和5年度にシステム開発とマニュアル作成を行い完了する見込み。
41	4 産業振興	4(2)イ	スマート林業の推進	農林水産部 森林計画課	森林環境適正管理事業	森林環境を適正に管理し、業務の効率化や情報発信を行うため、ふくしま森林クラウドシステム、福島県森林GIS及びふくしま森マップの保守・運用を行う。	【指標（KPI）】 ふくしま森まっぶ閲覧者数(人/年)について、101万人を目標とする。	達成	令和4年度のふくしま森まっぶ閲覧者数は、1,281,958人/年となり、指標を達成した。
42	4 産業振興	4(2)イ	スマート林業の推進	農林水産部 森林計画課	森林情報支援事業	新たな森林管理システムの市町村の導入・運営に資するため、森林地形情報、地番情報、所有者情報等の更新を県が一括して実施し、市町村等を支援する。	【指標（KPI）】 事業を実施した市町村数について、20市町村を目標とする。	達成	令和4年度は、21団体の森林地形情報、地番情報等の更新を県が一括して実施し、指標を達成した。
43	4 産業振興	4(2)イ	スマート林業の推進	農林水産部 森林整備課	市町村森林経営管理支援事業	新たな森林管理システムによる整備対象森林選定の一助とするため、森林組合等が実施した森林整備の施業履歴、位置情報をふくしま森林クラウドシステムに搭載し、市町村等へ情報発信する。	【指標（KPI）】 森林整備の各施業履歴のシステムへの搭載件数について、35,646件を目標とする。	達成	森林整備の各施業履歴について、令和4年度は、37,128件搭載し、指標を達成した。
44	4 産業振興	4(2)ウ	スマート水産業の推進	農林水産部 水産課	福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業	本県水産業の復興を進め、ふくしま型漁業を実現するため、ICT等の最先端技術を用いた新たな水産業を展開していくための実証研究を行う。	【目標】 令和7年度に研究成果（普及に移しうる成果数）を10件発表することを目標に研究に取り組む。	-	令和4年度は普及成果を1件、参考成果を2件発表した。引き続き実証研究に取り組んでいく。
45	4 産業振興	4(3)ア	デジタル技術を活用した工事の推進	土木部 技術管理課	建設DX推進事業	建設産業の働き方改革の推進及び新型コロナウイルスと共存し、インフラ整備やサービス水準を維持するためには、業務そのものやプロセス、働き方の変革が必要であるため、変革に必要なデジタル技術の理解醸成と人材育成を目的とした実践的な講習会や技術的支援に取り組む。（ICT活用工事、情報共有システム、遠隔臨場、3次元モデル等の推進を図る。）	【指標（KPI）】 建設業の総実労働時間/月の削減について、165.6時間を目標とする。	達成	①事業の取組状況 ・デジタル技術活用人材育成講習会を13回実施した。 ・業界団体主催デジタル技術人材育成研修等への補助事業を4団体に行った。 ・ICT活用工事現場に対しての技術的助言や個別講習を12企業に実施した。 ②指標・目標の達成見込み 167.3時間 ③来年度事業の方向性 R4同様、デジタル技術の理解醸成と人材育成を目的とした実践的な講習会や技術的支援に取り組む。
	4 産業振興	4(3)イ	公共工事における情報共有システムを活用した業務効率化						
	4 産業振興	4(3)ウ	工事の段階確認等における遠隔臨場の推進						
	4 産業振興	4(3)エ	各業務段階における3次元モデルの導入推進						
	4 産業振興	4(3)オ	公共土木施設管理におけるロボット等の活用						

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画				令和4年度関連事業（取組）一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標			
46	4 産業振興	計画	デジタル産業の集積	商工労働部 企業立地課	先端ICT関連産業集積推進事業	本県の優れたICT環境を全国に情報発信するとともに、ICT企業が県内にオフィスを設置する際の費用補助やICT関連企業と大学等との共同研究支援などにより、本県へのICT関連産業の集積を図る。	【指標（KPI）】 補助を受けた事業所の新規雇用者数（H30年度からの累計）について、43人を目標とする。	一部達成	①ICT環境の情報発信やオフィス設置の費用補助のほか、企業と大学等との共同研究支援等を実施した。 ②KPIは未達成（30人）であったことから、達成に向けて令和5年度もオフィス設置の費用補助を継続する。 ③ICT環境の情報発信やオフィス設置支援、企業と大学等との共同研究支援等を継続する。
47	5 健康・医療・福祉	5(1)	新型感染症対策の推進	保健福祉部 感染症対策課	新型感染症対策に係るシステムの運用	新型感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）や医療機関等情報システム（G-MIS）、ワクチン接種記録システム（VRS）、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）により感染症対策に取り組む。	【目標】 新型感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）や医療機関等情報システム（G-MIS）、ワクチン接種記録システム（VRS）、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）により迅速に感染症対策に取り組む。	-	国のシステムを活用して感染症対策に取り組んだ。
48	5 健康・医療・福祉	5(1)	新型感染症対策の推進	生活環境部 国際課	外国人住民新型感染症対策支援事業	新型感染症に対応するため、外国人住民向け新型コロナウイルス相談ホットラインを運営する。	【目標】 新型感染症に対応するため、外国人住民向け新型コロナウイルス相談ホットラインを安定的に運営する。	-	令和4年度の相談件数は115件であった。 20言語で24時間対応、LINE通話可能であり、受診・相談センターとの通訳支援や医療機関の案内を行っている。
49	5 健康・医療・福祉	5(2)	遠隔医療の推進	保健福祉部 地域医療課	地域医療充実のための設備整備補助事業（遠隔医療設備整備事業）	医療の地域格差の解消や、遠隔診療の体制を確保するため、機器の整備に要する費用を助成する。	【指標（KPI）】 遠隔医療設備整備事業補助金を活用した医療機関数について、年間3件増を目標とする。	達成	遠隔医療施設整備事業補助金を活用した医療機関数について、令和4年度は4件増加した。令和5年度も継続して実施する。
50	5 健康・医療・福祉	5(3)	県立病院におけるデジタル技術の活用推進	病院局 病院経営課	人工透析の遠隔管理	南会津病院と福島県立医科大学付属病院が連携し、遠隔で人工透析支援を行う。	【指標（KPI）】 遠隔で人工透析を行う患者数について、720人を目標とする。	一部達成	①毎週1回診療方針について検討が必要な患者10名～20名抽出し、南会津病院の医師が県立医大の医師から遠隔で助言・指導をいただいている。 ②医大との調整により手法が変更になったため、年間480名に支援を行った。
51	5 健康・医療・福祉	5(4)	データに基づく健康増進	保健福祉部 健康づくり推進課	健康長寿ふくしま推進事業（福島県版健康データベース事業、ふくしま健康情報ステーション事業）	各市町村や各医療保険者等がそれぞれ保持している健診、医療、介護等の各種データの集約・分析を行い、県・地域の健康課題を見える化するるとともに、情報を発信する。	【指標（KPI）】 データ蓄積及び分析の年次更新を正確かつ適切に行う。 （目標値：1回）	達成	①事業の取組状況 予定通りデータを蓄積した。 ②指標・目標の達成見込 分析結果について4年度中に公表済み（令和4年度実績：1回） ③来年度事業の方向性 引き続きデータの蓄積・分析を行う。
52	5 健康・医療・福祉	5(5)	スマートフォンアプリを活用した健康増進	保健福祉部 健康づくり推進課	健康長寿ふくしま推進事業（ふくしま【健】民パスポート事業）	県民が健康づくりに参加しやすいよう、インセンティブを付与する仕組みを取り入れた「健民アプリ」の活用や深化、市町村と連携した「ふくしま健民パスポート」事業を実施する。	【指標（KPI）】 ふくしま健民アプリのダウンロード数について、68,441件を目標とする。	達成	①事業の取組状況 アプリに自転車機能を新しく追加した。 ②指標・目標の達成見込 令和4年度実績のアプリダウンロード数について、69,236件となり、指標を達成した。 ③来年度事業の方向性 引き続きアプリコンテンツの拡充を図る。
53	5 健康・医療・福祉	5(6)	地域医療情報ネットワークを活用した医療連携体制の強化	保健福祉部 地域医療課	地域医療情報ネットワーク拡充支援事業	病院・診療所・薬局・介護施設などの間の医療福祉情報の連携を拡充するため、地域医療情報ネットワーク（キビタンネット）普及の取組及び医療機関に対する支援を行う。	【指標（KPI）】 地域医療情報ネットワーク（キビタン健康ネット）による情報共有に同意した患者の件数について、71,000件を目標とする。	達成	①事業の取組状況 計画どおりキビタン健康ネットの普及に取り組んだ。 ②指標・目標の達成見込 キビタン健康ネットによる情報共有に同意した患者数は、令和4年度実績で121,117件となり、指標を達成した。 ③来年度事業の方向性 取組を継続する。
54	5 健康・医療・福祉	5(7)	医療機関へのロボットやデジタル技術の導入推進	商工労働部 医療関連産業集積推進室	医療施設用ロボット等導入促進事業	医療施設用ロボット等（認証医療機器を含む）を県内の医療施設に導入することにより、医療現場の労働環境の改善や負担軽減、人材育成を図るほか、県内企業における医療施設用ロボット等の開発を促進する。	【指標（KPI）】 医療施設用ロボット等の導入を支援する対象機器について、3機種を目標とする。	達成	・導入補助金の対象機器を3機種とし、指標を達成した。（実際に医療施設から導入の要望があったのは2機種であった。） ・当事業はR4年度で終了し、R5～R6は、医療関連ものづくり企業におけるDX人材育成事業を実施する。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和4年度関連事業（取組）一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標		
55	5 健康・医療・福祉	5(8)	介護施設へのロボットやデジタル技術の導入推進	保健福祉部 高齢福祉課	ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業	介護支援ロボット導入やICTを活用した通信環境の整備、業務改善支援など、介護現場における生産性向上の取組を支援する。	【指標（KPI）】 介護ロボットやICT機器の導入施設数について、277施設を目標とする。	①事業の取組状況 計画どおり介護支援ロボットの導入など、介護現場の生産性向上の取組を支援した。 ②指標・目標の達成見込 令和4年度で累計531施設に導入し、指標を達成した。 ③来年度事業の方向性 補助事業は継続しつつ、導入したロボット・ICTの有効活用の支援にも注力する。
56	5 健康・医療・福祉	5(9)	保育施設へのデジタル技術の導入推進	保健福祉部 こども未来局 子育て支援課	保育の質の向上支援事業（事務効率化事例発信事業）	令和3年度までの県事業「保育所等におけるICT化推進事業」等によりICT化を実施した園の導入効果やその他業務効率化の事例を取りまとめ、保育関係者や市町村担当課を対象に事例発表会を開催し、県内での水平展開を目指す。	【目標】 保育関係者や市町村担当課を対象に、ICTを導入した園の導入効果やその他業務効率化の事例を取りまとめ、事例発表会を開催する。	7月に事例発表会を開催し、約140名の保育関係者や市町村担当者に、業務効率化に向けたICTの効果を周知した。 令和5年度もICTを導入している園の事例発表と専門家による講演を中心とした事例発表会を開催する予定である。
57	5 健康・医療・福祉	5(10)	スマートフォンアプリを活用したHACCPの導入推進	保健福祉部 食品生活衛生課	ふくしまHACCP導入推進事業	県独自の衛生管理法「ふくしまHACCP」の導入を推進することで、県産品加工食品の安全性を確保し、風評払拭を図る。	【指標（KPI）】 ふくしまHACCPアプリ等を利用してふくしまHACCPを導入した施設数の割合について、39.4%を目標とする。	①事業の取組状況 ふくしまHACCPアプリを活用した導入研修会を43回開催し、515名の食品事業者が受講した。 ②指標・目標の達成見込 R5年3月末時点の導入率は34.7%であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面式の導入研修会が予定どおり実施出来ず、令和4年度の目標は達成出来なかった。 ③来年度事業の方向性 引き続き、プッシュ型の導入研修会を各保健所で開催し、導入率の上昇を目指す。
58	6 安全・安心、環境	6(1)ア	災害発生時の情報共有システムの充実	危機管理部 災害対策課	防災情報発信高度化調査事業	県民へ様々な防災情報を地図等に分かりやすく表示し提供するための情報発信の在り方を調査する。 また、災害時に県の交通規制や河川等の情報を関係機関とリアルタイムで共有するため、国のネットワークへの接続を行う。	【目標】 県民への分かりやすい情報発信に向けた基本的な考え方を整理する。	既往文献調査や有識者ヒアリング等を実施し、防災・災害情報発信及び災害情報収集に有すべき機能について、基本構想書を取りまとめた。 また、道路管理システムが保有する県管理道路の通行規制情報について、SIP4Dとのデータ連携テストが完了した。 なお、土砂災害情報システムは、システム本体の改修に係るサーバの調達で半導体の不足により遅れたため、SIP4Dとの接続は来年度へ繰り越した。（令和5年9月頃接続完了予定） 来年度は、基本構想書等を踏まえ、事業計画を前倒し、県独自の地図情報システムを構築する。
59	6 安全・安心、環境	6(1)イ	デジタル技術を活用した適切な避難行動の支援	危機管理部 危機管理課	そなえるふくしま防災事業（防災意識定着深化事業）	日頃から避難行動を考え、備えておく「マイ避難」の定着、実践を促進するため啓発を行うとともに、ウェブサイト上で手軽に避難計画を作ることのできる特設サイトを引き続き公開し、県民のマイ避難への取組を促進する。	【指標（KPI）】 災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合（意識調査）について、11.78%を目標とする。	令和3年度に立ち上げた特設サイトの運営管理を行うことで、県民のマイ避難への取組を推進し、避難計画の作成に寄与した。令和4年度の意識調査の結果、災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合（意識調査）は、9.5%であった。 来年度以降も特設サイトの運営管理を継続し、引き続き取組を推進していく。
60	6 安全・安心、環境	6(1)ウ	VR等体験型防災講座の推進	危機管理部 危機管理課	そなえるふくしま防災事業（防災意識定着深化事業）（家族で学ぶ防災セミナー）	基本的な防災知識を身につけ、最新の防災情報や防災に関する行動を学ぶとともに、ウェブサイト上でVRや防災講座を体験できる環境を構築し、防災学習ができる環境を整備することで正確な防災行動を起こせる県民を増加させる。	【指標（KPI）】 防災に関し啓発を行った人数について、8,000人を目標とする。	VR映像をウェブ上で体験できる環境を構築し、防災講座を実施したが、相手方のインターネット環境によって接続できないなどの状況が確認され、予定より進捗が遅れが生じており、運用方法及び体制を検討している。 令和4年度に、防災の啓発を行った人数は、5,227人であった。
61	6 安全・安心、環境	6(1)エ	原子力災害発生時の広域避難ルートの最適化	危機管理部 原子力安全対策課	原子力災害に備える情報サイト	原子力災害発生時の広域避難計画に係る避難ルートやルート沿いの施設等の情報を地図上に表示し、県民へ情報提供を行う。また、計画の更新等に伴うルート変更や複数化、道路状況を反映させ、最適な避難情報を提供する。	【指標（KPI）】 広域避難ルートを掲載するWebサイトのアクセス数について、12,211件を目標とする。	令和4年度に原子力災害に備える情報サイトのQRコードを記載した住民向けリーフレットを原安課HPに掲載し、アクセス数の増加を図った。 令和4年度のWEBサイトのアクセス数は、16,421件となり指標を達成した。
62	6 安全・安心、環境	6(1)オ	スマートフォンアプリを活用した防犯対策の推進	警察本部 生活安全企画課	福島県警察デジタルトランスフォーメーション推進事業（防犯アプリ導入事業）	県民一人一人が必要とする防犯情報等をタイムリーに分かりやすく、プッシュ型通知で受け取ることができる仕組みを構築した県民向けアプリを開発、導入する。	【目標】 県民一人一人が必要とする防犯情報等をタイムリーに分かりやすく、プッシュ型通知で受け取ることができる防犯アプリの開発・導入を行うため、機能の検討・情報収集をする。	令和5年度中の防犯アプリ導入、運用に向けて準備を行った。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画				令和4年度関連事業（取組）一覧			評価 ※R5.3.31 時点	取組内容
	分野	項目		担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標		
63	6 安全・安心、環境	6(2)ア	スマートフォンアプリを活用した地球温暖化対策等の推進	生活環境部 一般廃棄物課	オールふくしまECO推進プロジェクト(ECO・マイアクション発信事業)	スマートフォンアプリを活用するなどして、ごみ減量化、省エネルギー、環境保全活動に関する取組を広げ、環境に負荷をかけないライフスタイルの普及を図る。	【指標（KPI）】 アプリ累計ダウンロード数について、30,000件を目標とする。	一部達成	①令和4年度は、アプリに新たな機能を追加するなど、事業を推進した。②ダウンロード数が順調に伸びているものの、令和4年度のダウンロード数は、11,874件であった。③令和5年度は、PRを強化し、ダウンロード数拡大に努める。
64	6 安全・安心、環境	6(2)イ	デジタル技術を活用した鳥獣被害の軽減対策	生活環境部 自然保護課	鳥獣被害対策強化事業（ICT通信機器貸出事業）	県のICTわなを捕獲事業者へ貸し出すことで、イノシシ捕獲の効率化、省力化に取り組む。	【指標（KPI）】 ICTわなの利用者アンケートにより、「利用を継続したい」と回答した件数について、20件を目標とする。	達成	・ICTわなの貸出に係る令和4年度の実績は、37件となり、指標を達成した。 ・引き続き、ICTを活用した捕獲負担の軽減・効率化を目指す。
65	6 安全・安心、環境	計画	防犯・防災意識の向上	警察本部 生活安全企画課	メールによる警察情報発信事業（POLICEメールふくしま）	メールにより犯罪発生情報、防犯情報、交通安全情報等を発信し、県民の防犯意識等の向上を図る。	【指標（KPI）】 事業の効果を発揮するため、各種広報活動により、受信登録件数を拡大する。（目標値：70,000件）	達成	令和5年3月末現在で、メール受信登録者数約7万6千人を超え、指標を達成した。 今後も警察情報の配信を継続して行っていく。
66	6 安全・安心、環境	計画	国民保護	危機管理部 危機管理課	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（安否情報システム）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく安否情報の収集及び提供等に関する事務を円滑かつ効率的に処理する。	【目標】 武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムを安定運用する。	-	国において、全ての都道府県及び市町村を対象とした訓練を年2回実施した。 来年度も引き続き、国において同訓練を実施し、武力攻撃事態等の際に活用できるよう、当該システムの安定運用に取り組んでいく。
67	第6 デジタル デバインド対策		情報通信基盤の整備促進	企画調整部 デジタル変革課	携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業	携帯電話の不通話地域を解消するため、携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）の整備を実施する市町村に補助金を交付する。	【指標（KPI）】 携帯電話の人口カバー率について、99.97%を目標とする。	一部達成	南会津町銀竜橋、鮫川村大房地区、葛尾村大放地区の整備を完了したが、人口カバー率は99.95%と目標に届かなかった。引き続き、携帯キャリアの参画同意や用地取得、電力・光ファイバの確保等の課題の解決に努め、携帯電話の不通話地域の解消を図る。
68	第6 デジタル デバインド対策		利用者に優しい行政サービス等の実現	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（オールふくしまDX推進基本設計構築事業）	県及び市町村が共通の認識を持ってDXを進めるため、行政手続（県、市町村）の共通ポータルを提供するための仕様を策定する。	【指標（KPI）】 県及び市町村のオンライン利用率について、61.0%を目標とする。	一部達成	オンライン化された手続数は増加したが、増加した手続に係るオンライン利用率が低かったため、全体の値としては減少した。（オンライン利用率：47.3%） 令和4年度は、県及び市町村の行政手続のオンライン申請について窓口の一本化とUIの統一を図る「オンライン行政手続統合サービス」の構築に向けて、基本設計を実施しており、令和5年度にサービス提供を開始することにより、オンライン利用率の向上を図っていく。
69	第6 デジタル デバインド対策		地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（情報リテラシー向上事業）	高齢者向けのスマホ教室等を開催し、高齢者の情報リテラシーの向上を図る。	【指標（KPI）】 情報リテラシー向上事業に参加した高齢者の数について、930人を目標とする。	一部達成	高齢者向けのスマホ教室を、21町村で延べ40回開催したが、新型コロナウイルスの影響等により参加者数は371名と、目標を下回った。
70	第7 情報セキュリティ対策・個人情報保護		情報セキュリティ対策	企画調整部 デジタル変革課	自治体情報セキュリティクラウド運用事業	自治体情報セキュリティクラウドサービスについて、東北6県及び新潟県で共同仕様で調達し、高度なセキュリティ監視サービス等を利用する。	【目標】 自治体情報セキュリティクラウドサービスの運用を開始する。	-	自治体情報セキュリティクラウドについては、令和4年4月1日より運用を開始した。
71	第7 情報セキュリティ対策・個人情報保護		個人情報保護	総務部 文書法務課	個人情報保護条例を含む関係規則等の改正	令和4年度内に個人情報保護法の適用を受ける条例等の改正を行う。	【目標】 令和4年度内に個人情報保護法の適用を受ける条例等の改正を行う。	-	「福島県個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定と関係規則等の整備を行った。改正された制度の適正な運用に取り組んでいく。

【資料2-3】（参考資料）行政のDXに係る令和5年度関連事業・取組一覧

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業・取組一覧			
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標	
1	1 まず始めに実施すべき取組	1(1)	職員の意識改革と行動変容	総務部 職員研修課	職員研修事業（階層別研修事業）	ふくしま自治研修センターで実施される職層別研修に職員を派遣し、DXを含む業務改善・生産性向上の考え方等に関する理解を促進する。	【目標】 令和5年度においては、応用力アップ研修、実行力アップ研修、新任係長研修、新任管理者研修、新任課長研修に800名程度の職員を派遣する。
2	1 まず始めに実施すべき取組	1(1)	職員の意識改革と行動変容	総務部 職員研修課	職員研修事業（新任管理者特別研修事業）	新たに管理職となった職員を対象に、知事講話、働き方改革及びDX等に関する研修を行う。	【目標】 令和5年度においては、100名程度の職員を対象に研修を実施する。
3	1 まず始めに実施すべき取組	1(1)	職員の意識改革と行動変容	総務部 職員研修課	派遣研修事業（民間企業派遣研修）	働き方改革やDX等のノウハウを学び、庁内の活性化を図るため、職員を民間企業に派遣する。	【目標】 民間企業2社に1名ずつ職員を派遣する。
4	1 まず始めに実施すべき取組	1(1)	職員の意識改革と行動変容	総務部 人事課	人事・給与・行政組織等管理事業（働き方改革推進事業）	働き方改革、DXの推進に向けて職員の意識改革を行うため、庁内に理想の働き方の実施例を創出し、その状況を庁内に共有する。	【目標】 モバイルPC、無線LAN等を導入することにより、在宅勤務、ペーパーレス等に取り組む実践例を創出し、その内容を庁内に共有することで職員に意識改革と行動変容を促す。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業・取組一覧		
				事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標
	分野	項目	担当課			
5	1 まず始めに実施すべき取組	1(1) 職員の意識改革と行動変容	総務部 行政経営課	職員の意識改革と行動変容に向けた取組	令和4年度に実施した部局提案型BPR推進事業の実施結果について、県庁内への共有や、会議での報告などを通じて積極的に展開し、同様の業務等へ横展開するとともに、管理職に対する研修等を行いながら職員の意識改革につなげる。	【目標】 BPRを県庁内に浸透させ、今後のBPRの推進や県庁のデジタル変革に対する全庁的な機運の醸成につなげる。
6	1 まず始めに実施すべき取組	1(2) 業務の棚卸し(可視化)とBPR	総務部 行政経営課	業務の棚卸し(可視化)とBPR	令和3年度に実施した「業務実態調査」、令和4年度に実施した「部局提案型BPR」の成果を踏まえ、支払業務などの特定業務のBPRを実施する。	【指標（KPI）】 特定業務のBPRを実施する。 （目標値：8課）
7	1 まず始めに実施すべき取組	1(3) 書面規制、押印、対面規制の見直し	総務部 行政経営課	書面規制、押印、対面規制の見直し	書面規制、対面規制については、マニュアル策定等の国動向や、当該マニュアルを踏まえ、「アナログ規制（書面・対面規制）の点検・見直し方針」を策定し、アナログ規制（書面・対面規制）の見直しを行う。押印については、県規定に基づく約92%を見直したところであり、今後は個別の支障事例に応じて見直し等の検討を進める。電子契約については、導入事例の情報収集に取り組む。	【目標】 書面規制、対面規制については、国の対応を踏まえ、本県の対応方針を検討する。 押印については、支障事例に応じて、担当課、制度所管課とともに見直しに向けた取組を検討する。 電子契約については、導入の課題の整理等を進める。
8	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(1) 行政手続のオンライン化	総務部 行政経営課 企画調整部 デジタル変革課	行政手続のオンライン化の推進	オンライン化の手法（メール、簡易申請システム、マイナポータル等）及び推進方法について、関係課と検討を進める。	【指標（KPI）】 県及び市町村共通のポータルを提供するための詳細設計を行った上で、令和5年度中に一部（個人手続35手続程度）のサービス提供を開始する。オンライン利用率について、67.4%を目標とする。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業・取組一覧			
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標	
9	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(1)	行政手続のオンライン化	総務部 文書法務課	電子決裁の拡充 文書管理システム再構築事業	電子決裁に係るシステム改修を行い、一部所属において試行導入を行う。	【目標】 文書管理システム対象の全所属への導入（利用者数）について、300人を目指す。
10	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(1)	行政手続のオンライン化	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（オールふくしまスマートシティ推進事業）	県及び市町村共通のポータルを提供するための詳細設計を行った上で、令和5年度中に一部（個人手続35手続程度）のサービス提供を開始する。	【指標（KPI）】 県及び市町村の行政手続オンライン利用率について、67.4%を目標とする。
11	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(1)	行政手続のオンライン化	企画調整部 デジタル変革課	申請・届出オンライン化事業	県民の利便性向上、業務の効率化を図るため、県と市町村が共同で申請・届出を行うシステムを引き続き導入する。	【目標】 共同導入した電子申請システムの利用件数について、11万件を目標とする。
12	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(1)	行政手続のオンライン化	土木部 建設産業室	建設業法施行管理事業（経営事項審査事業） 建設業許可及び指導事業（OAシステム利用による建設業許可審査事業）	建設業許可・経営事項審査の電子申請システムについて、事業者等に周知を行い、利用者の増加に務める。	【目標】 電子申請システムの利用率について、建設業許可関係を5%、経営事項審査を12.5%とする。
13	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(1)	行政手続のオンライン化	総務部 税務課	賦課徴収一般事務費（自動車税納税確認システム）	事業者の利便性の向上、業務の負担軽減を図るため、車検時における納税完了の事実をインターネット上で事前に確認できるシステムを導入する。	【目標】 令和5年7月のシステム運用開始を目標に準備を進めるとともに、利用促進を図るため事業者に対する周知に努める。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業・取組一覧			
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標	
14	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(2)	キャッシュレス決済の導入	出納局 出納総務課	財務会計システム維持管理事業（公金収納方法多様化対応経費）	県民の公金納付において、現在の銀行窓口収納に加え、非対面、非接触による支払いが可能となるキャッシュレス決済の導入及びコンビニエンスストアにおける納付を可能にして、納付の利便性を図る。	【目標】 財務会計システムにより納入通知書を発行している使用料・手数料等の一部を対象に導入する。
15	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(2)	キャッシュレス決済の導入	出納局 出納総務課	公金収納多様化推進事業	県民の公金納付において、現在の銀行窓口収納に加え、非対面、非接触による支払いが可能となるキャッシュレス決済の導入及びコンビニエンスストアにおける納付を可能にして、納付の利便性を図る。	【指標（KPI）】 使用料・手数料等に係るキャッシュレス等決済の利用割合について、10%を目標とする。 ※令和6年3月にサービス提供開始予定。
16	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(3)	オープンデータの充実	企画調整部 デジタル変革課	オープンデータの推進	県が保有するデータについて、関係部局と連携し、データの棚卸しを行い、公開可能なデータを把握するとともに、オープンデータとして順次公開する。	【指標（KPI）】 オープンデータポータルサイトの閲覧件数について、25,430件を目標とする。
17	3 公務能率の向上に向けた取組	3(1)	ペーパーレス化の推進	総務部 行政経営課	人事・給与・行政組織等管理事業（県庁のDX・業務改革推進事業）	庁内のペーパーレス化を推進するため、PDF編集ソフト導入などの取組を行い、コピー用紙の購入量を削減する。	【指標（KPI）】 コピー用紙購入量（本庁（知事部局））を32百万枚以下とする。
18	3 公務能率の向上に向けた取組	3(2)	庶務業務改革	総務部 職員業務課	庶務業務集中処理化推進業務（集中処理機関運営事業（給与データ入出力システム））	給与支給事務の省力化・効率化を担うため、給与データ入出力システムの運用を行う。	【目標】 給与データ入出力システムの安定運用とペーパーレス化に向けたシステムの改修を行う。
(再掲)	3 公務能率の向上に向けた取組	3(3)	電子決裁の拡充	総務部 文書法務課	文書管理システム再構築事業	電子決裁に係るシステム改修を行い、一部所属において試行導入を行う。	【指標（KPI）】 文書管理システム対象の全所属への導入（利用者数）について、300人を目指す。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業・取組一覧			
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標	
19	3 公務能率の向上に向けた取組	3(4)	業務システムの連携・最適化	企画調整部 デジタル変革課	業務システムの実態把握	庁内で構築されている業務システム（令和2年度末時点で202のシステム）について、業務システムの棚卸に向け、詳細を把握する。	【目標】 情報システム基本調査を行い、業務システムの詳細を把握する。
20	3 公務能率の向上に向けた取組	3(5)	RPAの導入	総務部 行政経営課	人事・給与・行政組織等管理事業（県庁のDX・業務改革推進事業）	RPAを導入し、業務の効率化を図る。	【指標（KPI）】 RPAの導入により削減される年間の業務時間について、13,000時間を目標とする。
21	3 公務能率の向上に向けた取組	3(6) ア	AIの活用 議事録の作成支援	総務部 行政経営課	人事・給与・行政組織等管理事業（県庁のDX・業務改革推進事業）	議事録作成支援システムの運用拡大を図る。	【指標（KPI）】 議事録作成支援システムの年間利用時間について、2,000時間を目標とする。
22	3 公務能率の向上に向けた取組	3(6) イ	AIの活用 AIチャットボットの導入	企画調整部 デジタル変革課	デジタルコミュニケーション推進事業（AIヘルプデスク高度化事業）	職員からの質問に対してAIが質問の意味を解釈して、自動で応答するシステム（チャットボット）を導入する。	【指標（KPI）】 チャットボットの利用満足度について、「満足した」と回答した割合を60%とすることを目標とする。
23	3 公務能率の向上に向けた取組	3(7)	ビジネス管理ツールの導入	企画調整部 デジタル変革課	デジタルコミュニケーション推進事業（チャットコミュニケーション推進事業）	自治体専用チャットツールを導入し、実証事業として情報共有の迅速化、業務の効率化の効果を検証する。	【目標】 自治体専用チャットツールを導入し、県8所属及び市町村と実証を行う。
24	3 公務能率の向上に向けた取組	計画		総務部 職員研修課	研修予約管理システム導入事業	ふくしま自治研修センターの研修に係る受講指名等の事務の効率化を図るため、民間の研修予約管理サービス（レゼルバ）を活用し、インターネット上に専用の研修予約サイトを作成した上で、研修の予約管理を行う。	【目標】 各部署主管課等の研修担当者の事務負担の軽減を図るとともに、システムのリマインドメール機能を活用することで研修の無断欠席を防止する。
25	3 公務能率の向上に向けた取組	計画		議会事務局 総務課	議会ICT導入経費	議会審議の充実や議会運営の効率化・活性化のため、タブレット端末を導入する。	【目標】 導入に向け、令和5年度は本会議を除く大半の会議において、タブレット端末の試行導入を行う。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業・取組一覧			
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標	
26	3 公務能率の向上に向けた取組	計画		警察本部 情報管理課	議会ICT導入経費（行政情報化に関する整備事業（議会用端末整備））	議会用のタブレットパソコン50台を整備する。	【目標】 議会用のタブレットパソコン50台を整備し、ペーパーレス化及び資料作成作業の効率化を図る。
27	3 公務能率の向上に向けた取組	計画		警察本部 運転免許課	運転免許業務のデジタル化推進事業	県警察の運転免許の管理等を行うシステムの警察共通基盤への集約等を行う。	【目標】 警察共通基盤移行第二期に合わせた各種テストの遂行及び本県の移行（第三期）に向けた各種準備を進める。
28	3 公務能率の向上に向けた取組	計画		警察本部 警務課	福島県警察DX推進事業（RPA・AI-OCR導入検証事業）	新たに高い導入効果が見込まれる業務を5業務選定してRPA・AI-OCR適用業務数を計10業務にし、新たに選定した5業務の効果検証を行う。	【目標】 新たに高い導入効果が見込まれる5業務を選定してRPA・AI-OCR適用業務数を計10業務にする。
29	3 公務能率の向上に向けた取組	計画		警察本部 警務課	福島県警察DX推進事業（内部管理業務デジタル変革推進事業）	内部管理業務（異動管理業務、勤務管理業務、手当等管理業務等）のシステム構築をするため、要件定義等に向けた業務を行う。	【目標】 令和8年度中の完成に向けて、必要となるシステム構築業務を行う。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業・取組一覧			
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標	
30	3 公務能率の向上に向けた取組	計画		警察本部 警務課	福島県警察DX推進事業（音声入力支援ソフト導入事業）	各種会議での議事録、各種報告書等作成に係る業務負担の軽減を図るため、音声認識で自動タイピングを行う音声入力支援ソフトのより効果的な運用方法の検討と活用を行う。	【目標】 音声入力支援ソフトにより議事録等を作成する会議等時間数について、200時間を目標とする。
31	4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ加速させる取組	4(1)	Web会議の拡充	企画調整部 デジタル変革課	デジタルコミュニケーション推進事業(県市町村Web会議・情報連絡システム運用事業)	県が開催する会議を可能な限りWebで実施することにより、市町村職員等参加者の移動時間を削減する。	【指標（KPI）】 職員が必要な時にWeb会議をいつでも開催できるよう、通信等環境の整備やタブレットの配備等を行い、自席から参加可能なWEB会議の種類を3種類とする。
(再掲)	4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ加速させる取組	4(2)	テレワークの推進	総務部 人事課	人事・給与・行政組織等管理事業(働き方改革推進事業)	働き方改革、DXの推進に向けて職員の意識改革を行うため、庁内に理想の働き方の実施例を創出し、その状況を庁内に共有する。	【指標（KPI）】 モバイルPC、無線LAN等を導入することにより、在宅勤務、ペーパーレス等に取り組む実践例を創出し、その内容を庁内に共有することで職員に意識改革と行動変容を促す。 アンケートによる職員の職場満足度を4以上にする。
32	4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ加速させる取組	4(2)	テレワークの推進	総務部 人事課 施設管理課 企画調整部 デジタル変革課	在宅勤務用電話の導入推進	在宅勤務用電話導入（県庁宛での電話を個人スマートフォンに転送）に向けた検証（試行）を進める。	【目標】 在宅勤務用電話の本格導入に向けた検討を行う。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業・取組一覧			
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標	
33	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(1)	インターネット閲覧時の利便性の向上	企画調整部 デジタル変革課	情報通信基盤運営事業（県情報通信ネットワークシステム運用管理事業）	インターネットを閲覧する際のシステムをの更新に伴い、同時に閲覧可能なパソコンの台数を増加させ、業務の効率化を推進する。	【指標（KPI）】 インターネットを同時に閲覧可能な台数について6,000台を維持する。
34	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(2)	庁内ネットワークの無線化	企画調整部 デジタル変革課	庁内ネットワークの無線化	庁内に無線LANアクセスポイントを試行導入し、グループウェアや等に無線で接続できるようにする。	【目標】 会議室を中心に無線LANを導入することにより、無線化が適する業務の種類や、業務の効率化の割合等を検証する。
35	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(3)	職員用パソコンのモバイル化	企画調整部 デジタル変革課	モバイルPCの導入	在宅勤務及びモバイルワークに使用するため、職員のパソコンのモバイル化について検討を行う。	【目標】 モバイルパソコン350台の先行導入を行う。
36	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(4)	ファイルサーバーのクラウド化	企画調整部 デジタル変革課	ファイルサーバーのクラウド化	ファイルサーバーのクラウド化に向けた検討を行う。	【目標】 現在各所属で設置しているサーバーの現状を把握し、ファイルサーバーのクラウド化に向けた実証試験を行う。
(再掲)	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(5)	オフィス改革	総務部 人事課	人事・給与・行政組織等管理事業（働き方改革推進事業）	働き方改革、DXの推進に向けて職員の意識改革を行うため、庁内に理想の働き方の実施例を創出し、その状況を庁内に共有する。	【目標】 モバイルPC、無線LAN等を導入することにより、在宅勤務、ペーパーレス等に取り組む実践例を創出し、その内容を庁内に共有することで職員に意識改革と行動変容を促す。
37	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(6)	職員の育成と情報リテラシーの向上	総務部 職員研修課	情報リテラシー等の向上に向けた職員の自己啓発支援	業務との関連性や自身のレベルに応じてコースを選択できる通信教育講座（有料）について、DX、統計、ソフトウェア等情報リテラシーに関するコースを拡充する。	【目標】 職員に多様なメニューを提供することにより、職員の情報リテラシーの底上げを図っていく。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業・取組一覧			
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標	
38	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(6)	職員の育成と情報リテラシーの向上	総務部 職員研修課	民間企業派遣研修	働き方改革やDXなどで先進的な取組を進める民間企業での勤務経験を通し、職員の育成及び県庁内の活性化を図る。	【目標】 民間企業2社に1名ずつ職員を派遣する。
39	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(6)	職員の育成と情報リテラシーの向上	企画調整部 デジタル変革課	情報セキュリティ研修等の実施	一般職員向け及び管理職員を対象とした情報セキュリティ研修及びITLを対象としたITL研修を行う。	【指標（KPI）】 一般職員向け及び管理職員を対象とした情報セキュリティ研修及びITLを対象としたITL研修15回を行う。
40	5 1～4の取組を支える基盤整備	計画	警察情報通信ネットワーク環境の整備	警察本部 情報管理課	福島県警察DX推進事業 （警察情報モバイルネットワーク環境整備事業）	警察情報通信ネットワーク環境のない場所での警察情報システムへの接続環境を整備し、ネットワーク環境のない場所での勤務を可能とする。	【目標】 モバイルネットワーク回線を5回線追加し、ネットワーク環境のない場所での勤務を可能とし、業務の効率化を図る。
41	5 1～4の取組を支える基盤整備	計画	警察情報通信ネットワーク環境の整備	警察本部 情報管理課	共通基盤連携等サーバ整備事業	警察庁で整備する共通基盤システムからの本県分情報の保管と県警独自のシステムを運用するためのサーバ等の整備を行う。	【目標】 令和6年度以降に本格化する共通基盤システムから供出される全データの受信と現在運用中及び将来的に導入する全てのシステムについて、本サーバでの運用を図る。
42	第4-1 市町村支援・連携	1(1)	職員の意識改革	総務部 市町村行政課 企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（市町村DX推進トップセミナー事業）	市町村におけるデジタル変革に向けた機運の醸成、認識の共有を図るため、市町村長等を対象に研修会・勉強会を開催する。	【目標】 市町村におけるデジタル変革に向けた機運の醸成、認識の共有を図るため、市町村長等を対象としたトップマネジメントセミナーを2回、市町村職員を対象としたDXの基礎セミナーを2回、合計4回開催する。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業・取組一覧			
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標	
43	第4-1 市町村支援・連携	1(2)	デジタル人材の確保・育成	企画調整部 デジタル変革課	会津大発DX人材活用実証事業	市町村と大学発ベンチャー企業とをマッチングし、行政サービスの高度化・効率化、地域課題の解決等を図る実証事業を行い、県内市町村に検証結果等を情報提供する。	【目標】 市町村と会津大ベンチャーをマッチングし、2件市町村の課題解決を図る。
44	第4-1 市町村支援・連携	1(3)	自治体情報システムの標準化・共通化	企画調整部 デジタル変革課	進捗状況管理（PMO）ツールでの進捗確認	国が提供する進捗状況管理（PMO）ツールにより、市町村の進捗状況を確認するとともに、遅れが生じている市町村に対して取組みの着実な実施を促す。	【目標】 県及び県内市町村の進捗率について、全国平均以上を目標とする。
45	第4-1 市町村支援・連携	1(4)	マイナンバーカードの普及促進	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（マイナンバーカード普及促進事業）	市町村と連携し、マイナンバーカードの出張申請受付を行い、県民のマイナンバーカードの取得率向上を図る。	【指標（KPI）】 令和5年度末までに県民のマイナンバー取得率をほぼ100%とすることを目標とする。
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	1(5)	行政手続のオンライン化	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（オールふくしまスマートシティ推進事業）	県及び市町村共通のポータルを提供するための詳細設計を行った上で、令和5年度中に一部（個人手続35手続程度）サービス提供を開始する。	【指標（KPI）】 県及び市町村の行政手続オンライン利用率について、67.4%を目標とする。
46	第4-1 市町村支援・連携	1(5)	行政手続のオンライン化	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（ICTアドバイザー市町村派遣事業）	市町村へICTアドバイザーを派遣し、市町村の課題を分析し、AI、RPA等の先端技術の活用等、適切な解決策を助言する。	【目標】 ICTアドバイザーの派遣市町村数について、20団体を目標とする。
47	第4-1 市町村支援・連携	1(5)	行政手続のオンライン化	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（ICT推進市町村支援事業）	市町村におけるAI、RPA等の先端技術の活用によるDXの取組を支援する。	【目標】 AI、RPA等の先端技術を活用する市町村数について、50団体（累計）を目標とする。
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	1(5)	行政手続のオンライン化	企画調整部 デジタル変革課	申請・届出オンライン化事業	県民の利便性向上、業務の効率化を図るため、県と市町村が共同で申請・届出を行うシステムを引き続き導入する。	【目標】 共同導入した電子申請システムの利用件数について、11万件を目標とする。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業・取組一覧			
	分野	項目	担当課	事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標	
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	I(6)	AI・RPA等の利用促進・共同導入	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（ICT推進市町村支援事業）	市町村におけるAI、RPA等の先端技術の活用によるDX及びデジタル化の取組を財政支援する。	【指標（KPI）】 AI、RPA等の先端技術を活用する市町村数について、50団体（累計）を目標とする。
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	I(7)	テレワークの推進	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（ICTアドバイザー市町村派遣事業）	市町村へICTアドバイザーを派遣し、市町村の課題を分析し、AI、RPA等の先端技術の活用等、適切な解決策を助言する。	【目標】 ICTアドバイザーの派遣市町村数について、20団体を目標とする。
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	I(7)	テレワークの推進	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（ICT推進市町村支援事業）	市町村におけるAI、RPA等の先端技術の活用によるDX及びデジタル化の取組を財政支援する。	【指標（KPI）】 AI、RPA等の先端技術を活用する市町村数について、50団体（累計）を目標とする。
48	第4-1 市町村支援・連携	I(8)	セキュリティ対策	企画調整部 デジタル変革課	自治体情報セキュリティクラウド運用事業	不正アクセスを監視するため、市町村と共同で設置している「自治体情報セキュリティクラウド」について、令和4年度から東北6県及び新潟県が共通の仕様で調達し、高度なセキュリティ監視実施していく。	【目標】 県内59市町村及び要望のあった1一部事務組合に対し、自治体情報セキュリティクラウドのサービスを提供する。
49	第4-1 市町村支援・連携	I(9)	BPR（書面規制、押印、対面規制の見直し）	総務部 市町村行政課	BPRに向けた支援	県庁での見直し方法の情報提供等による支援を行う。	【目標】 県庁での見直し方法の情報提供等による支援を行う。
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	I(10)	オープンデータの推進	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（ICTアドバイザー市町村派遣事業）	市町村へICTアドバイザーを派遣し、市町村の課題を分析し、AI、RPA等の先端技術の活用等、適切な解決策を助言する。	【指標（KPI）】 ICTアドバイザー市町村派遣事業の活用等により、オープンデータを整備した市町村数（累計）について、59団体とする。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業・取組一覧		
				事業名又は取組名	事業概要又は取組内容	指標（KPI）又は目標
	分野	項目	担当課			
(再掲)	第4-1 市町村支援・連携	2(1)	各市町村の実情と地域の特性に応じた支援等	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（オールふくしまDX推進基本設計構築事業）	<p>①県及び市町村共通のポータルを提供するための詳細設計を行った上で、令和5年度中に一部（個人手続35手続程度）サービス提供を開始する。</p> <p>②県でスマートシティサービスを推進するためのデータ連携基盤を整備し、市町村のスマートシティに係る取組を推進していく。</p> <p>【指標（KPI）】</p> <p>①オンライン利用率について、67.4%を目標とする。</p> <p>②スマートシティに取り組む市町村について、4団体（累計）を目標とする。</p>
	第4-1 市町村支援・連携	2(2)	市町村間での業務プロセスの標準化、相互互換性のあるシステムの導入等	企画調整部 デジタル変革課		
	第4-1 市町村支援・連携	2(3)	地方振興局の所管区域等を踏まえた生活圏単位でのデジタル変革（DX）推進	企画調整部 デジタル変革課		
	第4-1 市町村支援・連携	2(4)	福島発の行政のデジタル変革（DX）モデルの構築	企画調整部 デジタル変革課		

【資料2-3】（参考資料）地域のDX等に係る令和5年度関連事業・取組一覧

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧		
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標
1	1 震災からの復興・再生	1(1) 避難地域12市町村に係るデジタル情報発信の推進	企画調整部 避難地域復興局 避難地域復興課	避難地域への移住促進事業（避難地域への移住促進事業-移住関心層への情報発信）	全国の移住希望者に対して避難12市町村の情報発信、交流人口拡大や関係人口の創出、市町村における移住体験、受入体制の構築など、移住推進の各フェイズにおいてデジタルメディアを活用する。	【指標（KPI）】 ふくしま12市町村移住ポータルサイト（未来ワークふくしま）のページビュー（PV）数を121万PVまで伸ばす。
2	1 震災からの復興・再生	1(2) 浜通り地域等15市町村におけるイノベーション創出支援	商工労働部 産業振興課	イノベーション創出プラットフォーム事業	福島イノベ構想の具体化のため、産業・金融・行政等からなる連携体制（プラットフォーム）を構築し、プロジェクト掘り起しからビジネスプランの磨き上げまで、専門家による助言・指導等の支援を実施し、浜通り地域におけるイノベーションを創出するビジネス創生を推進する。	【指標（KPI）】 浜通り地域等におけるプロジェクトの支援により、19件を事業化する。
3	1 震災からの復興・再生	1(3) 福島イノベーション・コースト構想に基づく農業先端技術の展開	農林水産部 農業振興課	福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業（先端技術活用による農業再生実証事業）	被災地農業の復興・創生を加速させるため、大規模な農業経営が実現可能となる先端技術の実証研究により、営農再開や経営規模の拡大を図る。（最先端の作業ロボットや管理システムを組み合わせた技術確立を図る）	【目標】 令和7年度に研究成果（普及に移しうる成果数）を5件発表することを目標に研究に取り組む。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
4	1 震災からの復興・再生	計画	東日本大震災及び原子力災害の風化の防止と未来への継承	企画調整部 文化スポーツ局 生涯学習課	東日本大震災・原子力災害伝承館管理運営事業	甚大な災害に見舞われた福島県の記録及び教訓、復興のあゆみを風化させることなく後世に引き継ぎ、国内外と共有するとともに、福島イノベーション・コースト構想の推進及び本県の復興の加速化に寄与するため、東日本大震災・原子力災害伝承館の運営及びデジタル技術を活用した情報発信に取り組む。	【指標（KPI）】 令和5年度の東日本大震災・原子力災害伝承館の年間来館者数について、5万7千人を目指す。
5	2 地方創生・関係人口の創出	2(1)	テレワークによる関係人口・交流人口の拡大	企画調整部 地域振興課	「転職なきふくしまぐらし。」推進事業	県内のテレワーク受入環境の充実から、テレワークや地域交流型ワーケーションの体験機会の提供、移住の実現支援までの事業展開により関係人口の創出・移住促進を図る。	【指標（KPI）】 本県でのテレワーク体験者数について、195人を目標とする。
6	2 地方創生・関係人口の創出	2(1)	テレワークによる関係人口・交流人口の拡大	生活環境部 自然保護課	ふくしまグリーン復興推進事業（自然公園魅力向上ワーケーション促進事業）	各地域の自然公園における様々な課題と、環境保全意識の高い企業のニーズをマッチングし、ワーケーションの一環で地域課題解決に取り組むことで、自然公園の魅力向上や利活用促進を図る。	【目標】 国立・国定公園等を活用したワーケーションの普及促進に取り組む。
7	2 地方創生・関係人口の創出	2(2)	リモートワーク等を活用した副業人材による地域課題の解決	企画調整部 地域振興課	パラレルキャリア人材共創促進事業	都市部において自らのスキル等を地方での課題解決にいかしたいと考える情熱を持った人材と県内事業者をマッチングし、リモートワーク等を活用した副業プロジェクトによる関係づくりを促進していく。	【指標（KPI）】 課題解決プロジェクトへの参加者数について、138人を目標とする。
8	2 地方創生・関係人口の創出	2(3)	デジタル技術を活用した地域おこしの推進	企画調整部 地域振興課	デジタル技術活用型地域おこし協力隊事業	総務省「地域おこし協力隊」制度を活用し、県が地域おこし協力隊を設置することで、デジタル・ICT技術を活用した条件不利地域の地域課題解決を図る。	【指標（KPI）】 デジタル技術活用型地域おこし協力隊の活動に当たり連携する団体数について、7団体を目標とする。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
9	2 地方創生・関係人口の創出	2(4)	戦略的なデジタル広報の推進	総務部 広報課	チャレンジふくしま戦略的情報発信事業（国内外への正確な情報発信事業-ふくしま戦略的デジタル発信推進事業）	庁内の風評対策事業について、集中的・効率的なデジタル広報の実施とその結果の分析、効果の検証を繰り返すことで、広報の効果を高め、県全体の発信力の強化を図る。	【指標（KPI）】 庁内の風評対策事業25事業について、デジタル広報及び結果の分析・効果検証等のコンサルティングを行う。
10	2 地方創生・関係人口の創出	2(4)	戦略的なデジタル広報の推進	商工労働部 観光交流局 県産品振興戦略課	県産品デジタルプロモーション事業	国内及び欧米に向けた県産日本酒等に関するワンストップ型HPを構築・運営するとともに、ペルソナ像の設定によるデジタルマーケティングの展開を図る。	【指標（KPI）】 国内／欧米向けInstagramでの獲得総フォロワー数（件）について、5,000件を目標とする。
11	2 地方創生・関係人口の創出	2(5)	デジタル技術を活用した観光の推進	商工労働部 観光交流局 観光交流課	観光デジタルプロモーション強化事業	新型感染症をはじめとした外的要因に大きく左右されない、安定的で継続的な国内観光需要を獲得するため、地域が育てたコンテンツを中長期的な戦略性をもって市場に訴求する。	【指標（KPI）】 HP「ふくしまの旅」のPV数（件）について、1,076.4万件を目標とする。
12	3 教育・人材育成	3(1) ア	情報モラル教育の推進	教育庁 義務教育課	新時代の学びを支えるICT活用プロジェクト(次世代のためのメディアリテラシー育成事業)	児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持ち、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、児童生徒の情報モラルを育成する。	【指標（KPI）】 「教員のICT活用指導力（D情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力）」について、85%を目標とする。 （※全教員を対象にしたアンケートの集計結果より）
13	3 教育・人材育成	3(1) イ ウ エ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	教育庁 教育総務課	新時代の学校におけるICT環境研究開発事業(県立学校ICT活用教育支援事業)	ICT機器活用方法の提案や活用のための研修、大幅に増加する機器管理などを支援するため、ICT支援員を配置する。	【指標（KPI）】 ICT支援員が県立学校を訪問する割合について、100%を目標とする。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
14	3 教育・人材育成	3(1) イ ウ エ	<p>小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践</p> <p>県立高等学校における一人一台端末環境の実現</p> <p>特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用</p>	教育庁 義務教育課	新時代の学びを支えるICT活用プロジェクト(ふくしま「未来の教室」授業充実事業)	<p>端末や環境が異なったとしても、県内どこにいても実践できる事例を集め、広く周知することで、児童生徒の資質・能力の育成に寄与する。（A Iドリル導入実験等）</p>	【指標（KPI）】 「教員のICT活用指導力（B授業にICTを活用して指導する能力）」について、75%を目標とする。 （※全教員を対象にしたアンケートの集計結果より）
15	3 教育・人材育成	3(1) イ ウ エ	<p>小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践</p> <p>県立高等学校における一人一台端末環境の実現</p> <p>特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用</p>	総務部 私学・法人課	私立高等学校における1人1台端末整備支援事業	<p>子どもたち1人1人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境を実現するため、私立高校入学時に各家庭負担で端末を購入する際、学校が一定の所得までの世帯に対し世帯所得額に応じた負担をした場合、学校設置者に対して補助を行う。</p>	【指標（KPI）】 1人1台端末の整備に向けた私立高等学校への補助について、17校への補助を目標とする。
16	3 教育・人材育成	3(1) イ ウ エ	<p>小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践</p> <p>県立高等学校における一人一台端末環境の実現</p> <p>特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用</p>	教育庁 義務教育課	一人一人を伸ばすふくしま学力向上推進事業	<p>一人一人の学力を確実に伸ばす観点に立ち、本県児童生徒の学習内容の定着度や学力の伸びを把握するとともに、学習に対する意識や生活の様子などの状況を調べ、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。</p>	【目標】 ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合について、100%を目標とする。
17	3 教育・人材育成	3(1) イ ウ エ	<p>小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践</p> <p>県立高等学校における一人一台端末環境の実現</p> <p>特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用</p>	教育庁 高校教育課	新時代の学校におけるICT環境研究開発事業(県立中・高ICT活用教育研究開発事業)	<p>新学習指導要領及び新時代の学びに必要なICT環境（大型提示装置等）を整備し、授業改善、児童生徒の情報活用能力育成に取り組むこと等を通して児童生徒の学力向上を図る。</p>	【目標】 普通教室の大型提示装置整備率について、100%を目標とする。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
18	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	<p>小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践</p> <p>県立高等学校における一人一台端末環境の実現</p> <p>特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用</p>	教育庁 教育総務課 高校教育課 特別支援教育課	新時代の学校におけるICT環境研究開発事業(県立学校Wi-Fi環境整備事業)	GIGAスクール構想に基づき、整備した県立学校の無線LAN環境の維持及び機器の保守・サポートに係る委託を行う。	【目標】 普通教室の無線LAN提供率について、100%を目標とする。
19	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	<p>小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践</p> <p>県立高等学校における一人一台端末環境の実現</p> <p>特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用</p>	教育庁 高校教育課	学びの変革のための1人1台端末実現事業(タブレット端末等購入支援事業)	令和4年度県立高等学校入学生から、タブレット端末等の購入を支援することで、個人所有端末により1人1台端末を実現する。これまでの学校教育とICTのベストミックスを図り、「学びの変革」を推進する。	【指標（KPI）】 入学予定生徒及び保護者に対する周知活動の実施率について、100%を目標とする。
20	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	<p>小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践</p> <p>県立高等学校における一人一台端末環境の実現</p> <p>特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用</p>	教育庁 教育総務課	うつくしま教育ネットワーク事業	学校や教育関係機関での電子メールの利用、ホームページ編集、グループウェアや校務支援システムの利用を可能にする「ふくしま教育総合ネットワーク」について、クラウド環境に再構築するとともに、各所間のネットワーク回線を高速化する。	【指標（KPI）】 「ふくしま教育総合ネットワーク」のインターネット回線稼働率について、99%以上を目標とする。
21	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	<p>小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践</p> <p>県立高等学校における一人一台端末環境の実現</p> <p>特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用</p>	教育庁 特別支援教育課	新時代の学校におけるICT環境研究開発事業(県立特別支援学校ICT活用教育研究開発事業)	新学習指導要領及び新時代の学びに必要なICT機器を活用した教育の研究・開発、事例の蓄積を行う。	【指標（KPI）】 県立特別支援学校のICT機器整備率について、100%を目標とする。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
22	3 教育・人材育成	3(1)オ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における統合型校務支援システムの活用	教育庁 教育総務課	統合型校務支援システム整備事業	学習成績を含む児童生徒の個人情報等を一元的に管理する統合型支援システムを運用する。また、市町村立学校のシステム導入を推進するため、説明会や研修会を実施する。	【指標（KPI）】 全教職員によるシステムの総合評価における「良い」、「非常に良い」を選択した割合について、40%を目標とする。
23	3 教育・人材育成	3(1)オ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における統合型校務支援システムの活用	教育庁 健康教育課	ふくしまっ子健康マネジメントプラン（自分手帳DX化事業）	学校、家庭、地域が一体となった望ましい運動習慣、食習慣、生活習慣を形成するための取組を継続的に推進する。	【指標（KPI）】 肥満傾向児出現率の全国平均との比較値(全国=100)について、126.3%を目標とする。
24	3 教育・人材育成	3(2)ア	会津大学と連携したデジタル人材育成	総務部 私学・法人課	女性IT人材育成・就業応援事業	県内のIT人材不足を解消するため、会津大学のノウハウを活用し、女性のIT人材を育成するとともに、県内企業とのジョブマッチング等により就業を支援する。	【指標（KPI）】 県内IT企業等への就職や在宅就労に結び付いた人数について、定員（90名）の6割、54名を目標とする。
25	3 教育・人材育成	3(2)イ	テクノアカデミーを中心としたデジタル人材育成	商工労働部 産業人材育成課	ものづくり産業におけるDX人材育成事業	テクノアカデミーにおける最新機器整備や活用、AI・IoT活用に向けたプログラミング技術習得等による若年層のDX人材育成から、県内中小企業（製造業）を対象にしたDX人材育成支援まで一体的に取り組む。	【指標（KPI）】 ①テクノアカデミーにおけるDX関連の講義時間数(H)について、年間1,000時間を目標とする。 ②DX人材の育成を支援する企業について、年間50社支援を目標とする。
26	3 教育・人材育成	3(2)ウ	農業短期大学校等を中心としたスマート農業人材の育成	農林水産部 農業担い手課	農業短期大学校運営費（教育研修費）	農業教育高度化事業を活用し、授業や研修におけるスマート農業等の現地研修等の教育の推進を進める。	【目標】 農業短期大学校におけるスマート農業研修等受講者数について、令和7年度までに640名受講を目標として取組を進める。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
27	3 教育・人材育成	3(2)ウ	農業短期大学校等を中心としたスマート農業人材の育成	農林水産部 農業担い手課	農業短期大学校施設統合整備事業（農業短期大学校スマート農業加速化事業）	農業教育機関である農業短期大学校の実践的農業教育、研修体制の強化を図るため、スマート農業の社会実装等に対応した研修施設を整備する。	【目標】 農業短期大学校におけるスマート農業研修等受講者数について、令和7年度までに640名受講を目標として取組を進める。
28	3 教育・人材育成	3(2)ウ	農業短期大学校等を中心としたスマート農業人材の育成	農林水産部 農業担い手課	教育研修事業	新規就農者等に向けて、営農に関する基礎知識の習得、長期就農研修等のほか、スマート農業機械の基本技術の習得を図る。	【目標】 農業短期大学校におけるスマート農業研修等受講者数について、令和7年度までに640名受講を目標として取組を進める。
29	3 教育・人材育成	3(2)エ	小学校、中学校及び高等学校における情報活用能力の育成	保健福祉部 こども未来局 こども・青少年政策課	こどもを守る情報モラル向上支援事業	家庭や学校での子どものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「ふくしま情報モラル診断」を運用する。	【指標（KPI）】 システムによる情報モラル診断の正答率について、65%を目標とする。
30	3 教育・人材育成	3(2)その他	建設産業におけるデジタル技術活用人材の育成	土木部 技術管理課	建設DX推進事業（デジタル技術活用人材育成講習会事業）	デジタル技術そのものやプロセス、働き方の変革が必要なため、デジタル技術の理解醸成と人材育成を図る講習会等を実施する。	【目標】 デジタル技術の活用人材育成講習会について、年間で5回の講習会開催を目標とする。
31	4 産業振興	4(1)ア	会津大学等と連携した事業者のデジタル変革（DX）推進支援	商工労働部 企業立地課	先端ICT関連産業集積推進事業（ICT人材等育成事業、先端ICT技術開発・先進モデル創出事業）	県内企業と会津大学等との連携によるICTを活用した生産効率化システムの開発や技術導入など先進的ビジネスモデルの創出を通じ、先端ICT関連産業の集積を推進する。	【指標（KPI）】 補助を受けた事業所の新規雇用者数（H30年度からの累計）について、53人を目標とする。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
32	4 産業振興	4(1)イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（ア）	商工労働部 経営金融課	ふくしま事業承継等支援事業（ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業）	地域の小規模企業者、組合、商店街等の持続的な発展に向けた創意工夫ある取組に対し、必要な経費の一部を補助するとともに、経営支援団体による「伴走型支援」を行う。	【目標】 ふくしま事業承継等支援事業（ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業）におけるデジタル化・ニューノーマル対応部門の採択件数について、35件を目標とする。
33	4 産業振興	4(1)イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（ア）	商工労働部 経営金融課	ふくしま中小企業者等DX伴走支援事業	県内企業のDXへの理解促進・普及啓発を図るとともに、県内企業が自主的・自発的にDXに取り組み、企業価値を向上させ、持続的に発展させるため、専門家の「伴走型支援」等を行う。	【目標】 本事業によりDX伴走支援を行った県外企業数30社を目標とする。
34	4 産業振興	4(1)イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（イ）	商工労働部 企業立地課	次世代自動車技術関連企業支援事業	本県の主要産業である自動車関連産業において、次世代技術への対応力を強化するため、専門家の派遣や商談会への出展支援を実施し、県内企業の次世代自動車分野への参入促進及び販路拡大を図る。	【指標（KPI）】 事業を通じ、年間10件の商談成立を目標とする。
35	4 産業振興	4(1)イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（イ）	商工労働部 雇用労政課	ふるさと福島若者人材確保事業（県内企業オンライン採用力向上事業）	県内企業を対象として、近年のオンライン採用を取り巻く現状についてのセミナーや、オンライン採用においてコンテンツの工夫や各種ツール活用のノウハウが必要となるオンラインインターンシップ導入のための伴走型支援等を行う。	【目標】 伴走型支援を受ける企業について、15社を目標とする。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
36	4 産業振興	4(1)イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（イ）	商工労働部 経営金融課	中小事業者経営継続支援事業	経営が悪化している中小企業・小規模事業者を支援する機関が、継続的に事業者の支援ができるよう、ホームページから直接相談できる仕組を構築するとともに、専門家集団である経営支援協議会とも同時に情報を共有し、業務効率化を図る。（策定した支援策はデジタル化し、共有を図る）	【指標（KPI）】 経営支援カルテを共有し専門家集団による支援方針のサポート支援を行った件数について、50件を目標とする。
37	4 産業振興	4(1)イ	中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（イ）	商工労働部 医療関連産業集積推進室	魅力を伝えるふくしま医療関連産業人材育成事業	ものづくり企業の中でデジタルに抵抗の少ない若手社員を中心に社内のDX化を推進できる人材の育成を目指す。	【指標（KPI）】 DX化推進人材育成プログラムの参加者数20名を目標とする。
38	4 産業振興	4(1)ウ	ハイテクプラザを中心とした企業のデジタル変革（DX）支援	商工労働部 産業振興課	ものづくり企業のAI・IoT活用促進事業	ハイテクプラザにおいて、研究会運営やAI・IoT実証設備の活用により、普及啓発から人材育成、技術支援までを一体的に実施する。	【指標（KPI）】 技術支援を受けた企業が、実際にAI・IoT製品や技術等を自社に導入するに至った件数について、6件を目標とする。
39	4 産業振興	4(2)ア	スマート農業の推進（ア）	農林水産部 農業振興課	スマート農業プロセスイノベーション推進事業	農業生産の効率化、高収益化を図るため、スマート農業技術を活用した実証研究を行うとともに、先端技術の現地での実証を通じた普及活動を行う。	【指標（KPI）】 スマート農業等技術を導入した経営体数について、718経営体を目標とする。
40	4 産業振興	4(2)ア	スマート農業の推進（ア）	農林水産部 農業振興課	福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業（農業イノベーションロボット開発事業）	被災地農林業の復興・創生を加速させるため、大規模な農業経営が実現可能となる先端技術の実証研究により、営農再開や経営規模の拡大を図る。（最先端の作業ロボットや管理システムを組み合わせた技術確立を図る）	【目標】 令和7年度に研究成果（普及に移しうる成果数）を4件発表することを目標に研究に取り組む。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
41	4 産業振興	4(2)ア	スマート農業の推進（イ）	農林水産部 畜産課	「福島牛」AI肥育確立事業	「福島牛」のブランド力強化及び安定出荷に向け、県内家畜市場からの優良肥育素牛の導入を推進するとともに、それら導入牛等にAI肉質評価システムを活用することで飼養管理技術の改善・向上を図り、高品質な肉用牛の産地形成を図る。	【指標（KPI）】 福島県産牛枝肉価格と全国平均価格の差について、150円/kg以内を目標とする。
42	4 産業振興	4(2)イ	スマート林業の推進	農林水産部 森林計画課	福島イノベ構想に基づく林業先端技術展開事業	被災地域林業の復興・創生を加速させるため、先端技術を活用した森林資源情報等を効果的に把握するシステムを開発する。	【目標】 令和5年度までに森林資源利用システムを開発することを目標に、取組を進める。
43	4 産業振興	4(2)イ	スマート林業の推進	農林水産部 森林計画課	森林環境適正管理事業	森林環境を適正に管理し、業務の効率化や情報発信を行うため、ふくしま森林クラウドシステム、福島県森林GIS及びふくしま森マップの保守・運用を行う。	【指標（KPI）】 ふくしま森まっぷ閲覧者数(人/年)について、102万人を目標とする。
44	4 産業振興	4(2)イ	スマート林業の推進	農林水産部 森林計画課	森林情報支援事業	新たな森林管理システムの市町村の導入・運営に資するため、森林地形情報、地番情報、所有者情報等の更新を県が一括して実施し、市町村等を支援する。	【指標（KPI）】 事業を実施した市町村数について、25市町村を目標とする。
45	4 産業振興	4(2)イ	スマート林業の推進	農林水産部 森林整備課	市町村森林経営管理支援事業	新たな森林管理システムによる整備対象森林選定の一助とするため、森林組合等が実施した森林整備の施業履歴、位置情報をふくしま森林クラウドシステムに搭載し、市町村等へ情報発信する。	【指標（KPI）】 森林整備の各施業履歴のシステムへの搭載件数について、52,077件を目標とする。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
46	4 産業振興	4(2)ウ	スマート水産業の推進	農林水産部 水産課	福島イノベ構想に基づく水産業 先端技術展開事業	本県水産業の復興を進め、ふく しま型漁業を実現するため、I C T等の最先端技術を用いた新 たな水産業を展開していくため の実証研究を行う。	【目標】 令和7年度に研究成果（普及に 移しうる成果数）を10件発表す ることを目標に研究に取り組 む。
47	4 産業振興	4(3)ア	デジタル技術を活用した工事の 推進	土木部 技術管理課	建設DX推進事業	建設産業の働き方改革の推進及 び新型コロナウイルスと共存し、インフ ラ整備やサービス水準を維持す るためには、業務そのものやプ ロセス、働き方の変革が必要で あるため、変革に必要なデジタ ル技術の理解醸成と人材育成を 目的とした実践的な講習会や技 術的支援に取り組む。 （ICT活用工事、情報共有シ ステム、遠隔臨場、3次元モデ ル等の推進を図る。）	【指標（KPI）】 建設業の総実労働時間／月の削 減について、163.9時間を目標と する。
	4 産業振興	4(3)イ	公共工事における情報共有シス テムを活用した業務効率化	土木部 技術管理課			
	4 産業振興	4(3)ウ	工事の段階確認等における遠隔 臨場の推進	土木部 技術管理課			
	4 産業振興	4(3)エ	各業務段階における3次元モデ ルの導入推進	土木部 技術管理課			
	4 産業振興	4(3)オ	公共土木施設管理におけるロ ボット等の活用	土木部 技術管理課			
	4 産業振興	追加	専門家によるICT活用工事技 術支援事業	土木部 技術管理課			
	4 産業振興	追加	建設DX加速化補助金事業	土木部 技術管理課			

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
48	4 産業振興	計画	デジタル産業の集積	商工労働部 企業立地課	先端ICT関連産業集積推進事業	本県の優れたICT環境を全国に情報発信するとともに、ICT企業が県内にオフィスを設置する際の費用補助やICT関連企業と大学等との共同研究支援などにより、本県へのICT関連産業の集積を図る。	【指標（KPI）】 補助を受けた事業所の新規雇用者数（H30年度からの累計）について、53人を目標とする。
49	5 健康・医療・福祉	5(1)	新型感染症対策の推進	生活環境部 国際課	外国人住民新型感染症対策支援事業	新型感染症に対応するため、外国人住民向け新型コロナウイルス相談ホットラインを運営する。	【目標】 新型感染症に対応するため、外国人住民向け新型コロナウイルス相談ホットラインを安定的に運営する。
50	5 健康・医療・福祉	5(2)	遠隔医療の推進	保健福祉部 地域医療課	地域医療充実のための設備整備補助事業（遠隔医療設備整備事業）	医療の地域格差の解消や、遠隔診療の体制を確保するため、機器の整備に要する費用を助成する。	【指標（KPI）】 遠隔医療設備整備事業補助金を活用した医療機関数について、年間4件増を目標とする。
51	5 健康・医療・福祉	5(3)	県立病院におけるデジタル技術の活用推進	病院局 病院経営課	人工透析の遠隔管理	南会津病院と福島県立医科大学附属病院が連携し、遠隔で人工透析支援を行う。	【指標（KPI）】 遠隔で人工透析を行う患者数について、720人を目標とする。
52	5 健康・医療・福祉	5(4)	データに基づく健康増進	保健福祉部 健康づくり推進課	健康長寿ふくしま推進事業（福島県版健康データベース事業、ふくしま健康情報ステーション事業）	各市町村や各医療保険者等がそれぞれ保持している健診、医療、介護等の各種データの集約・分析を行い、県・地域の健康課題を見える化するとともに、情報を発信する。	【指標（KPI）】 データ蓄積及び分析の年次更新を正確かつ適切に行う。 （目標値：1回）
53	5 健康・医療・福祉	5(5)	スマートフォンアプリを活用した健康増進	保健福祉部 健康づくり推進課	健康長寿ふくしま推進事業（ふくしま【健】民パスポート事業）	県民が健康づくりに参加しやすいよう、インセンティブを付与する仕組みを取り入れた「健民アプリ」の活用や深化、市町村と連携した「ふくしま健民パスポート」事業を実施する。	【指標（KPI）】 ふくしま健民アプリのダウンロード数について、78,441件を目標とする。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
54	5 健康・医療・福祉	5(6)	地域医療情報ネットワークを活用した医療連携体制の強化	保健福祉部 地域医療課	地域医療情報ネットワーク拡充支援事業	病院・診療所・薬局・介護施設などの間の医療福祉情報の連携を拡充するため、地域医療情報ネットワーク（キビタンネット）普及の取組及び医療機関に対する支援を行う。	【指標（KPI）】 地域医療情報ネットワーク（キビタン健康ネット）による情報共有に同意した患者の件数について、既に目標値を達成しているが、更なる件数の増加を目標とする。（目標値：82,000件）
55	5 健康・医療・福祉	5(8)	介護施設へのロボットやデジタル技術の導入推進	保健福祉部 高齢福祉課	ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業	介護支援ロボット導入やICTを活用した通信環境の整備、業務改善支援など、介護現場における生産性向上の取組を支援する。	【指標（KPI）】 介護ロボットやICT機器の導入施設数について、315施設を目標とする。
56	5 健康・医療・福祉	5(9)	保育施設へのデジタル技術の導入推進	保健福祉部 こども未来局 子育て支援課	保育の質の向上支援事業（事務効率化事例発信事業）	令和3年度までの県事業「保育所等におけるICT化推進事業」等によりICT化を実施した園の導入効果やその他業務効率化の事例を取りまとめ、保育関係者や市町村担当課を対象に事例発表会を開催し、県内での水平展開を目指す。	【目標】 保育関係者や市町村担当課を対象に、ICTを導入した園の導入効果やその他業務効率化の事例を取りまとめ、事例発表会を開催する。
57	5 健康・医療・福祉	5(10)	スマートフォンアプリを活用したHACCPの導入推進	保健福祉部 食品生活衛生課	福島県加工食品の安全・安心の確保事業（ふくしまHACCP導入推進事業）	県独自の衛生管理手法「ふくしまHACCP」の導入を推進することで、県産品加工食品の安全性を確保し、風評払拭を図る。	【指標（KPI）】 ふくしまHACCPアプリ等を利用してふくしまHACCPを導入した施設数の割合について、47.0%を目標とする。
58	5 健康・医療・福祉	5(10)	食品営業施設に対する遠隔監視導入	保健福祉部 食品生活衛生課	食品営業許可台帳等管理事業（遠隔監視の導入による業務の効率化事業）	食品営業施設を対象に、静止画又は動画による遠隔監視の導入に向けた検討を行い、ふくしまHACCPアプリの機能改修を行い、年度内の制度化を図る。	【指標（KPI）】 ふくしまHACCPアプリに遠隔監視機能を実装し、50件以上の遠隔監視を実施する。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
59	6 安全・安心、環境	6(1)ア	災害発生時の情報共有システムの充実	危機管理部 災害対策課	防災情報発信高度化調査事業	<p>防災関係機関との円滑な情報共有及び県民への効果的な防災情報の発信のため、県独自の地図情報システムの設計・開発を実施するとともに、県民向け防災ポータルを公開する。</p> <p>また、県が保有する主要な防災情報を関係機関とリアルタイムで共有するため、国のネットワークへの接続を行う。</p>	<p>【目標】</p> <p>県独自の地図情報システムを構築することにより、様々な防災情報を一元化し、各防災関係機関と共有を行うとともに、県民向け防災ポータルにより、県民の命を守る避難行動のきっかけとなる情報発信につなげる。</p>
60	6 安全・安心、環境	6(1)イ	デジタル技術を活用した適切な避難行動の支援	危機管理部 危機管理課	災害からいのちを守る事業（いのちを守る啓発事業）	<p>日頃から避難行動を考え、備えておく「マイ避難」の定着、実践を促進するため啓発を行うとともに、ウェブサイト上で手軽に避難計画を作ることのできる特設サイトを引き続き公開し、県民のマイ避難への取組を促進する。</p>	<p>【指標（KPI）】</p> <p>災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合（意識調査）について、14.06%を目標とする。</p>
61	6 安全・安心、環境	6(1)イ	デジタル技術を活用した適切な避難行動の支援	危機管理部 危機管理課	災害からいのちを守る事業（防災DX推進事業）	<p>いつ、いかなる災害が発生しても、適切な避難行動や防災行動を促すために、「データ連携基盤」を活用した防災アプリを構築し、県民に提供することで県民の防災行動の向上を促す。</p>	<p>【指標（KPI）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合（意識調査）について、14.06%を目標とする。 ・防災アプリのダウンロード数について、1,000件を目標とする。
62	6 安全・安心、環境	6(1)ウ	VR等体験型防災講座の推進	危機管理部 危機管理課	そなえるふくしま防災事業(防災意識定着深化事業)(防災啓発推進事業)	<p>独自の防災VR映像を制作・公開し、ウェブサイト上でVRや防災講座を体験できる環境を構築し、防災学習ができる環境を整備することで正確な防災行動を起こせる県民を増加させる。</p>	<p>【指標（KPI）】</p> <p>防災に関し啓発を行った人数について、10,000人を目標とする。</p>

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧			
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標	
63	6 安全・安心、環境	6(1)エ	原子力災害発生時の広域避難ルートの最適化	危機管理部 原子力安全対策課	原子力災害に備える情報サイト	原子力災害発生時の広域避難計画に係る避難ルートやルート沿いの施設等の情報を地図上に表示し、県民へ情報提供を行う。また、計画の更新等に伴うルート変更や複数化、道路状況を反映させ、最適な避難情報を提供する。	【指標（KPI）】 広域避難ルートを掲載するWebサイトのアクセス数について、12,821件を目標とする。
64	6 安全・安心、環境	6(1)オ	スマートフォンアプリを活用した防犯対策の推進	警察本部 生活安全企画課	なりすまし詐欺被害防止事業	県民一人一人が必要とする防犯情報等をタイムリーに分かりやすく、プッシュ型通知で受け取ることができる仕組みを構築した県民向けアプリを開発、導入する。	【指標（KPI）】 防犯アプリ（令和5年度中の防犯アプリの導入・運用に向けて準備中）のダウンロード数について、38,000件を目標とする。
65	6 安全・安心、環境	6(2)ア	スマートフォンアプリを活用した地球温暖化対策等の推進	生活環境部 一般廃棄物課	オールふくしまECO推進プロジェクト(ECO・マイアクション発信事業)	スマートフォンアプリを活用するなどして、ごみ減量化、省エネルギー、環境保全活動に関する取組を広げ、環境に負荷をかけないライフスタイルの普及を図る。	【指標（KPI）】 アプリ累計ダウンロード数について、55,000件を目標とする。
66	6 安全・安心、環境	6(2)イ	デジタル技術を活用した鳥獣被害の軽減対策	生活環境部 自然保護課	鳥獣被害対策強化事業(ICT通信機器貸出事業)	県のICTわなを捕獲事業者へ貸し出すことで、イノシシ捕獲の効率化、省力化に取り組む。	【指標（KPI）】 ICTわなの利用者アンケートにより、「利用を継続したい」と回答した件数について、30件を目標とする。
67	6 安全・安心、環境	計画	防犯・防災意識の向上	警察本部 生活安全企画課	メールによる警察情報発信事業(POLICEメールふくしま)	メールにより犯罪発生情報、防犯情報、交通安全情報等を発信し、県民の防犯意識等の向上を図る。	【指標（KPI）】 POLICEメールふくしまについて、受信登録件数100,000件を目標とする。
68	6 安全・安心、環境	計画	国民保護	危機管理部 危機管理課	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム(安否情報システム)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく安否情報の収集及び提供等に関する事務を円滑かつ効率的に処理する。	【目標】 武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムを安定運用する。

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			令和5年度関連事業（取組）一覧		
	分野	項目	担当課	事業（取組）名	事業（取組）概要	指標（KPI）又は目標
69	第6 デジタルデバイス対策	情報通信基盤の整備促進	企画調整部 デジタル変革課	携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業	携帯電話の不通話地域を解消するため、携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）の整備を実施する市町村に補助金を交付する。	【指標（KPI）】 携帯電話の人口カバー率について、99.99%を目標とする。
70	第6 デジタルデバイス対策	利用者に優しい行政サービス等の実現	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（オールふくしまスマートシティ推進事業）	県及び市町村共通のポータルを提供するための詳細設計を行った上で、令和5年度中に一部（個人手続35手続程度）サービス提供を開始する。	【目標】 オンライン行政手続統合サービスについて、ユーザー視点に立ち、誰もが利用しやすい優れたUI/UXを実現する。
71	第6 デジタルデバイス対策	地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援	企画調整部 デジタル変革課	デジタル変革（DX）推進事業（情報リテラシー向上事業）	高齢者向けのスマホ教室等を開催し、高齢者の情報リテラシーの向上を図る。	【指標（KPI）】 スマホ教室等に参加した高齢者の数について、930人を目標とする。
72	第7 情報セキュリティ対策・個人情報保護	情報セキュリティ対策	企画調整部 デジタル変革課	自治体情報セキュリティクラウド運用事業	自治体情報セキュリティクラウドサービスについて、東北6県及び新潟県で共同の仕様で調達した高度なセキュリティ監視サービス等を利用する。	【目標】 自治体情報セキュリティクラウドサービスを安定的に運用する。

【資料2-4】（参考資料）行政のDXに係る令和5年度KPI一覧

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			KPI（重要業績評価指標）					
	分野	項目	指標名	目標値					
				基準値	R4	R5	R6	R7	
1	1 まず始めに実施すべき取組	1(2)	業務の棚卸し（可視化）とBPR	BPR実施課	0	8	8	8	8
2	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(1)	行政手続のオンライン化	県及び市町村の行政手続のオンライン利用率	48.2%	61.0%	67.4%	73.7%	80.0%
3	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(2)	キャッシュレス決済の導入	自動車税種別割に係る電子決済利用件数	14,442	24,595	30,000	36,000	43,200
4	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(2)	キャッシュレス決済の導入	使用料・手数料等に係るキャッシュレス等決済利用割合	-	-	10%	30%	35%
5	2 行政サービスの向上に向けた取組	2(3)	オープンデータの充実	オープンデータ閲覧件数	20,862	23,146	25,430	27,714	30,000
6	3 公務能率の向上に向けた取組	3(1)	ペーパーレス化の推進	コピー用紙購入量（本庁（知事部局））	40百万枚	40百万枚	32百万枚	20百万枚	12百万枚
7	3 公務能率の向上に向けた取組	3(3)	電子決裁の拡充	文書管理システム対象の全所属への導入（利用者数）	0	0	300	5,850	6,000

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			K P I（重要業績評価指標）					
	分野	項目		指標名	目標値				
					基準値	R 4	R 5	R 6	R 7
8	3 公務能率の向上に向けた取組	3(5)	RPAの導入	R P Aの導入により削減される業務時間	9,800	11,400	13,000	14,600	16,200
9	3 公務能率の向上に向けた取組	3(6)ア	AIの活用 議事録の作成支援	議事録作成支援システムの利用時間	1,300	1,400	2,000	2,000	2,000
10	3 公務能率の向上に向けた取組	3(6)イ	AIの活用 AIチャットボットの導入	チャットボット満足度	56%	58%	60%	62%	64%
11	4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ加速させる取組	4(1)	Web会議の拡充	自席から参加可能なWe b会議の種類	1	3	3	3	3
12	4 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ加速させる取組	4(2)	テレワークの推進	職員の職場満足度	-	4以上	4以上	4以上	4以上
13	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(1)	インターネット閲覧時の利便性向上	仮想ブラウザの同時接続数	1,800	5,000	6,000	6,000	6,000
14	5 1～4の取組を支える基盤整備	5(6)	職員の育成と情報リテラシーの向上	県職員向け研修等の実施回数	6	10	15	15	15
15	第4-1 市町村支援・連携	1(3)	自治体情報システムの標準化・共通化	県及び市町村の行政手続のオンライン利用率	48.2%	61.0%	67.4%	73.7%	80.0%
16	第4-1 市町村支援・連携	1(4)	マイナンバーカードの普及促進	県民のマイナンバーカードの取得率	37.5%【2月1日時点】	ほぼ100%	ほぼ100%	ほぼ100%	ほぼ100%

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			K P I（重要業績評価指標）					
	分野	項目		指標名	目標値				
					基準値	R 4	R 5	R 6	R 7
17	第4-1 市町村支援・連携	1(5)	行政手続のオンライン化	県及び市町村の行政手続のオンライン利用率	48.2%	61.0%	67.4%	73.7%	80.0%
18	第4-1 市町村支援・連携	1(6)	AI・RPA等の利用促進・共同導入	先端技術を活用する市町村数（累計）	31	41	50	59	59
19	第4-1 市町村支援・連携	1(7)	テレワークの推進	先端技術を活用する市町村数（累計）	31	41	50	59	59
20	第4-1 市町村支援・連携	1(10)	オープンデータの推進	オープンデータを整備した市町村数（累計）	56	59	59	59	59
21	第4-1 市町村支援・連携	2(1)	各市町村の実情と地域の特性に応じた支援等	県及び市町村の行政手続のオンライン利用率	48.2%	61.0%	67.4%	73.7%	80.0%
22	第4-1 市町村支援・連携	2(2)	市町村間での業務プロセスの標準化、相互互換性のあるシステムの導入等	スマートシティに取り組む市町村数	1	2	4	5	7
	第4-1 市町村支援・連携	2(3)	地方振興局の所管区域等を踏まえた生活圏単位でのデジタル変革（DX）推進						
	第4-1 市町村支援・連携	2(4)	福島発の行政のデジタル変革（DX）モデルの構築						

※ K P I の設定がなじまない取組項目については、記載を省略する。

【資料2-4】（参考資料）地域のDX等に係る令和5年度KPI一覧

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			KPI（重要業績評価指標）					
	分野	項目	指標名	目標値					
				基準値	R4	R5	R6	R7	
1	1 震災からの復興・再生	1(1)	避難地域12市町村に係るデジタル情報発信の推進	ふくしま12市町村移住ポータルサイト（未来ワークふくしま）のページビュー数	100万	110万	250万 （変更前： 121万）	275万 （変更前： 133.1万）	302.5万 （変更前： 146.41万）
2	1 震災からの復興・再生	1(2)	浜通り地域等15市町村におけるイノベーション創出支援	浜通り地域等での起業による事業化件数	3	10	19	31	43
3	1 震災からの復興・再生	1(3)	福島イノベーション・コースト構想に基づく農業先端技術の展開	農業先端技術の研究発表件数（普及に移しうる成果数）	0				5
4	1 震災からの復興・再生	計画	東日本大震災及び原子力災害の風化の防止と未来への継承	東日本大震災・原子力災害伝承館の来館者数	43,750	50,000	57,000	63,000	65,000
5	2 地方創生・関係人口の創出	2(1)	テレワークによる関係人口・交流人口の拡大	本県でのテレワーク体験者数	130	180	195 （変更前： 180）	195 （変更前： 180）	
6	2 地方創生・関係人口の創出	2(1)	テレワークによる関係人口・交流人口の拡大	ワーケーションプログラム数（件）	50	80			
7	2 地方創生・関係人口の創出	2(2)	リモートワーク等を活用した副業人材による地域課題の解決	課題解決プロジェクトへの参加者数	121	130	138 （変更前： 130）	143 （変更前： 130）	148 （変更前： 130）
8	2 地方創生・関係人口の創出	2(3)	デジタル技術を活用した地域おこしの推進	デジタル技術活用型地域おこし協力隊の活動に当たっての連携団体数	5	6	7	8	

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			K P I（重要業績評価指標）					
	分野	項目	指標名	目標値					
				基準値	R 4	R 5	R 6	R 7	
9	2 地方創生・関係人口の創出	2(4)	戦略的なデジタル広報の推進	庁内のデジタル広報実施事業数（本事業で分析・効果検証等総合コンサルタントを行った事業数）	20	25	25	25	25
10	2 地方創生・関係人口の創出	2(4)	戦略的なデジタル広報の推進	国内／欧米向けInstagramでの獲得総フォロワー数（件）	4,100	4,500	5000 (変更前: 4,900)	5,300	
11	2 地方創生・関係人口の創出	2(5)	デジタル技術を活用した観光の推進	モデル地域内における顧客関係管理システム利用により販売した商品等を通じて誘客できた入込客数（人）	0	150	- (変更前: 300)		
12	2 地方創生・関係人口の創出	2(5)	デジタル技術を活用した観光の推進	HP「ふくしまの旅」のPV数（件）	8,000,000	9,280,000	10,764,000		
13	3 教育・人材育成	3(1)ア	情報モラル教育の推進	「教員のICT活用指導力（D情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力）」（※全教員を対象にしたアンケートの集計結果より）	81.60%	83%	85%	87%	89%
14	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	ICT支援員による県立学校訪問割合（訪問した学校数／全学校数）	100%	100%	100%	100%	100%

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画		K P I（重要業績評価指標）						
	分野	項目	指標名	目標値					
				基準値	R 4	R 5	R 6	R 7	
15	3	教育・人材育成	3(1)イ 小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 ウ 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 エ 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	「教員のICT活用指導力（B授業にICTを活用して指導する能力）」 （※全教員を対象にしたアンケートの集計結果より）	65.3%	70%	75%	80%	85%
16	3	教育・人材育成	3(1)イ 小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 ウ 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 エ 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	一人一台端末の整備に向けた私立高等学校への補助実績（件）	0	15	17	17	17
17	3	教育・人材育成	3(1)イ 小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 ウ 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 エ 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	タブレット端末等の購入支援事業の周知活動の実施率 （※周知活用を実施した県立高校数／全県立高校数）		100%	100%	100%	100%
18	3	教育・人材育成	3(1)イ 小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 ウ 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 エ 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	「ふくしま教育総合ネットワーク」のインターネット回線稼働率	99%以上	99%以上	99%以上	99%以上	99%以上

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			K P I（重要業績評価指標）					
	分野	項目	指標名	目標値					
				基準値	R 4	R 5	R 6	R 7	
19	3 教育・人材育成	3(1)イ ウ エ	小学校及び中学校におけるデジタル技術を有効に活用した授業の実践 県立高等学校における一人一台端末環境の実現 特別支援学校におけるデジタル技術の効果的な活用	県立特別支援学校のICT機器整備率	21.7%	100%	100%	100%	100%
20	3 教育・人材育成	3(1)オ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における統合型校務支援システムの活用	統合型校務システム（※）の総合評価（「良い」、「非常に良い」を選択した割合） （※学習成績を含む児童生徒の個人情報等を一元的に管理するシステム）	29.6%	35%	40%	45%	50%
21	3 教育・人材育成	3(1)オ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における統合型校務支援システムの活用	肥満傾向児出現率の全国平均との比較値(全国=100)	133.8% (令和元年度)	/	126.3% (新規追加)	122.5% (新規追加)	118.8% (新規追加)
22	3 教育・人材育成	3(2)ア	会津大学と連携したデジタル人材育成	県内ICT関連企業・業務等就労者数	54	54	54	54	54
23	3 教育・人材育成	3(2)イ	テクノアカデミーを中心としたデジタル人材育成	①テクノアカデミーにおけるDX関連講義の時間数(H) ②DX人材の育成を支援する企業数	/	①500 ②50	①1000 ②50	①1000 ②50	/
24	3 教育・人材育成	3(2)ウ	農業短期大学校等を中心としたスマート農業人材の育成	農業短期大学校におけるスマート農業研修等受講者数	164名 込み	/	/	/	640

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			K P I（重要業績評価指標）					
	分野	項目	指標名	目標値					
				基準値	R 4	R 5	R 6	R 7	
25	3	教育・人材育成	3(2) エ 小学校、中学校及び高等学校における情報活用能力の育成	システムによる情報モラル診断の正答率 （※小中高の児童・生徒を対象に実施した診断結果より）	60%	60%	65%	70%	75%
26	4	産業振興	4(1) ア 会津大学等と連携した事業者のデジタル変革（DX）推進支援	先端ICT関連産業集積推進事業の補助を受けた事業所の新規雇用者数（H30年度からの累計）	33	43	53	63	73
27	4	産業振興	4(1) イ 中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（イ）	次世代自動車技術関連企業支援事業を通じた商談成立件数	10	10	10	10	10
28	4	産業振興	4(1) イ 中小企業、小規模事業者のデジタル化支援（イ）	経営改善計画策定支援件数	-	-	50 （新規追加）	60 （新規追加）	70 （新規追加）
29	5	健康・医療・福祉	4(1) イ 医療関連産業ものづくり企業におけるDX人材の育成	医療関連産業ものづくり企業におけるD化推進人材育成プログラムの受講者数	-	-	20 （新規追加）	40 （新規追加）	60 （新規追加）
30	4	産業振興	4(1) ウ ハイテクプラザを中心とした企業のデジタル変革（DX）支援	技術支援を受けた企業が、実際にAI・IoT製品や技術等を自社に導入するに至った件数	2	4	6	8	8
31	4	産業振興	4(1) エ ECサイトによる販路拡大支援	支援したECサイトの売上増加率	100%	120%			
32	4	産業振興	4(2) ア スマート農業の推進（ア）	スマート農業等技術を導入した経営体数	525	670	718	756	810
33	4	産業振興	4(2) ア スマート農業の推進（ア）	農業先端技術に係る研究成果発表件数（普及に移しうる成果数）	0				4

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			K P I（重要業績評価指標）					
	分野	項目	指標名	目標値					
				基準値	R 4	R 5	R 6	R 7	
34	4 産業振興	4(2)ア	スマート農業の推進（イ）	福島県産牛枝肉価格と全国平均価格の差額（円/kg）	-198 (R3.4～ R3.12)	-170	-150	-120	-110
35	4 産業振興	4(2)イ	スマート林業の推進	ふくしま森まっぶ閲覧者数(人/年)	1,000,000	1,010,000	1,289,000 (変更前： 1,020,000)	1,378,000 (変更前： 1,030,000)	1,467,000 (変更前： 1,040,000)
36	4 産業振興	4(2)イ	スマート林業の推進	森林管理システムの森林地形情報、地番情報、所有者情報等の更新を県が一括して実施した市町村数	11	20	25	28	35
37	4 産業振興	4(2)イ	スマート林業の推進	森林整備の施業履歴、位置情報をふくしま森林クラウドシステムに搭載した件数	26,521	35,646	52,077		
38	4 産業振興	4(2)ウ	スマート水産業の推進	水産業先端技術に係る研究成果発表件数（普及に移しうる成果数）	0				10
39	4 産業振興	4(3)ア	デジタル技術を活用した工事の推進	一月当たりの建設業の総実労働時間数	169	165.6	163.9	162.2	160.5
	4 産業振興	4(3)イ	公共工事における情報共有システムを活用した業務効率化						
	4 産業振興	4(3)ウ	工事の段階確認等における遠隔臨場の推進						
	4 産業振興	4(3)エ	各業務段階における3次元モデルの導入推進						

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			K P I（重要業績評価指標）					
	分野	項目	指標名	目標値					
				基準値	R 4	R 5	R 6	R 7	
	4 産業振興	4(3)オ	公共土木施設管理におけるロボット等の活用						
40	4 産業振興	計画	デジタル産業の集積	先端ICT関連産業集積推進事業の補助を受けた事業所の新規雇用者数（H30年度からの累計）	33	43	53	63	73
41	5 健康・医療・福祉	5(2)	遠隔医療の推進	遠隔医療設備整備事業補助金を活用した医療機関数	1 (累計1)	3 (累計4)	4 (累計8)	4 (累計12)	4 (累計16)
42	5 健康・医療・福祉	5(3)	県立病院におけるデジタル技術の活用推進	遠隔管理により人工透析を行った患者数	480	720	720	720	720
43	5 健康・医療・福祉	5(4)	データに基づく健康増進	福島県版健康データベースのデータ蓄積及び分析の年次更新回数	1	1	1	1	1
44	5 健康・医療・福祉	5(5)	スマートフォンアプリを活用した健康増進	ふくしま健民アプリのダウンロード数	48,441	68,441	78,441	88,441	98,441
45	5 健康・医療・福祉	5(6)	地域医療情報ネットワークを活用した医療連携体制の強化	地域医療情報ネットワーク（キビタン健康ネット）による情報共有に同意した患者の件数	46,527	71,000	82,000	93,000	104,000
46	5 健康・医療・福祉	5(7)	医療機関へのロボットやデジタル技術の導入推進	医療施設用ロボット等の導入を支援する対象機器の数	2	3	- (変更前:4)	- (変更前:5)	- (変更前:4)
47	5 健康・医療・福祉	5(8)	介護施設へのロボットやデジタル技術の導入推進	ICT導入施設数	172	277	315	353	391

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			K P I（重要業績評価指標）					
	分野	項目	指標名	目標値					
				基準値	R 4	R 5	R 6	R 7	
48	5 健康・医療・福祉	5(10)	スマートフォンアプリを活用したHACCPの導入推進	ふくしまHACCPの導入状況（ふくしまHACCPアプリを利用する施設を含む）	24.3%	39.4%	47.0%	54.6%	62.2%
49	5 健康・医療・福祉	5(10)	食品営業施設に対する遠隔監視導入	ふくしまHACCPアプリを用いた遠隔監視の実施件数	-	-	50 (新規追加)	100 (新規追加)	200 (新規追加)
50	6 安全・安心、環境	6(1)	デジタル技術を活用した適切な避難行動の支援	災害に備えて、自分（自宅）の避難計画を作成していると答えた県民の割合（意識調査）	9.5%	11.78%	14.06%	16.34%	18.62%
51	6 安全・安心、環境	6(1)	デジタル技術を活用した適切な避難行動の支援	防災アプリのダウンロード数	-	-	1,000 (新規追加)	50,000 (新規追加)	100,000 (新規追加)
52	6 安全・安心、環境	6(1)	VR等体験型防災講座の推進	防災啓発実施者数	5,000	8,000	10,000 (変更前: 8,000)	10,000 (変更前: 8,000)	10,000 (変更前: 8,000)
53	6 安全・安心、環境	6(1)	原子力災害発生時の広域避難ルートの最適化	広域避難ルートを掲載するWebサイトアクセス数	11,630	12,211	12,821	13,462	14,135
54	6 安全・安心、環境	6(1)	スマートフォンアプリを活用した防犯対策の推進	防犯アプリダウンロード数	0	0	38,000	40,000	43,000
55	6 安全・安心、環境	6(2)	スマートフォンアプリを活用した地球温暖化対策等の推進	福島県環境アプリの累計ダウンロード数	10,000	30,000	55,000	80,000	100,000
56	6 安全・安心、環境	6(2)	デジタル技術を活用した鳥獣被害の軽減対策	I C Tわなの利用者アンケートにより「利用を継続したい」と回答した件数	10	20	30	40	50

番号	デジタル変革（DX）推進基本方針及びデジタル化推進計画			K P I（重要業績評価指標）					
	分野	項目	指標名	目標値					
				基準値	R 4	R 5	R 6	R 7	
57	6 安全・安心、環境	計画	防犯・防災意識の向上	POLICEメールふくしまの受信登録件数	50,000	70,000	100,000	110,000	120,000
58	第6 デジタルデバイス対策		情報通信基盤の整備促進	携帯電話人口カバー率	99.94%	99.97%	99.99%	99.99%	99.99%
59	第6 デジタルデバイス対策		利用者に優しい行政サービス等の実現	県及び市町村の行政手続のオンライン利用率	48.2%	61%	67.4%	73.7%	80%
60	第6 デジタルデバイス対策		地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援	情報リテラシー向上事業に参加した高齢者の人数	0	930	930		

※ K P I の設定がなじまない取組項目については、記載を省略する。

策定趣旨

本県におけるデジタル化を推進し、県民一人一人がデジタル社会の実現による恩恵を実感できるようにするため、デジタル化の妨げとなっている一面があるアナログ的な手法（書面・対面）を前提とした規制の見直しが重要であることから、それらの規制の点検・見直しに取り組むための基本的な方針として策定。

点検・見直しの位置づけ

「福島県総合計画」「福島県行財政改革プラン」「福島県デジタル変革（DX）推進基本方針」において推進することとしている行政のDXの取組の中の「書面規制、押印、対面規制の見直し」の一環として取り組むもの。

点検・見直しの対象範囲

県で定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）の規定を対象に点検・見直しを行う。

進行管理

令和5年度から全庁的に洗い出し・点検を実施し、各規制の見直し工程表を策定。

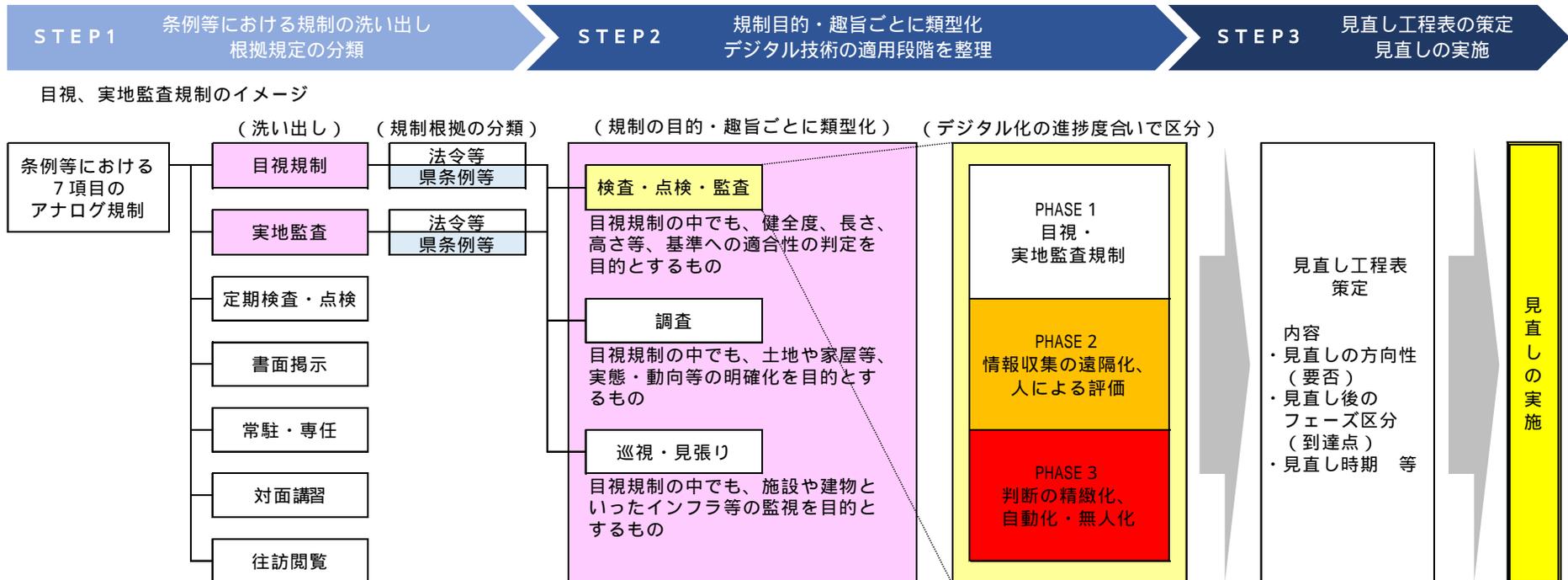
福島県行財政改革推進本部及び福島県デジタル社会形成推進本部等において、毎年度進行管理を実施する。

庁内の推進体制

推進部門（取りまとめ）：総務部行政経営課、規制所管部門（点検・見直しの実施）：各部局等

点検・見直しの進め方

- 【STEP1】 条例等において代表的な7項目のアナログ規制に該当する規制を洗い出し、規制の根拠（法令等、条例等）を分類
- 【STEP2】 規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分
- 【STEP3】 以上を踏まえて、見直し工程表を策定し、類型・フェーズごとに横断的な見直しを実施



アナログ規制（書面・対面規制）の 点検・見直し方針（案）

目 次

1	はじめに	1
2	点検・見直しの目的	2
3	点検・見直しの位置づけ、推進体制	3
4	点検・見直しの対象範囲	4
5	点検・見直しの進め方	5
6	類型化とフェーズの区分の考え方	6
7	進行管理	8
	参考資料リスト	9

1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活の在り方が大きく変化している一方、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。

これらのいわゆる「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面もあると考えられている。

少子高齢化が進み、今後、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠であり、規制や手続の見直しを始めとする構造改革に取り組むことが重要になっている。

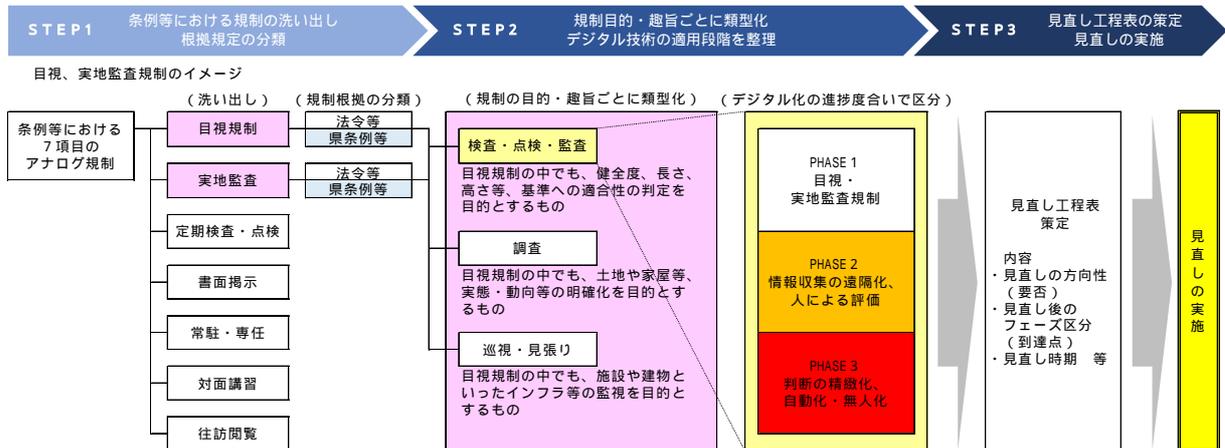
こうした問題意識から、国（デジタル臨時行政調査会）では、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を提示するとともに、この原則を踏まえ、国の法令等に基づく全ての規制について点検・見直しを進めているところ。

本県においても、デジタル化を推進し、県民一人一人がデジタル社会の実現による恩恵を実感できるようにする必要があるため、国による見直しの動きに合わせて、条例等に基づく規制の見直しを進めることが重要である。

これらの状況を踏まえ、本県におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

< 点検・見直しの進め方イメージ >

- 【STEP 1】 条例等において代表的な7項目のアナログ規制に該当する規制を洗い出し、規制の根拠（法令等、条例等）を分類
- 【STEP 2】 規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分
- 【STEP 3】 以上を踏まえて、見直し工程表を策定し、類型・フェーズごとに横断的な見直しを実施



2 点検・見直しの目的

条例等に基づく県独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則（以下、「デジタル原則」という。）」への適合性を点検し、規制の見直しに取り組むことで、国による法令等の点検・見直しの動きと合わせて、県全体のデジタル化を推進することを目的とする。

県独自のアナログ規制を見直し、県全体のデジタル化を推進することにより、企業の設備投資の促進や行政コストの削減が期待されるほか、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足に悩む現場の問題解消・生産性向上が果たされるとともに、県の業務でも効率化とサービス向上が期待される。

【参考：構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを楽しむことができるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りや独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

3 点検・見直しの位置づけ、推進体制

(1) 位置づけ

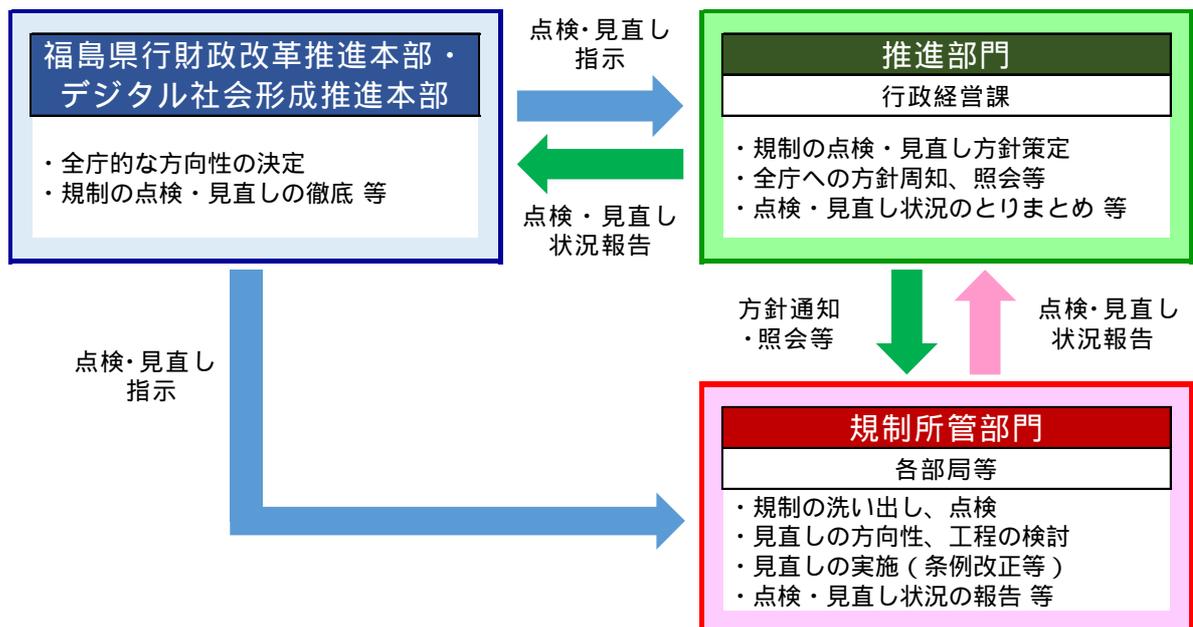
アナログ規制の点検・見直しは、「福島県総合計画」、「福島県行財政改革プラン」、「福島県デジタル変革(DX)推進基本方針(以下、「DX基本方針」という。)」において推進することとしている行政のデジタル変革の取組の中の「書面規制、押印、対面規制の見直し」の一環として取り組むものである。

(2) 推進体制

福島県行財政改革推進本部及び福島県デジタル社会形成推進本部会議等において、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行う。

DX基本方針において、庁内におけるDXの企画立案や業務担当課室との調整等を担うとされている行政経営課が推進部門となり、点検・見直しの取りまとめ等を行い、各部局等は、規制を所管する部門として、条例等に基づく規制の洗い出し、見直しを進めていく。

< 推進体制イメージ図 >



4 点検・見直しの対象範囲

本県で定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）の規定を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、まずは、代表的なアナログ規制7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、条例等の中でも、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象とする。

また、当該7項目に該当する規定以外のものについても、国の点検・見直しの動向を踏まえて、必要に応じて、見直しを行うこととする。

なお、本点検・見直しの対象範囲外とする本県で定める要綱・要領等の規定については、条例等の見直しに準じて、必要な見直しを行うものとする。

< 代表的なアナログ規制7項目 >

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるものうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

【参考：代表的なアナログ規制である7項目】

デジタル臨時行政調査会においては、アナログ規制の見直し方針（デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（R4.6.3 デジタル臨時行政調査会））の取りまとめと並行して、代表的なアナログ規制である7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つ一つの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

5 点検・見直しの進め方

(1) 対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な7項目に該当する規制）を洗い出す。

(2) 規制根拠の分類

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか）を分類する。

【規制根拠の分類の必要性】

国の法令等に基づき定める規制は、国の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、条例等に基づき定める規制は、県自らの判断で主体的に見直しを進められるものになるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明らかにする観点で、分類を行うもの。

(3) 規制の類型化・フェーズの区分

規制根拠の分類後、趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ、PHASE）に区分する。

【類型化・フェーズの区分の必要性】

類型化

点検・見直しの対象となる規制の趣旨・目的に照らし、同種と考えられる規制については、それらをひとまとめに捉えて典型的に点検・見直しをすることが効率的と考えられるため、類型化を行うもの。

フェーズの区分

IoT等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。

(4) 規制の見直し工程表の策定

以上により、現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性（要否）、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定。

(5) 規制の見直しの実施

見直し工程表に基づき、各部局等において条例等の改正を含む見直しを実施。

6 類型化とフェーズの区分の考え方

法令等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、国における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的と考えられるため、規制に当てはめる類型とフェーズは、デジタル臨時行政調査会の考え方を準用し、次のとおりとする。

(1) 「目視」規制

類型	内容
類型 1	検査・点検・監査
類型 2	調査
類型 3	巡視・見張

PHASE	内容
PHASE 1	目視・実地監査規制
PHASE 2	情報収集の遠隔化、人による評価
PHASE 3	判断の精緻化、自動化・無人化

(2) 「実地監査」規制

類型	内容
類型 1	検査・点検・監査
類型 2	調査
類型 3	巡視・見張

PHASE	内容
PHASE 1	目視・実地監査規制
PHASE 2	情報収集の遠隔化、人による評価
PHASE 3	判断の精緻化、自動化・無人化

(3) 「定期検査・点検」規制

類型	内容
類型 1	第三者検査
類型 2	自主検査
類型 3	調査・測定

PHASE	内容
PHASE 1	定期検査・点検規制
PHASE 2	デジタル技術の活用による規制目的の達成
PHASE 3	定期の検査・調査・測定の撤廃

(4) 「常駐・専任」規制

類型	内容
類型 1	主としてモノのチェック等のための常駐
類型 2	主としてモノのチェック等のための専任
類型 3	主として人への対応のための常駐
類型 4	主として人への対応のための専任

PHASE	内容
PHASE 1	常駐・専任規制あり
PHASE 2	デジタル技術等の活用による規制緩和
PHASE 3	常駐・専任規制なし

(5) 「対面講習」規制

類型	内容
類型 1	講習

PHASE	内容
PHASE 1	対面規制あり又は解釈不明確
PHASE 2	デジタル技術の活用による一部オンライン化等
PHASE 3	デジタル完結

(6) 「書面掲示」規制

類型	内容
類型 1	公的証明書等の掲示
類型 2	公的証明書等以外の情報の掲示

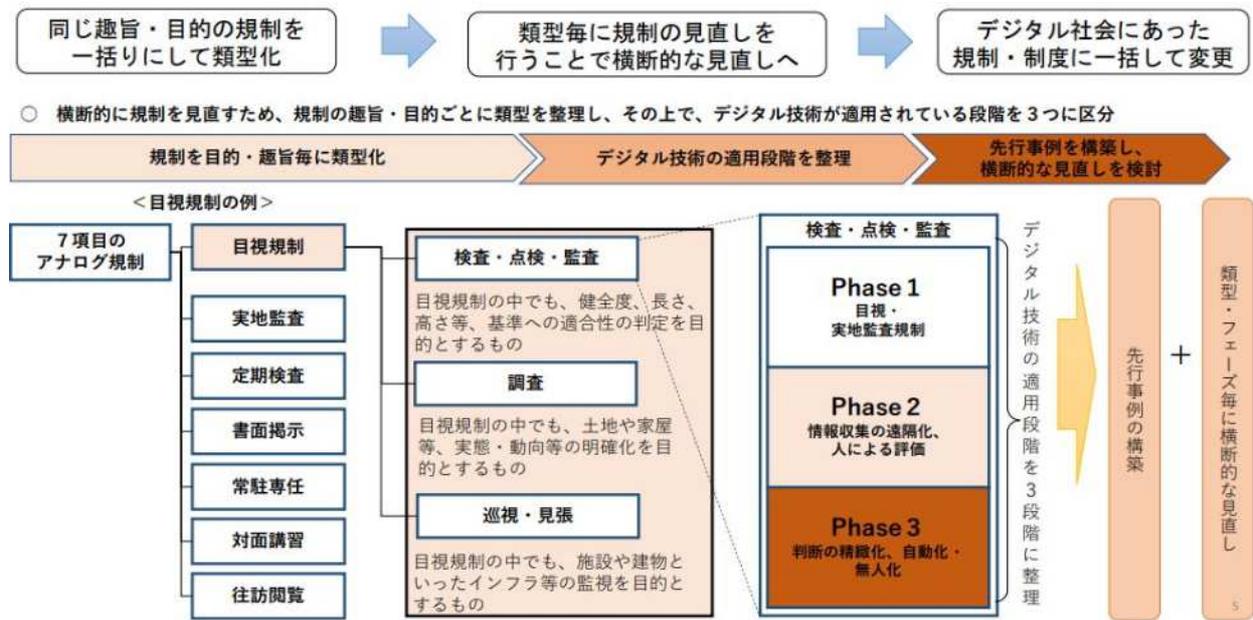
PHASE	内容
PHASE 1	デジタル化を一切許容しない
PHASE 2	一部許容している
PHASE 3	デジタルによる掲示を基本とする

(7) 「往訪閲覧縦覧」規制

類型	内容
類型 1	申請等による公的情報の閲覧・縦覧
類型 2	申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧

PHASE	内容
PHASE 1	紙・人の介在
PHASE 2	デジタル原則に適合する手段を可とする
PHASE 3	デジタル完結を基本とする

【参考：国のアナログ規制点検・見直しにおける類型化とフェーズの考え方】



出典：デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（R4.6.3 デジタル臨時行政調査会）

7 進行管理

（1）工程表の策定

令和5年度から実施する全庁的な洗い出し・点検に基づき、各規制の見直し工程表を策定する。

（2）各部局等における進行管理

各部局等は、上記（1）工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各部局長等の下、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

（3）全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、福島県行財政改革推進本部及び福島県デジタル社会形成推進本部等において、毎年度の進捗管理等を行う。

また、毎年度の進捗状況については、県のホームページ等において公表する。

参 考 資 料 リ ス ト

資料番号	資料名称	発出者
参考資料 1	国における各規制の類型化・フェーズの確認作業について	デジタル臨時行政調査会事務局
参考資料 2	デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン (R4.6.3)	デジタル臨時行政調査会
別添 1	(別紙) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン (R4.6.3)	
別添 2	(別表 1) 方針確定リスト (R4.6.3)	
別添 3	(別表 2) 継続検討リスト (R4.6.3)	
参考資料 3	地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第 1.0 版】(R4.11.18)	デジタル庁 デジタル臨時行政調査会事務局
参考資料 4	デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表 (R4.12.21)	デジタル臨時行政調査会

「福島県情報セキュリティポリシー」の一部改正について

1 改正理由等

急速に高度化・巧妙化するサイバー攻撃やデジタル社会形成の国内動向を踏まえ、県情報資産に対する情報セキュリティ対策を強化するため、「福島県情報セキュリティポリシー」の改正を行う。

2 主な改正の内容

(1) 外部サービス利用への対策

自治体における外部サービス（Web 会議サービスや SNS など）の利用拡大等に伴って改定された総務省ガイドラインを踏まえ、「外部サービス」の利用に必要な対策の規定を行う（第 2 部 対策基準 第 4）。

分類	リスク	主な対策
業務委託		<ul style="list-style-type: none"> 必要な情報セキュリティ要件を明記した上で契約を締結すること。【これまでと同様】
外部サービス	<ul style="list-style-type: none"> 監査の実施や、情報の開示を受けること等が困難。 職員等が直接登録し利用可能なものがあり、利用状況の一元的把握が困難 	<p>《機密性 2 以上の情報を取り扱う場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク対策の要件を考慮して、外部サービスの利用、事業者選定等を行うこと（要契約）。【要件等を詳しく追記】 利用に当たって、情報セキュリティ管理者（総括担当）の許可を得ること。【新しく規定】 情報セキュリティ管理者（総括担当）は、<u>利用管理</u>を行うこと（管理者の指名と利用サービスの記録）。【新しく規定】
		<p>《機密性 2 以上の情報を取り扱わない場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用のリスクが許容できることを確認した上で、情報セキュリティ管理者の<u>許可を得ること</u> 【新しく規定】 情報セキュリティ管理者は、<u>利用管理</u>を行うこと（管理者の指名と利用サービスの記録）。【新しく規定】

(2) 公社等外郭団体への助言等

「公社等外郭団体においても必要な情報セキュリティ対策が行われるよう、所管部局が適正に助言等を行う」項目を追加する（第 1 部 基本方針）。

(3) その他

- ア 福島県情報通信ネットワークにおけるマイナンバー利用事務系の外部接続について、総務省ガイドライン及び実態に合わせ関係規定を修正する（第2部 第4 1）。
- イ 職員等による異なるネットワークの接続について、総務省ガイドラインに合わせ関係規定を修正する（第2部 第6 1）。
- ウ ソーシャルメディアサービスの利用に係る規定を、技術的セキュリティ対策に位置付ける（第2部 第7 5）。
- エ 不正プログラム対策について、総務省ガイドライン及び実態に合わせ関係規定を修正する（第2部 第7 8）。
- オ 不正アクセス対策について、総務省ガイドラインに合わせ関係規定を修正する（第2部 第7 9）。
- カ その他、総務省ガイドラインに合わせ文言の整理等を行う。

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="501 288 864 316">第1部 情報セキュリティ基本方針</p> <p data-bbox="255 384 1086 504">今日、県民生活の場に情報通信技術が急速に普及し、電子メールのやり取りや、ホームページの閲覧、電子商取引などが広く行われるようになり、経済面や生活面において様々な変化が起きています。</p> <p data-bbox="255 528 1086 647">一方で、情報通信技術の利用に係る事故や犯罪、操作ミス、さらには、自然災害による情報システムの障害が発生すれば県民生活に多大な影響を与えます。</p> <p data-bbox="255 671 1086 791">本県でも、行政サービスを提供するため、多くの業務において情報通信技術を活用しており、個人情報や行政運営上重要な情報などの多数の情報資産を保有しています。</p> <p data-bbox="255 815 1086 887">これらの情報資産を様々な脅威から防ぐことは、県民の権利及び利益を守り、行政サービスを継続して提供するために必要不可欠です。</p> <p data-bbox="255 911 1086 983">そこで、本県は、情報セキュリティ対策に以下のとおり取り組むことを宣言します。</p> <p data-bbox="282 1007 434 1034">1～7 (略)</p> <p data-bbox="282 1050 1086 1169"><u>8 公社等外郭団体においては、本対策基準等を参考に、各団体において情報セキュリティ対策に係る基本方針を策定するなど、必要な情報セキュリティ対策を実施するよう、所管部局は適正に助言等を行うこととする。</u></p> <p data-bbox="282 1193 1086 1313"><u>9 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行において、情報セキュリティの関係法令並びに情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守</u></p>	<p data-bbox="1359 288 1722 316">第1部 情報セキュリティ基本方針</p> <p data-bbox="1113 384 1944 504">今日、県民生活の場に情報通信技術が急速に普及し、電子メールのやり取りや、ホームページの閲覧、電子商取引などが広く行われるようになり、経済面や生活面において様々な変化が起きています。</p> <p data-bbox="1113 528 1944 647">一方で、情報通信技術の利用に係る事故や犯罪、操作ミス、さらには、自然災害による情報システムの障害が発生すれば県民生活に多大な影響を与えます。</p> <p data-bbox="1113 671 1944 791">本県でも、行政サービスを提供するため、多くの業務において情報通信技術を活用しており、個人情報や行政運営上重要な情報などの多数の情報資産を保有しています。</p> <p data-bbox="1113 815 1944 887">これらの情報資産を様々な脅威から防ぐことは、県民の権利及び利益を守り、行政サービスを継続して提供するために必要不可欠です。</p> <p data-bbox="1113 911 1944 983">そこで、本県は、情報セキュリティ対策に以下のとおり取り組むことを宣言します。</p> <p data-bbox="1140 1007 1292 1034">1～7 (略)</p> <hr data-bbox="1140 1070 1944 1075"/> <hr data-bbox="1140 1118 1944 1123"/> <hr data-bbox="1140 1166 1944 1171"/> <p data-bbox="1140 1193 1944 1313"><u>8 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行において、情報セキュリティの関係法令並びに情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守</u></p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
します。	します。

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第2部 情報セキュリティ対策基準</p> <p>目次 (略)</p> <p>本対策基準は、情報セキュリティ基本方針を実行に移すための、本県における情報資産に関する情報セキュリティ対策の基準を定めたものである。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 組織及び体制</p> <p>県の情報セキュリティ管理については、以下の組織体制とする。(別紙1参照)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 情報セキュリティ監査統括責任者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報セキュリティ監査統括責任者は、福島県情報セキュリティ監査実施要綱を定め、監査実施計画を立案し、定期的に又は必要に応じて監査を実施する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第3 情報資産の分類及び管理</p>	<p style="text-align: center;">第2部 情報セキュリティ対策基準</p> <p>目次 (略)</p> <p>本対策基準は、情報セキュリティ基本方針を実行に移すための、本県における情報資産に関する情報セキュリティ対策の基準を定めたものである。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 組織及び体制</p> <p>県の情報セキュリティ管理については、以下の組織体制とする。(別紙1参照)</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 情報セキュリティ監査統括責任者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報セキュリティ監査統括責任者は、福島県情報セキュリティ監査実施要領を定め、監査実施計画を立案し、定期的に又は必要に応じて監査を実施する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>第3 情報資産の分類及び管理</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>1～8 (略)</p> <p>9 情報の送信及び情報資産の運搬</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) インターネット等安全ではないネットワークを用いて機密性 2 以上の情報を送信する者は、<u>パスワード等による暗号化</u>等により、第三者に入手されても解読できないような安全措置を講じた上で送信しなければならない。</p> <p>(3) 車両等により機密性 2 以上の情報資産を運搬する場合は、鍵付きのケース等への格納又は<u>パスワード等による暗号化</u>等により、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>10 情報資産の提供及び公表</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機密性 2 以上の情報資産を外部に提供する者は、必要に応じ<u>パスワード等による暗号化</u>等を行わなければならない。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>11 (略)</p>	<p>1～8 (略)</p> <p>9 情報の送信及び情報資産の運搬</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) インターネット等安全ではないネットワークを用いて機密性 2 以上の情報を送信する者は、<u>暗号化又はパスワード設定</u>等により、第三者に入手されても解読できないような安全措置を講じた上で送信しなければならない。</p> <p>(3) 車両等により機密性 2 以上の情報資産を運搬する場合は、鍵付きのケース等への格納又は<u>暗号化若しくはパスワードの設定</u>等により、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>10 情報資産の提供及び公表</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機密性 2 以上の情報資産を外部に提供する者は、必要に応じ<u>暗号化又はパスワードの設定</u>等を行わなければならない。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>11 (略)</p>
<p>第 4 ネットワークの強靱性の向上</p> <p>1 ネットワークの分離</p> <p>県の基幹ネットワークである福島県情報通信ネットワークシステムについて、所管する情報システム管理者は、次の三つのネットワークに分離した</p>	<p>第 4 ネットワークの強靱性の向上</p> <p>1 ネットワークの分離</p> <p>県の基幹ネットワークである福島県情報通信ネットワークシステムについて、所管する情報システム管理者は、次の三つのネットワークに分離した</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>上でネットワークごとの対策を講じる。</p> <p>(1) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ やむを得ず、マイナンバー利用事務系と LGWAN 接続系との通信をする必要がある場合は、通信経路の限定(MAC アドレス、IP アドレス)及びアプリケーションプロトコル（ポート番号）のレベルでの限定を行わなければならない。<u>また、その外部接続先についてもインターネット等と接続してはならない。ただし、国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先については、この限りではなく、LGWAN を経由して、インターネット等とマイナンバー利用事務系との双方向通信でのデータの移送を可能とする。</u></p> <p>エ～オ （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>第 5 （略）</p> <p>第 6 人的セキュリティ対策</p> <p>1 職員等の遵守事項</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p><u>(8) 異なるネットワークへの接続</u></p> <p><u>職員等は、県が管理している情報機器及び記録媒体を、有線・無線を問わず、当該情報機器及び記録媒体を接続して利用するよう情報システム管理者</u></p>	<p>上でネットワークごとの対策を講じる。</p> <p>(1) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ やむを得ず、マイナンバー利用事務系と LGWAN 接続系との通信をする必要がある場合は、通信経路の限定(MAC アドレス、IP アドレス)及びアプリケーションプロトコル（ポート番号）のレベルでの限定を行わなければならない。</p> <p>エ～オ （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>第 5 （略）</p> <p>第 6 人的セキュリティ対策</p> <p>1 職員等の遵守事項</p> <p>(1)～(7) （略）</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p><u>によって定められたネットワークと異なるネットワークに接続してはならない。</u></p> <p>(9) 持ち出し及び持ち込みの記録 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、業務上必要な場合において、端末や記録媒体等の持ち出し及び持ち込みを許可する場合について、記録を作成し、保管しなければならない。</p> <p>(10) 端末におけるセキュリティ設定変更の禁止 職員等は、端末のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を情報セキュリティ管理者の許可なく変更してはならない。</p> <p>(11) 机上の端末等の管理 職員等は、席を離れるときは、端末をロックし、及びディスプレイを消去し、並びに記録媒体、文書等を容易に閲覧されない場所へ保管するなどの適正な措置を講じなければならない。</p> <p>(12) 退職時等の遵守事項 職員等は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を外部へ漏らしてはならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u> </u>委託事業者に対する説明 情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発、保守等を <u> </u> 事業者に委託する場合は、 <u> </u> 委託事業者から再委託を受ける事業者も含めて、情報セキュリティポリシー等のうち <u> </u></p>	<p>_____</p> <p>(8) 持ち出し及び持ち込みの記録 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、業務上必要な場合において、端末や記録媒体等の持ち出し及び持ち込みを許可する場合について、記録を作成し、保管しなければならない。</p> <p>(9) 端末におけるセキュリティ設定変更の禁止 職員等は、端末のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を情報セキュリティ管理者の許可なく変更してはならない。</p> <p>(10) 机上の端末等の管理 職員等は、席を離れるときは、端末をロックし、及びディスプレイを消去し、並びに記録媒体、文書等を容易に閲覧されない場所へ保管するなどの適正な措置を講じなければならない。</p> <p>(11) 退職時等の遵守事項 職員等は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を外部へ漏らしてはならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>外部</u>委託事業者に対する説明 情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発、保守等を <u>外部</u> 事業者に委託する場合は、 <u>外部</u> 委託事業者から再委託を受ける事業者も含めて、情報セキュリティポリシー等のうち <u>外</u></p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>____委託事業者が遵守しなければならない事項を説明しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 情報セキュリティに関する事案の報告</p> <p>(1) 庁内からの情報セキュリティに関する事案の報告</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 事案のうち重大なものは「第9 緊急時におけるセキュリティ対策」により対処する。</p> <p>(2) 県民等外部からの事案の報告</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 事案のうち重大なものは「第9 緊急時におけるセキュリティ対策」により対処する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第7 技術的セキュリティ対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報システムの仕様書、作業記録等の管理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) システム管理記録及び作業の確認</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 情報システム担当者又は契約により操作を認められた____委託事業者がシステム変更等の作業を行う場合は、2名以上で作業を行わなければならない。ただし、1名で作業する場合において、作業直後に他の担当者が確認で</p>	<p>部委託事業者が遵守しなければならない事項を説明しなければならない。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>6 情報セキュリティに関する事案の報告</p> <p>(1) 庁内からの情報セキュリティに関する事案の報告</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 事案のうち重大なものは「第8 緊急時におけるセキュリティ対策」により対処する。</p> <p>(2) 県民等外部からの事案の報告</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 事案のうち重大なものは「第8 緊急時におけるセキュリティ対策」により対処する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第7 技術的セキュリティ対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報システムの仕様書、作業記録等の管理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) システム管理記録及び作業の確認</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 情報システム担当者又は契約により操作を認められた外部委託事業者がシステム変更等の作業を行う場合は、2名以上で作業を行わなければならない。ただし、1名で作業する場合において、作業直後に他の担当者が確認で</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>(5) <u>可用性 2 の情報の提供にソーシャルメディアサービスを用いる場合は、本県の自己管理 Web サイトに当該情報を掲載して参照可能としなければならない。</u></p> <p><u>6 ユーザ ID の管理</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報システム管理者による特権を付与されたユーザ ID の管理等 ア～ウ (略)</p> <p>エ 情報システム管理者は、特権を付与された ID 及びパスワードの変更について、<u> </u>委託事業者に行わせてはならない。</p> <p>オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 職員等のパスワードの取扱い ア～キ (略)</p> <p>ク 職員等間でパスワードを共有しないこと（ただし、<u>共用</u> ID に対するパスワードは除く。）。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><u>7 情報システムの調達及び保守等</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>8 不正プログラム対策</u></p> <p>(1) CISO 補佐の措置事項 コンピュータウイルス等の不正プログラム対策として、次の事項の措置を講じなければならない。</p>	<p><u>5 ユーザ ID の管理</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報システム管理者による特権を付与されたユーザ ID の管理等 ア～ウ (略)</p> <p>エ 情報システム管理者は、特権を付与された ID 及びパスワードの変更について、<u> </u>委託事業者に行わせてはならない。</p> <p>オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 職員等のパスワードの取扱い ア～キ (略)</p> <p>ク 職員等間でパスワードを共有しないこと（ただし、<u>共有</u> ID に対するパスワードは除く。）。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><u>6 情報システムの調達及び保守等</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>7 不正プログラム対策</u></p> <p>(1) CISO 補佐の措置事項 コンピュータウイルス等の不正プログラム対策として、次の事項の措置を講じなければならない。</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>ア～カ (略)</p> <p>キ 業務で利用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用していないことを確認すること。 <u>また、当該製品の利用を予定している期間中にパッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了する予定がないことを確認すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員等の遵守事項</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した場合は、 <u>速やかに</u>情報セキュリティ管理者及び CISO 補佐に報告すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>9</u> 不正アクセス対策</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) CISO 補佐又は情報システム管理者は、職員等又は<u> </u>委託事業者が使用している端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視しなければならない。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>(10) CISO 補佐又は情報システム管理者は、<u> </u></p>	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ 業務で利用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用していないことを確認すること。</p> <hr/> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員等の遵守事項</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した場合は、<u>LAN ケーブル</u>を即時取り外し、<u>手動で全ファイル及び全ディスク領域に対してウイルスチェック</u>を行い、<u> </u>情報セキュリティ管理者及び CISO 補佐に報告すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>8</u> 不正アクセス対策</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) CISO 補佐又は情報システム管理者は、職員等又は<u>外部</u>委託事業者が使用している端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視しなければならない。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>(10) CISO 補佐又は情報システム管理者は、<u>情報システムにおいて、標的型攻撃による内部への侵入を防止するために、必要な人的対策や入口対策を講じなければならない。また、内部に侵入した攻撃を早期検知して対処するため</u></p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;"><u>標</u></p> <p><u>標的型攻撃による内部への侵入を防止するために、教育等の人的対策を講じなければならない。また、標的型攻撃による組織内部への侵入を低減する対策（入口対策）や内部に侵入した攻撃を早期検知して対処する、侵入範囲の拡大の困難度を上げる、外部との不正通信を検知して対処する対策（内部対策及び出口対策）を講じなければならない。</u></p> <p><u>10</u> セキュリティ情報の収集 (1)～(2) (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 緊急時におけるセキュリティ対策 1 体制の整備 (1) (略) (2) 緊急時対応計画には、以下の内容を定めなければならない。 ア～ウ (略)</p> <hr/> <p><u>エ</u> 大規模障害時等において優先的に復旧させる必要がある業務とその対応方法 <u>オ</u> 大規模障害時等において可用性の確保のために緩和する必要がある制限とその対応方法 (3)～(4) (略)</p>	<p><u>に、アクセス記録等を点検するなどの内部対策を講じなければならない。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>9</u> セキュリティ情報の収集 (1)～(2) (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 緊急時におけるセキュリティ対策 1 体制の整備 (1) (略) (2) 緊急時対応計画には、以下の内容を定めなければならない。 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ</u> 再発防止措置の策定</p> <p><u>オ</u> 大規模障害時等において優先的に復旧させる必要がある業務とその対応方法 <u>カ</u> 大規模障害時等において可用性の確保のために緩和する必要がある制限とその対応方法 (3)～(4) (略)</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>チ 入力又は保存された情報は、クラウドサービス基盤提供者等の第三者によって、どのように利用されるか</p> <p>ツ 入力又は保存された情報は、削除することが可能か</p> <p>(3) 委託における確認、措置等</p> <p>① 情報システム管理者は、委託事業者が必要なセキュリティ対策を講じていることを定期的に確認し、必要に応じ、CISO 補佐に報告しなければならない。</p> <p>② 情報システム管理者は、クラウドサービスを利用する場合は、サービスの内容及び入力又は保存された情報に係るクラウドサービス基盤提供者等による利用状況を定期的に確認し、サービスの利用を継続するかどうか判断しなければならない。</p> <p>2 外部サービスの利用 (機密性2以上の情報を取り扱う場合)</p> <p>(1) 約款による外部サービスを利用し、機密性2以上の情報資産を扱ってはならない。</p> <p>(2) 外部サービスの選定</p> <p>① 情報セキュリティ管理者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、</p>	<p>(3) <u>パブリッククラウドサービスを利用する場合は、上記(1)(2)に加えて、以下の点を確認の上、必要な情報セキュリティ要件を満たすことを明記した契約を締結しなければならない。</u></p> <p>ア 入力又は保存された情報は、クラウドサービス基盤提供者等の第三者によって、どのように利用されるか</p> <p>イ 入力又は保存された情報は、削除することが可能かどうか</p> <p>3 外部委託における確認、措置等</p> <p>(1) 情報システム管理者は、外部委託事業者が必要なセキュリティ対策を講じていることを定期的に確認し、必要に応じ、CISO 補佐に報告しなければならない。</p> <p>(2) 情報システム管理者は、クラウドサービスを利用する場合は、サービスの内容及び入力又は保存された情報に係るクラウドサービス基盤提供者等による利用状況を定期的に確認し、サービスの利用を継続するかどうか判断しなければならない。</p> <p>4 約款による外部サービスの利用</p> <p>(1) 約款による外部サービスを利用し、機密性3の情報資産を扱ってはならない。</p> <p>(2) <u>約款による外部サービスを利用する場合、CISO 補佐と協議し、利用するサービスの約款、その他の提供条件等から、利用に当たってのリスクを認識し、情報セキュリティ対策を適正に講じた上で利用しなければならない。</u></p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>⑧ 情報セキュリティ管理者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じてセキュリティ要件を定め、外部サービスを選定しなければならない。また、外部サービスのセキュリティ要件としてセキュリティに係る国際規格等と同等以上の水準を求めなければならない。(ISO/IEC 27017 (クラウドサービスに関する情報セキュリティ管理策のガイドライン規格。「情報マネジメントシステム認証センター」が取得組織を公開)や、ISMAP (政府情報システムのためのセキュリティ評価制度。「サービスリスト」(事業者一覧)を公開)の基準等を満たしていること。)</p>	
<p>⑨ 情報セキュリティ管理者は、外部サービスの特性を考慮した上で、外部サービスが提供する部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形でセキュリティ設計を行った上で、情報セキュリティに関する役割及び責任の範囲を踏まえて、セキュリティ要件を定めなければならない。</p>	
<p>⑩ 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ監査による報告書の内容、各種の認定・認証制度の適用状況等から、外部サービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断しなければならない。</p>	
<p>(2) 外部サービスの利用に係る調達・契約</p>	
<p>① 情報セキュリティ管理者は、外部サービスを調達する場合は、外部サービス提供者の選定基準及び選定条件並びに外部サービスの選定時に定めたセキュリティ要件を調達仕様に含めなければならない。</p>	
<p>② 情報セキュリティ管理者は、外部サービスを調達する場合は、外部サービス提供者及び外部サービスが調達仕様を満たすことを契約までに確認し、調</p>	

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<u>イ 取り扱う資産の管理</u>	<hr/>
<u>ウ 不正アクセスを防止するためのアクセス制御</u>	<hr/>
<u>エ 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化</u>	<hr/>
<u>オ 外部サービス内の通信の制御</u>	<hr/>
<u>カ 設計・設定時の誤りの防止</u>	<hr/>
<u>キ 外部サービスを利用した情報システムの事業継続</u>	<hr/>
<u>② 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、外部サービスで発生したインシデントを認知した際の対処手順を整備しなければならない。</u>	<hr/> <hr/>
<u>③ 外部サービス管理者は、前各項において定める規定に対し、運用・保守時に実施状況を定期的に確認・記録しなければならない。</u>	<hr/> <hr/>
<u>(6) 外部サービスを利用した情報システムの更改・廃棄時の対策</u>	<hr/>
<u>① 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、外部サービスの利用を終了する際に以下のセキュリティ対策を実施しなければならない。</u>	<hr/> <hr/> <hr/>
<u>ア 外部サービスで取り扱った情報の廃棄</u>	<hr/>
<u>イ 外部サービスの利用のために作成したアカウントの廃棄</u>	<hr/>
<u>② 外部サービス管理者は、前項において定める規定に対し、外部サービスの利用終了時に実施状況を確認・記録しなければならない。</u>	<hr/> <hr/>
<u>3 外部サービスの利用（機密性 2 以上の情報を取り扱わない場合）</u>	<hr/>
<u>(1) 外部サービスの利用における対策の実施</u>	<hr/>
<u>① 職員等は、利用するサービスの約款、その他の提供条件等から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で、情報セキュリティ管理者</u>	<hr/> <hr/>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p><u>の許可を得なければならない。</u></p> <p>② <u>情報セキュリティ管理者は、外部サービスの利用を許可した場合は、承認済み外部サービスとして記録し、外部サービス管理者を指名しなければならない。</u></p> <p>③ <u>承認時に指名された外部サービス管理者は、当該外部サービスの利用において適切な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>5 ソーシャルメディアサービスの利用</u></p> <p>(1) <u>情報セキュリティ管理者は、県が管理するアカウントでブログ、ソーシャルネットワークサービス、動画共有サイト等のソーシャルメディアサービスを利用する場合、情報セキュリティ対策に関する次の事項を含めたソーシャルメディアサービス運用手順を定めなければならない。</u></p> <p>ア <u>ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定する。</u></p> <p>イ <u>庁内で管理しているウェブサイト内において、利用するソーシャルメディアサービスのサービス名と当該アカウントページへのハイパーリンクを明記するページを設ける。</u></p> <p>ウ <u>運用しているソーシャルメディアサービスの自由記述欄において、庁内ウェブサイト上のページの URL を記載する。</u></p> <p>エ <u>ソーシャルメディアサービスの提供事業者が、「認証アカウント（公式アカウント）」と呼ばれるアカウントの発行を行っている場合は、これを利用する。</u></p> <p>オ <u>パスワードや認証のためのコード等の認証情報及びこれを記録した媒体（IC カード等）等を適正に管理するなどの方法で、不正アクセス対策を講</u></p>

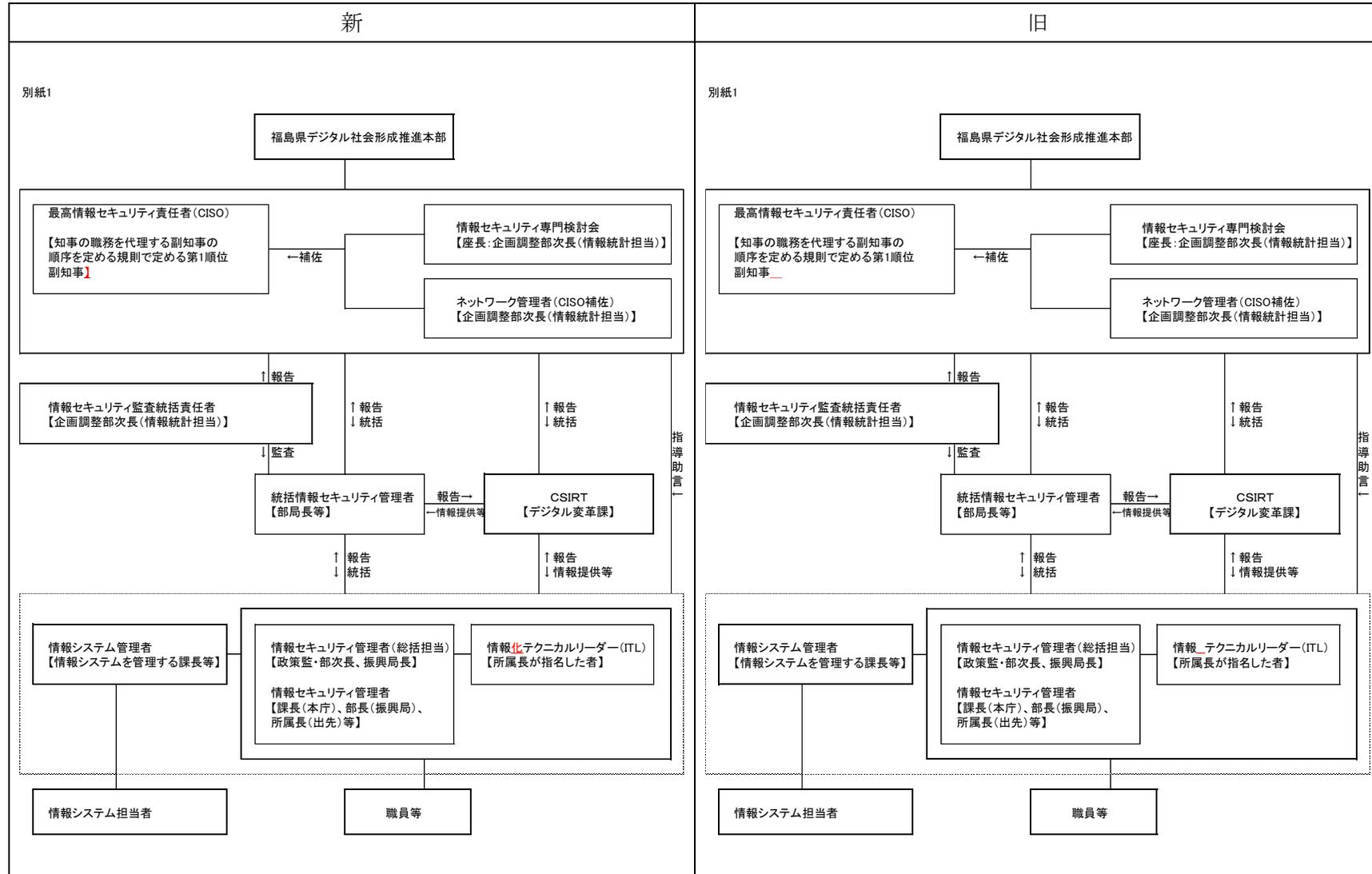
福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 職員等以外による情報システムの利用</p> <p>情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、次の要件をすべて満たす場合、事前に CISO 補佐の許可を得て職員等以外の者に情報システムを利用させることとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第 11 例外措置</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 例外措置の記録</p> <p>CISO 補佐は、例外措置を記録し<u>て適正に</u> 保管し、<u>定期的に状況を</u> <u>確認し</u>なければならない。</p> <p>第 12 (略)</p> <p>第 13 評価</p> <p>1 監査</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><u>じること。</u></p> <p><u>(2) 機密性 2 以上の情報はソーシャルメディアサービスで発信してはならない。</u></p> <p><u>(3) 利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定めなければならない。</u></p> <p>6 職員等以外による情報システムの利用</p> <p>情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、次の要件をすべて満たす場合、事前に CISO 補佐の許可を得て職員等以外の者に情報システムを利用させることとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第 11 例外措置</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 例外措置の記録</p> <p>CISO 補佐は、例外措置を記録し<u>、これを</u>保管し<u>、</u> <u>これを</u>保管し<u>なければならない。</u></p> <p>第 12 (略)</p> <p>第 13 評価</p> <p>1 監査</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新	旧
<p>(5) 情報セキュリティ監査統括責任者は、<u> </u> 事業者に業務委託している場合、再委託事業者も含めて、情報セキュリティポリシーの遵守に係る監査を実施しなければならない。</p>	<p>(5) 情報セキュリティ監査統括責任者は、<u>外部</u> 事業者に業務委託している場合、再委託事業者も含めて、情報セキュリティポリシーの遵守に係る監査を実施しなければならない。</p>
<p>(6)～(8) (略)</p>	<p>(6)～(8) (略)</p>
<p>(9) <u>CISO</u> は、監査結果を情報セキュリティポリシー及びその他の情報セキュリティ対策の見直しに活用しなければならない。</p>	<p>(9) <u>最高情報セキュリティ責任者</u> は、監査結果を情報セキュリティポリシー及びその他の情報セキュリティ対策の見直しに活用しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第 14～15 (略)</p>	<p>第 14～15 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この対策基準は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>この対策基準は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この対策基準は、平成 2 6 年 4 月 2 1 日から施行する。</p>	<p>この対策基準は、平成 2 6 年 4 月 2 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この対策基準は、平成 2 8 年 4 月 2 5 日から施行する。</p>	<p>この対策基準は、平成 2 8 年 4 月 2 5 日から施行する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この対策基準は、令和元年 7 月 1 1 日から施行する。</p>	<p>この対策基準は、令和元年 7 月 1 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この対策基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>この対策基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p><u>附 則</u></p>	<p><u> </u></p>
<p>この対策基準は、令和 5 年 〇 月 〇 日から施行する。</p>	<p><u> </u></p>

福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表



福島県情報セキュリティポリシー改正 新旧対照表

新			旧		
別紙 2			別紙 2		
機密性による情報資産の分類 (略)			機密性による情報資産の分類 (略)		
完全性による情報資産の分類 (略)			完全性による情報資産の分類 (略)		
可用性による情報資産の分類			可用性による情報資産の分類		
分類	分類基準	取扱制限	分類	分類基準	取扱制限
可用性 3	利用不能になった場合、県の経済に大きな損失を与え、又は行政事務全体に影響を与えるもの	<ul style="list-style-type: none"> バックアップ、指定する時間以内の復旧 記録媒体の施錠可能な場所への保管 	可用性 3	利用不能になった場合、県の経済に大きな損失を与え、又は行政事務全体に影響を与えるもの	<ul style="list-style-type: none"> バックアップ、指定する時間以内の復旧 記録媒体の施錠可能な場所への保管
可用性 2	可用性 3 以外の情報資産のうち、滅失、紛失又は利用不能により、個人の権利が侵害され、又は行政事務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く）を及ぼすおそれがあるもの		可用性 2	可用性 3 以外の情報資産のうち、滅失、紛失又は利用不能により、個人の権利が侵害され、又は行政事務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く）を及ぼすおそれがあるもの	
可用性 1	可用性 2 又は可用性 3 以外のもの（複写であることが明らかな文書を含めてもよい）		可用性 1	可用性 3 又は可用性 2 以外のもの（複写であることが明らかな文書を含めてもよい）	

福島県情報セキュリティポリシー

(令和 5 年 6 月日 福島県デジタル社会形成推進本部決定)

第1部 情報セキュリティ基本方針

今日、県民生活の場に情報通信技術が急速に普及し、電子メールのやり取りや、ホームページの閲覧、電子商取引などが広く行われるようになり、経済面や生活面において様々な変化が起きています。

一方で、情報通信技術の利用に係る事故や犯罪、操作ミス、さらには、自然災害による情報システムの障害が発生すれば県民生活に多大な影響を与えます。

本県でも、行政サービスを提供するため、多くの業務において情報通信技術を活用しており、個人情報や行政運営上重要な情報などの多数の情報資産を保有しています。

これらの情報資産を様々な脅威から防ぐことは、県民の権利及び利益を守り、行政サービスを継続して提供するために必要不可欠です。

そこで、本県は、情報セキュリティ対策に以下のとおり取り組むことを宣言します。

- 1 情報セキュリティを確保するため、全庁的な組織体制を整備します。
- 2 情報セキュリティ対策の統一的な基準として「情報セキュリティ対策基準」を定め、それぞれの情報システムごとに「情報セキュリティ実施手順」を定めます。
- 3 保有する情報資産について、管理者を定め、適正に管理します。
- 4 情報セキュリティ対策の重要性を認識させるため、職員等に対して必要な教育を実施します。
- 5 情報セキュリティに関する事故が発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定めます。
- 6 情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、監査及び自己点検を実施します。
- 7 情報セキュリティを取り巻く状況の変化及び監査結果を踏まえて、情報セキュリティポリシーを見直します。
- 8 公社等外郭団体においては、本対策基準等を参考に、各団体において情報セキュリティ対策に係る基本方針を策定するなど、必要な情報セキュリティ対策を実施するよう、所管部局は適正に助言等を行うこととする。
- 9 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行において、情報セキュリティの関係法令並びに情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守します。

第2部 情報セキュリティ対策基準

目 次

第1	対象範囲	1
1	適用範囲	1
2	情報資産の範囲	1
第2	組織及び体制	3
1	最高情報セキュリティ責任者（CISO:Chief Information Security Officer）	3
2	ネットワーク管理者（CISO 補佐）	3
3	情報セキュリティ対策チーム（CSIRT:Computer Security Incident Response Team）	3
4	統括情報セキュリティ管理者	4
5	情報セキュリティ管理者	4
6	情報化テクニカルリーダー（ITL）	4
7	情報システム管理者	5
8	情報システム担当者	5
9	情報セキュリティ監査統括責任者	5
10	情報セキュリティ専門検討会	5
11	兼務の禁止	5
第3	情報資産の分類及び管理	6
1	情報資産の分類	6
2	情報資産の管理責任	6
3	情報資産の分類の表記	6
4	情報システムで取り扱う情報資産の範囲	6
5	情報資産の作成、編集	6
6	情報資産の入手、複写	6
7	情報資産の利用	6
8	情報資産の保管	7
9	情報の送信及び情報資産の運搬	7
10	情報資産の提供及び公表	7
11	情報資産の廃棄等	7
第4	ネットワークの強靱性の向上	9
1	ネットワークの分離	9
第5	物理的セキュリティ対策	10
1	サーバ等の設置条件	10
2	電源	10
3	配線	10
4	機器の定期保守及び修理	10
5	県が所管する施設以外の場所に設置する情報システム	10
6	情報システム室	11
7	ネットワーク	11
8	盗難の防止	11
9	サーバ等の画面の管理	12
10	職員等の使用する端末の管理	12
第6	人的セキュリティ対策	13
1	職員等の遵守事項	13
2	非常勤職員及び会計年度任用職員への対応	14

3	情報セキュリティポリシー等の掲示	14
4	委託事業者に対する説明	14
5	教育及び訓練	14
6	情報セキュリティに関する事案の報告	15
第7	技術的セキュリティ対策	17
1	コンピュータ及びネットワークの管理	17
2	情報システムの仕様書、作業記録等の管理	18
3	アクセス制御等	19
4	電子メール、クラウドサービス等の管理	20
5	ソーシャルメディアサービスの利用	21
6	ユーザ ID の管理	22
7	情報システムの調達及び保守等	23
8	不正プログラム対策	25
9	不正アクセス対策	26
10	セキュリティ情報の収集	27
第8	運用におけるセキュリティ対策	28
1	情報システムの監視	28
2	情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認	28
第9	緊急時におけるセキュリティ対策	29
1	体制の整備	29
2	発生した事案に係る報告事項	29
3	発生した事案への対応措置	29
4	再発防止の措置	30
5	業務継続計画との整合性確保	30
6	緊急時対応計画の見直し	30
第10	業務委託と外部サービスの利用及び職員等以外による情報システムの利用	31
1	業務委託	31
2	外部サービスの利用（機密性2以上の情報を取り扱う場合）	31
3	外部サービスの利用（機密性2以上の情報を取り扱わない場合）	35
4	職員等以外による情報システムの利用	35
第11	例外措置	36
1	例外措置の許可	36
2	緊急時の例外措置	36
3	例外措置の記録	36
第12	違反時の対応	37
1	違反時の措置	37
2	懲戒処分等	37
第13	評価	38
1	監査	38
2	自己点検	38
第14	見直し	39
1	情報セキュリティポリシー	39
2	情報セキュリティ実施手順	39
第15	その他	40

本対策基準は、情報セキュリティ基本方針を実行に移すための、本県における情報資産に関する情報セキュリティ対策の基準を定めたものである。

第1 対象範囲

1 適用範囲

この対策基準は、(1)から(3)に該当する者（以下「職員等」という。）に適用する。

(1) 知事、副知事、会計管理者及び病院事業管理者並びに以下の組織に属する職員

- ア 知事部局
- イ 企業局
- ウ 病院局
- エ 議会事務局
- オ 教育庁、図書館、美術館及び博物館
- カ 県立学校、教育センター、特別支援教育センターの別に定める事務部門
- キ 警察本部の福島県情報通信ネットワークシステムを使用する事務部門
- ク 選挙管理委員会事務局
- ケ 監査委員事務局
- コ 人事委員会事務局
- サ 労働委員会事務局
- シ 収用委員会
- ス 福島海区漁業調整委員会事務局
- セ 内水面漁場管理委員会

(2) 以下の組織に属する委員

- ア 教育委員会
- イ 選挙管理委員会
- ウ 人事委員会
- エ 労働委員会
- オ 収用委員会
- カ 福島海区漁業調整委員会
- キ 内水面漁場管理委員会

(3) 監査委員

2 情報資産の範囲

本対策基準が対象とする情報資産は、次のとおりとする。（警察本部における福島県情報通信ネットワークシステム以外のもの並びに教育委員会における教育分野に係るものを除く。以下同様とする。）

(1) ネットワーク

通信回線、ルーター等の通信機器

(2) 情報システム及びこれらに関する設備

ア パソコン、タブレット、スマートフォン等（以下「端末」という。）、サーバ、ソフトウェア等で構成され情報処理を行うシステム（単体で情報処理を行うシステムを含む。）

イ 配電盤、電源ケーブル、通信ケーブル等の設備

(3) 記録媒体

通信機器や情報システム等に内蔵された記録媒体、USBメモリ、DVD、ブルーレイディスク、デジカメ等の外部記録媒体

- (4) ネットワーク及び情報システムで取扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (5) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

第2 組織及び体制

県の情報セキュリティ管理については、以下の組織体制とする。（別紙1参照）

1 最高情報セキュリティ責任者（CISO：Chief Information Security Officer）

- (1) 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則で定める第1順位副知事を、最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）とする。
- (2) CISOは、県における情報資産の情報セキュリティ対策を統括し、ネットワーク、情報システム及び端末に係る開発、設定の変更、運用及び更新を行う最終的な権限及び責任を有する。
- (3) CISOは、情報セキュリティの統一的な窓口として、情報セキュリティ対策チーム（CSIRT：Computer Security Incident Response Team）を整備し、役割を明確化して、情報セキュリティに関する事案について部局等より報告を受けた場合には、その状況を確認し、自らへの報告が行われる体制を整備する。
- (4) CISOは、必要に応じ、情報セキュリティ対策に関する専門的な知識及び経験を有した専門家を最高情報セキュリティアドバイザーとして置くことができる。

2 ネットワーク管理者（CISO 補佐）

- (1) 企画調整部次長（情報統計担当）を、CISOを補佐するネットワーク管理者（以下「CISO補佐」という。）とする。
- (2) CISO補佐は、県における情報資産の情報セキュリティ対策に係る権限及び責任を有する。
- (3) CISO補佐は、県におけるネットワーク、情報システム及び端末に係る開発、設定の変更、運用及び更新を行う権限及び責任を有する。
- (4) CISO補佐は、職員等に対して情報セキュリティ対策に係る指導及び助言を行う権限及び責任を有する。
- (5) CISO補佐は、県の情報資産の情報セキュリティが侵害された場合、又は侵害のおそれのある場合は、軽微なものを除き、CISOに速やかに報告するとともにその指示に従い、必要な対策を講じなければならない。
- (6) CISO補佐は、CISOが不在等の場合は、CISOの職務を代行する。
- (7) CISO補佐は、県の情報システムに係る情報セキュリティ実施手順の維持管理を行う権限及び責任を有する。
- (8) CISO補佐は、緊急時等における円滑な情報共有を図るため、CISO、CISO補佐、統括情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者、情報システム担当者を網羅する連絡体制を整備しなければならない。

3 情報セキュリティ対策チーム（CSIRT：Computer Security Incident Response Team）

- (1) 情報セキュリティ対策チーム（以下「CSIRT」という。）は、CSIRT責任者、CSIRT管理者及びCSIRT要員をもって構成する。
- (2) CSIRT責任者は、CISO補佐をもって充てる。
- (3) CSIRT管理者は、デジタル変革課長をもって充てることとし、CSIRT要員は、CSIRT管理者が指名する。
- (4) CSIRTは、CISOによる情報セキュリティ対策の意思決定が行われた際には、その内容を4に規定する統括情報セキュリティ管理者等に提供する。
- (5) CSIRTは、情報セキュリティに関する事案を発見した場合又は報告を受けた場合には、総務省等へ報告するとともに、事案を事例としてとりまとめ、5に規定する情報セキュリティ管理者及び7に規定する情報システム管理者に情報提供する。

- (6) CSIRT は、情報セキュリティに関する事案を発見した場合又は報告を受けた場合には、その重要度や影響範囲等を勘案し、7に規定する情報システム管理者の対策を支援する。
- (7) CSIRT は、情報セキュリティ対策に関して、関係機関や他の地方公共団体の情報セキュリティに関する統一的な窓口機能を有する部署、外部の事業者等との情報共有を行う。

4 統括情報セキュリティ管理者

- (1) 各部局長、議会事務局長、教育長及び各委員（会）事務局長を、その部局等の統括情報セキュリティ管理者とする。
- (2) 警察本部においては、警察本部長が指名した者を統括情報セキュリティ管理者とする。
- (3) 統括情報セキュリティ管理者は、所管する部局等における情報セキュリティ対策に係る統括的な権限及び責任を有する。
- (4) 統括情報セキュリティ管理者は、所管する部局等における情報システムの開発、設定の変更、運用、見直し等を行う統括的な権限及び責任を有する。
- (5) 統括情報セキュリティ管理者は、所管する部局等における情報セキュリティポリシーの遵守に係る意見の集約及び職員等に対する教育、訓練、助言及び指示を行う権限及び責任を有する。
- (6) 統括情報セキュリティ管理者は、所管する情報システムについて、緊急時等における連絡体制の整備を行わなければならない。

5 情報セキュリティ管理者

- (1) 知事公室長、各部局の政策監及び次長、議会事務局次長、教育庁の政策監及び教育次長及び各委員（会）事務局次長を、その所管する総室等の情報セキュリティ管理者（総括担当）とする。
- (2) 地方振興局においては、局長を情報セキュリティ管理者（総括担当）とする。
- (3) 各部局の課長、県議会事務局の課長、教育庁の課長、各委員（会）事務局の課長、各振興局の部（室）長、各出先機関の長を、その所管組織の情報セキュリティ管理者とする。
- (4) 警察本部においては、統括情報セキュリティ管理者が指名した者を情報セキュリティ管理者とする。
- (5) 情報セキュリティ管理者（総括担当）は、統括情報セキュリティ管理者の下、所管総室等における情報セキュリティ対策に係る統括的な権限及び責任を有する。
- (6) 情報セキュリティ管理者は、統括情報セキュリティ管理者の下、所管組織内における情報セキュリティ対策に係る権限及び責任を有する。
- (7) 情報セキュリティ管理者は、所管する情報資産に対するセキュリティ侵害又はそのおそれのある場合は、CSIRT 責任者へ速やかに報告を行い、指示を受けなければならない。
- (8) 情報セキュリティ管理者は、(7)について CSIRT 責任者に報告した後、軽微なものを除き統括情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

6 情報化テクニカルリーダー（ITL）

- (1) 各所属長は、所属の職員の中から情報化テクニカルリーダー（以下、「ITL」という。）を指名する。
- (2) ITL は、情報セキュリティ管理者を補佐し、所属における情報セキュリティ対策及び情報リテラシー向上を推進する。
- (3) ITL は、情報セキュリティ管理者の下、所属における情報セキュリティポリシー等の遵守に関して職員等に対する教育、訓練、助言及び指示を行う。

7 情報システム管理者

- (1) 各情報システムを所管する各部局の課長、県議会事務局の課長、教育庁の課長、各委員（会）事務局の課長、各振興局の部（室）長、各出先機関の長を当該情報システムに係る情報システム管理者とする。
- (2) 情報システム管理者は、所管する情報システムの情報セキュリティ対策に係る権限及び責任を有する。
- (3) 情報システム管理者は、所管する情報システム（ファイルサーバ、無線LANシステムなど単体動作の機器のみで構成された情報システムを含む。）に係る開発、設定の変更、運用及び更新を行う権限及び責任を有する。
- (4) 情報システム管理者は、著しく不適切な利用者を発見した場合は、利用を制限し、又は停止することができる。
- (5) 情報システム管理者は、所管する情報システムに係る情報セキュリティ実施手順を策定し、職員等に周知徹底を図らなければならない。
- (6) 情報システム管理者は、情報セキュリティ実施手順を策定又は見直した場合、CISO 補佐に報告しなければならない。

8 情報システム担当者

情報システム管理者の指示に従い、情報システムの開発、設定の変更、運用、更新等の作業を行う者を情報システム担当者とする。

9 情報セキュリティ監査統括責任者

- (1) 企画調整部次長（情報統計担当）を、情報セキュリティ監査統括責任者とする。
- (2) 情報セキュリティ監査統括責任者は、福島県情報セキュリティ監査実施要綱を定め、監査実施計画を立案し、定期的に又は必要に応じて監査を実施する。
- (3) 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査を実施する場合は、被監査部門から独立した十分な専門的知識を有する者に対して、監査の実施を依頼することとする。

10 情報セキュリティ専門検討会

情報セキュリティ対策のうち重要な事項について調査検討するため、情報セキュリティ専門検討会を設置する。

11 兼務の禁止

- (1) 情報セキュリティ対策の実施に係る、承認又は許可の申請を行う者とその承認又は許可を行う者は、やむを得ない場合を除き、同一人が兼務してはならない。
- (2) 監査を受ける者とその監査を実施する者は、やむを得ない場合を除き、同一人が兼務してはならない。

第3 情報資産の分類及び管理

1 情報資産の分類

情報資産については、事業、業務、機能等の単位で、情報の機密性、完全性及び可用性の観点から、別紙2に定める基準に従い分類し、必要に応じて取扱制限を行った上で管理するものとする。

2 情報資産の管理責任

- (1) 情報セキュリティ管理者は、その所掌する情報資産を管理する責任を有する。
- (2) 情報システム管理者は、所掌する情報システムを管理する責任を有する。

3 情報資産の分類の表記

職員等は、別紙2の基準に従いファイル、記録媒体等に情報資産の分類を表示し、又は情報資産の分類一覧表を作成するほか、必要に応じて取扱制限についても明示する等適正な管理を行わなければならない。

4 情報システムで取り扱う情報資産の範囲

(1) 情報システムで取り扱う情報資産の範囲の明確化

- ア 情報システム管理者は、所管する情報システムに登録することができる情報資産を定めなければならない。
- イ 情報システム管理者は、所管する情報システムに登録された情報資産を閲覧することができる者を定めなければならない。

(2) 取り扱う情報資産の範囲の確認

職員等は、情報システムに機密性2以上、完全性2又は可用性2以上の情報資産を登録する場合は、(1)の情報システムで取り扱う情報資産の範囲を確認しなければならない。

5 情報資産の作成、編集

- (1) 職員等は、業務上必要のない情報資産を作成し、又は編集してはならない。
- (2) 情報資産を作成する者は、その作成時に別紙2の基準に従い当該情報資産の分類を定めなければならない。
- (3) 情報資産を作成し、又は編集する者は、作成又は編集途中の情報資産についても、紛失や流出等を防止しなければならない。また、情報の作成途中で不要になった場合は、当該情報を消去しなければならない。

6 情報資産の入手、複写

- (1) 情報資産を入手し、又は複写する者は、入手後又は複写後の情報資産の機密性については入手元又は複写元の情報資産の機密性の分類に従い、完全性と可用性については新たに情報資産の分類を定めなければならない。
- (2) 情報資産の分類の表示がない情報資産を入手し、又は複写した場合は、別紙2の基準に従い当該情報資産の分類を定めなければならない。
- (3) 入手し、又は複写した情報資産の分類が不明な場合は、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者に判断を仰がなければならない。

7 情報資産の利用

- (1) 情報資産を利用する者は、業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。
- (2) 情報資産を利用する者は、情報資産の分類に応じ、適正な取扱いをしなければならない。

- (3) 記録媒体を扱う者は、当該記録媒体に保管されている情報資産のうち、機密性、完全性、可用性の最も高い分類に従い記録媒体を扱わなければならない。

8 情報資産の保管

- (1) 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、情報資産の分類に従い、情報資産を適正に保管しなければならない。
- (2) 機密性2以上、完全性2又は可用性2以上の情報資産を記録した外部記録媒体を保管する場合は、施錠するなどの安全対策を講じた場所に保管しなければならない。
- (3) 完全性2又は可用性2以上の情報資産を記録した外部記録媒体を保管する場合は、火災、異常発熱、漏水、結露及び静電気の安全対策を講じた場所に保管しなければならない。

9 情報の送信及び情報資産の運搬

- (1) 業務上必要のない相手に情報を送信してはならない。また、誤送信しないように宛先について細心の注意を払わなければならない。
- (2) インターネット等安全ではないネットワークを用いて機密性2以上の情報を送信する者は、パスワード等による暗号化等により、第三者に入手されても解読できないような安全措置を講じた上で送信しなければならない。
- (3) 車両等により機密性2以上の情報資産を運搬する場合は、鍵付きのケース等への格納又はパスワード等による暗号化等により、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。
- (4) 機密性2以上の情報資産を運搬する場合は、所管する情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者の許可を得なければならない。

10 情報資産の提供及び公表

- (1) 機密性2以上の情報資産を外部に提供する者は、提供する相手方のシステムの運用方針及びセキュリティ対策が当該情報資産の機密性と合致していることを確認の上、提供しなければならない。
- (2) 機密性2以上の情報資産を外部に提供する者は、必要に応じパスワード等による暗号化等を行わなければならない。
- (3) 機密性2以上の情報資産を外部に提供する者は、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者の許可を得なければならない。
- (4) 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、住民に公開する情報資産について、完全性を確保しなければならない。

11 情報資産の廃棄等

- (1) 情報資産が不要となった場合は、記録媒体の初期化など情報を復元できないように消去した上で、廃棄又は返却若しくは他の部局等への移管を行わなければならない。
- (2) 重要な情報資産を扱ったことがある記録媒体の廃棄等については、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者の許可を得なければならない。なお、廃棄等に係る日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。
- (3) 機密性3の情報資産を扱ったことがある記録媒体が不要になった場合は、その記録を保持しているディスクそのもの又は記憶素子を物理的に破壊し、又は記録媒体完全消去用のソフトウェア等で、データの復活が不可能になるよう処理した上で廃棄等を行わなければならない。
- (4) 端末、サーバ、接続機器、記録媒体等を廃棄する場合は、関連法に従い適正に廃棄処理

を行わなければならない。

第4 ネットワークの強靱性の向上

1 ネットワークの分離

県の基幹ネットワークである福島県情報通信ネットワークシステムについて、所管する情報システム管理者は、次の三つのネットワークに分離した上でネットワークごとの対策を講じる。

(1) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

ア マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）とは、個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

イ マイナンバー利用事務系においては、原則として、(2)及び(3)のネットワークとの通信をできないようにしなければならない。

ウ やむを得ず、マイナンバー利用事務系と LGWAN 接続系との通信をする必要がある場合は、通信経路の限定(MAC アドレス、IP アドレス)及びアプリケーションプロトコル(ポート番号)のレベルでの限定を行わなければならない。また、その外部接続先についてもインターネット等と接続してはならない。ただし、国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先については、この限りではなく、LGWANを経由して、インターネット等とマイナンバー利用事務系との双方向通信でのデータの移送を可能とする。

エ マイナンバー利用事務系においては、正規の利用者かどうかを判断する認証手段のうち、二つ以上を併用する認証（多要素認証）を利用しなければならない。また、業務毎に専用端末を設置することが望ましい。

オ USB メモリ等の電磁的記録媒体を使用してマイナンバー利用事務系から、情報を持ち出す場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

(2) LGWAN（※）接続系

ア LGWAN（※）接続系とは、県庁グループウェア（ファイル共有、掲示板等を使用するシステム）や、人事給与、財務会計及び文書管理等の LGWAN（※）に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

※LGWAN：地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とし、国関係機関及び地方公共団体間との閉域網で高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク）

イ LGWAN 接続系とインターネット接続系は両環境間の通信環境を分離した上で、必要な通信だけを許可できるようにしなければならない。なお、メールやデータを LGWAN 接続系に取り込む場合は、次の方法により実施しなければならない。

(ア) インターネット環境で受信したインターネットメールの本文のみを LGWAN 接続系に転送する方式

(イ) インターネット接続系の端末から、LGWAN 接続系の端末へ画面を転送する方式

(3) インターネット接続系

ア インターネット接続系は、インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

イ インターネット接続系においては、県内市町村と共同でインターネット接続口を集約する自治体情報セキュリティクラウドを設置し、通信パケットの監視、ふるまい検知等の不正通信の監視機能の強化により、情報セキュリティに関する事案の早期発見と対処及び LGWAN への不適切なアクセス等の監視等の情報セキュリティ対策を講じなければならない。

第5 物理的セキュリティ対策

1 サーバ等の設置条件

- (1) 情報システム管理者は、ファイルの保管、入出力、集中処理及び通信制御などのサービスを提供する機器（以下「サーバ等」という。）を、火災、水害、埃、振動、温度、湿度及び静電気の影響を可能な限り排除した場所に設置し、かつ、容易に取り外すことができないよう、固定するなどの適正な措置を講じなければならない。
- (2) 情報システム管理者は、可用性2以上の情報を格納するサーバ、セキュリティサーバ、住民サービスに関するサーバ等重要なサーバ等を多重化し、同一データを複数保持しなければならない。
- (3) 情報システム管理者は、可用性3の情報を格納しているサーバ等については、必要に応じ、移設できるように設置するものとする。

2 電源

- (1) 可用性2以上のサーバ等の機器については、電源の停止時に自動的にサーバ等を停止する機能を備えた予備電源を設置することとし、予備電源の容量は、当該機器を安全に停止するまでの間、十分に電力を供給することができるものとする。
- (2) 情報システム管理者は、落雷等による過電流に対してサーバ等の機器を保護するための措置を講じるものとする。

3 配線

- (1) 各情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、配線が損傷等を受けることがないように、配線収納管の使用等適正な措置を講じるものとする。
- (2) 情報システム管理者は、担当する主要な箇所の配線について、損傷がないかどうか適宜点検を行わなければならない。
- (3) 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、ネットワーク接続口（ハブのポート等）を他者が容易に接続できない場所に設置する等適正に管理しなければならない。
- (4) 配線の変更や追加は、該当する情報システム管理者、情報セキュリティ管理者及び契約により操作等を認められた事業者に関限り行うものとし、それ以外の者が変更又は追加を行うことがないように、必要な措置を講じなければならない。

4 機器の定期保守及び修理

- (1) 情報システム管理者は、可用性2以上のサーバ等の機器について、重要性に応じ定期保守を実施しなければならない。
- (2) 情報システム管理者は、記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者修理させる場合、当該事業者と守秘義務契約を締結する等、秘密保持の対策を講じなければならない。

5 県が所管する施設以外の場所に設置する情報システム

- (1) 県が所管する施設以外の場所（以下「外部の場所」という。）に情報システムを設置する場合は、CISO補佐の許可を得なければならない。
- (2) 情報システム管理者は、定期的に当該情報システムの情報セキュリティの水準について確認し、それが求められる水準を下回らないようにしなければならない。
- (3) 外部の場所に持ち出す情報資産については、利用箇所及び利用方法を明確にし、管理簿を設けるなど適正に管理しなければならない。

6 情報システム室

情報システム及び記録媒体の保管庫を執務室以外に設置するための施設（以下「情報システム室」という。）を設ける場合、以下のセキュリティ対策を講じなければならない。

- (1) 情報システム室は、出入口を限定し、鍵、監視機能、警報装置等により、許可されていない者の立ち入りを防止し、許可無く出入りすることを禁止すること。
- (2) 情報システム管理者は、ICカード、指紋認証等の生体認証又は入退室管理簿の記載により情報システム室への入退室管理を行うこと。
- (3) 職員等及び契約により立ち入りを認められた事業者は常に身分を証明できるものを携帯し、求めがあった場合にはこれを提示すること。
- (4) 情報システム管理者は、情報システム室に新たに機器等を搬入する場合には、あらかじめ職員等又は委託した業者に当該機器等の既存情報システムに対する影響の有無を確認すること。
- (5) 情報システム管理者は、機器等の搬入に職員が立ち会うなど、当該情報システムの設置に必要な措置を講じること。
- (6) 情報システム管理者は、外部からの訪問者が情報システム室に入る場合には、必要に応じて立ち入り区域を制限した上で、職員を付き添わせること。
- (7) 情報システム管理者は、情報システム室内の機器等に、転倒及び落下防止等の耐震対策、防火対策、防水対策等を講じること。
- (8) 情報システム管理者は、情報システム室に配置する消火薬剤や消防用設備等が機器等及び記録媒体に影響を与えないように配備すること。
- (9) 情報システム管理者は、可用性3の情報資産に係るサーバ等については、耐震対策が講じられた建物に設置すること。
- (10) 情報システム管理者は、当該情報システムに関連しない、または個人所有である端末、通信回線装置、記録媒体等を持ち込ませないようにしなければならない。

7 ネットワーク

- (1) 情報システム管理者は、庁内の通信回線及び通信回線装置を適正に管理しなければならない。また、通信回線及び通信回線装置に関連する文書を適正に保管しなければならない。
- (2) 情報システム管理者は、外部の場所とのネットワーク接続は必要最小限に限定し、かつ、できる限り接続ポイントを減らさなければならない。また、外部の場所とのネットワーク接続についてCISO補佐へ報告しなければならない。
- (3) 情報システム管理者は、機密性2以上の情報資産を取り扱う情報システムに通信回線を接続する場合、必要なセキュリティ水準を検討の上、適正な回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、送受信される情報の暗号化を行わなければならない。
- (4) 情報システム管理者は、ネットワークに使用する回線について、伝送途中で情報の破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないよう、十分なセキュリティ対策を講じなければならない。
- (5) 情報システム管理者は、可用性2の情報を取り扱う情報システムが接続される通信回線について、継続的な運用を可能とする回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、回線を冗長構成にする等の措置を講じなければならない。

8 盗難の防止

- (1) 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、情報資産の盗難防止のため、執務室等で利用する端末のワイヤーによる固定、モバイル端末及び記録媒体の使用時以外の施錠保管、執務室等に施錠するなどの対策を講じなければならない。記録媒体については、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去しなければならない。

ない。

(2) 情報システム管理者は、端末におけるデータの暗号化等の機能を有効に利用しなければならない。同様に、記録媒体についてもデータ暗号化機能を備える媒体を使用しなければならない。

9 サーバ等の画面の管理

情報システム管理者は、サーバ等の設置に当たっては、情報が漏えいしないよう、必要なおきのみ画面を表示することとする。

10 職員等の使用する端末の管理

情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、所管する端末を職員等が利用するときは、認証を必要とするように設定しなければならない。

第6 人的セキュリティ対策

1 職員等の遵守事項

- (1) すべての職員等は、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。この場合において、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等については、速やかに情報セキュリティ管理者に相談し、指示を受けなければならない。
- (2) 職員等は、職務の遂行においては、情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。
 - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)
 - イ 著作権法(昭和45年法律第48号)
 - ウ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)
 - エ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
 - オ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
 - カ サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)
 - キ 福島県個人情報保護条例(平成6年福島県条例第71号)
- (3) 業務目的外での利用等の禁止
 - ア 職員等は、業務以外の目的で、情報資産の外部への持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを行ってはならない。
 - イ 職員等は、利用する権限のない情報資産を利用してはならない。
 - ウ 職員等は、電子データの不当な変更又は消去若しくは虚偽情報の作成を行ってはならない。
- (4) 可用性2以上である情報の処理を行う職員等は、ネットワークが長期に停止した場合を想定し、手作業での処理方法を参照できるよう準備しなければならない。
- (5) データ入出力時の正確性の確認
職員等は、情報システムに入出力する場合はデータが正確であることをその都度確認しなければならない。
- (6) 端末の持ち出し及び外部における情報処理作業の制限
 - ア 情報システム管理者は、所管の情報システムで使用する機密性2以上、可用性2以上又は完全性2の情報資産を外部で使用又は処理する場合における安全管理措置を定めなければならない。
 - イ CISO補佐は、特定の情報システム以外で使用する機密性2以上、可用性2以上又は完全性2の情報資産を外部で使用する場合における、安全管理措置を定めなければならない。
 - ウ 職員等は、情報資産を外部に持ち出す場合は、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者の許可を得なければならない。
 - エ 職員等は、外部で情報処理作業を行う際、県が管理していない情報機器を用いる場合には、事前に情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者の許可を得、かつ、該当する安全管理措置に関する規定を遵守しなければならない。また、機密性3の情報資産については、秘密保守契約を結んだ業者によるもの以外、県が管理していない情報機器による情報処理を行ってはならない。
- (7) 端末の接続
職員等は、県が管理していない情報機器及び記録媒体を県の管理するネットワーク及び情報機器に接続してはならない。ただし、業務上必要な場合は、情報セキュリティ管理者

の許可を得て、これらを接続することができる。また、業務が特定の情報システムにかかわる場合は、所管の情報システム管理者の許可も得なければならない。

(8) 異なるネットワークへの接続

職員等は、県が管理している情報機器及び記録媒体を、有線・無線を問わず、当該情報機器及び記録媒体を接続して利用するよう情報システム管理者によって定められたネットワークと異なるネットワークに接続してはならない。

(9) 持ち出し及び持ち込みの記録

情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、業務上必要な場合において、端末や記録媒体等の持ち出し及び持ち込みを許可する場合について、記録を作成し、保管しなければならない。

(10) 端末におけるセキュリティ設定変更の禁止

職員等は、端末のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を情報セキュリティ管理者の許可なく変更してはならない。

(11) 机上の端末等の管理

職員等は、席を離れるときは、端末をロックし、及びディスプレイを消去し、並びに記録媒体、文書等を容易に閲覧されない場所へ保管するなどの適正な措置を講じなければならない。

(12) 退職時等の遵守事項

職員等は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を外部へ漏らしてはならない。

2 非常勤職員及び会計年度任用職員への対応

(1) 情報セキュリティポリシー等の遵守

情報セキュリティ管理者は、非常勤及び会計年度任用職員に対し、採用時に情報セキュリティポリシー等のうち、非常勤及び会計年度任用職員が守るべき内容を理解させ、また実施及び遵守させなければならない。

(2) インターネット接続及び電子メール使用等の制限

情報セキュリティ管理者は、非常勤職員及び会計年度任用職員に端末による作業を行わせる場合において、インターネットへの接続等一部の機能を業務で使用しないときは、これを利用できないようにしなければならない。

3 情報セキュリティポリシー等の掲示

情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、職員等が常に情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を閲覧できるようにしなければならない。

4 委託事業者に対する説明

情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発、保守等を事業者へ委託する場合は、委託事業者から再委託を受ける事業者も含めて、情報セキュリティポリシー等のうち委託事業者が遵守しなければならない事項を説明しなければならない。

5 教育及び訓練

(1) CISO 補佐は、説明会の開催等により、すべての職員等及び関係者に対し、セキュリティ対策について周知徹底しなければならない。

(2) 情報システム管理者は、最新の技術力を維持するため、情報システム担当者に研修を受

けさせなければならない。

- (3) 情報システム管理者は、所管の情報システムについて、説明会の開催等により、職員等及び関係者に対しセキュリティ対策を周知徹底しなければならない。
- (4) CISO 補佐は、緊急時におけるセキュリティ対策について、すべての職員等及び関係者に周知しなければならない。また、必要に応じて、緊急時対応を想定した訓練を実施することとする。
- (5) CISO 補佐は、新規採用の職員等を対象とする情報セキュリティに関する研修を実施しなければならない。
- (6) 情報セキュリティ管理者は、新規採用の職員等を対象に、業務上必要となる情報資産の取り扱いに関し、情報セキュリティ対策について事前に研修を実施しなければならない。
- (7) 研修は、各職員等それぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものに行なければならない。
- (8) 幹部を含めたすべての職員等は、定められた研修及び訓練に参加しなければならない。
- (9) 情報システム管理者は、所管の情報システムが長期にわたり停止することを念頭に置き、手作業での処理方法を明示しておかなければならない。

6 情報セキュリティに関する事案の報告

(1) 庁内からの情報セキュリティに関する事案の報告

- ア 職員等は、不正アクセスやコンピュータウイルス等、情報セキュリティに関する事案を発見した場合、速やかに情報セキュリティ管理者及び当該事案の影響を受ける又は受けるおそれのある情報システムの情報システム担当者に報告しなければならない。
- イ 職員等は、利用する情報システムの異常及び故障を発見した場合、速やかに情報システム担当者に報告しなければならない。
- ウ 職員等は、情報セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合、速やかに情報セキュリティ管理者及び当該違反行為の影響を受ける又は受けるおそれのある情報システムの情報システム担当者に報告しなければならない。
- エ ア～ウの職員等の報告について、ITL は職員等の状況把握等を支援しなければならない。
- オ ア～ウの報告を受けた情報システム担当者は速やかに情報システム管理者に報告しなければならない。
- カ 情報システム管理者は、報告のあった事案のうち、県民等や業務に影響が生じたものについて、CSIRT に報告しなければならない。
- キ 情報システム管理者は、報告のあった事案について、必要に応じて CISO 及び統括情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。
- ク 事案のうち重大なものは「第9 緊急時におけるセキュリティ対策」により対処する。

(2) 県民等外部からの事案の報告

- ア 職員等は、県が管理するネットワーク、情報システム等の情報資産に関する事故又は不具合について、県民等外部から報告を受けた場合、情報セキュリティ管理者及び事故又は不具合の報告があった情報システムの情報システム担当者に報告しなければならない。
- イ アの職員等の報告について、ITL は職員等の状況把握等を支援しなければならない。
- ウ アの報告を受けた情報システム担当者は速やかに情報システム管理者に報告しなければならない。
- エ 情報システム管理者は、報告のあった事案のうち、県民等や業務に影響が生じたものについて、CSIRT に報告しなければならない。

オ 報告を受けた情報システム管理者は、必要に応じて CISO 及び統括情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

カ 事案のうち重大なものは「第9 緊急時におけるセキュリティ対策」により対処する。

(3) 事案の分析・記録等

ア CSIRT は、事案が起きた部門の情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者と連携し、これらの事案を分析し、記録を保存しなければならない。また、情報セキュリティに関する事案の原因究明の結果から、再発防止策を検討し、CISO に報告しなければならない。

イ CISO は、CSIRT から、情報セキュリティに関する事案について報告を受けた場合は、その内容を確認し、再発防止策を実施するために必要な措置を指示しなければならない。

第7 技術的セキュリティ対策

1 コンピュータ及びネットワークの管理

(1) 所属内のファイルサーバ

ア 情報システム管理者は、所属の複数の職員等が共同で利用するファイルサーバを適正に管理しなければならない。

イ 情報システム管理者は、他の所属の職員等が利用できないような設定をしなければならない。

ウ 情報システム管理者は、個人情報、人事記録等の特定の情報については、担当以外の職員等が利用できないような設定をしなければならない。

(2) バックアップの実施

情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、サーバ及び端末に記録された情報について、情報システムの多重化措置にかかわらず、その重要性に応じ、期間を設定し、定期的にバックアップを行うこととする。

(3) 無許可でのソフトウェアの導入、利用及び機器構成の変更の禁止

ア 汎用 OS で動作する端末ハードウェアを管理する情報システム管理者は、端末で利用を認めるソフトウェアと機器（以下「利用許可ソフトウェア等」という。）及び利用を禁止するソフトウェアと機器（以下「利用禁止ソフトウェア等」という。）を定めなければならない。

イ 職員等が業務上の必要から新たなソフトウェアを端末に導入する場合又は端末若しくはネットワークについて機器の増設若しくは交換を行う場合は、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者の許可を得なければならない。

ウ 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、イの許可を行う場合には、利用許可ソフトウェア等を除いて、CISO 補佐に協議しなければならない。

エ 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、ソフトウェアを導入する場合は、メーカー等のサポートが利用期間において継続していることを確認し、かつ、ソフトウェアのライセンスを管理しなければならない。

オ 職員等は、不正にコピーしたソフトウェアを利用してはならない。

カ 職員等は、利用禁止ソフトウェア等が導入されている場合は削除しなければならない。

(4) 業務以外の目的でのシステムの利用の禁止

CISO 補佐は、アクセス記録等から職員等が明らかに業務に関係のないシステムの利用や外部サイトの閲覧を行っていることを発見した場合は、統括情報セキュリティ管理者に通知し、適正な措置を求めなければならない。

(5) 端末の取扱い

ア 職員等は、ユーザ ID 及びパスワードの入力後、システムが利用可能な状態で端末を放置してはならない。

イ 職員等は、ディスプレイ上に表示を残したまま、端末を放置してはならない。

(6) 持ち出した端末の取扱い

情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、執務室外に持ち出すことを前提に導入した端末については、盗難等の際に第三者により情報が窃取されることを防止するための端末のデータの暗号化、著しい回数認証に失敗した場合のデータの自動消去、機密性 2 以上の情報は端末ではなくサーバ等に保存するなどの対策を講じなければならない。

(7) 複合機、特定の用途に使用される端末の取扱い

ア 情報システム管理者は、プリンタ、ファクシミリ、イメージスキャナ、コピー機等の機能が一つにまとめられている機器（以下「複合機」という。）を導入する場合、適正

なセキュリティ機能要件を満たしたものを選定しなければならない。

イ 複合機がリモートメンテナンス等の目的でインターネットを介して外部と通信する場合は、CISO 補佐の許可を得なければならない。

ウ テレビ会議システム、IP 電話システム、ネットワークカメラシステム、測定機器等の特定の用途に使用される端末の導入については、CISO 補佐と協議し利用環境に応じた適正なセキュリティ設定を実施しなければならない。

(8) ソフトウェアの管理

情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、サーバ等、端末にインストールされたソフトウェアについて、以下の管理を行わなければならない。

ア 利用しているソフトウェアのバージョンについて、脆弱性を解消するアップデートが配布されていないか随時調査し、配布されている場合は、アップデートを適用しソフトウェアの利用を継続するか、又はアップデートせずにソフトウェアを削除する。

イ 利用しているソフトウェアのバージョンについて、サポートが継続されているか随時調査し、サポートが終了している場合は、ソフトウェアを削除する。

2 情報システムの仕様書、作業記録等の管理

(1) 情報システム仕様書等の管理

情報システム管理者は、ネットワーク構成図、情報システム仕様書、操作マニュアル等について、記録媒体に関わらず、権限のない者が閲覧したり、紛失することがないように、適正に管理しなければならない。

(2) 他団体との情報システムに関する情報等の交換

情報システム管理者は、他の団体と情報システムに関する仕様書等又はプロトタイプを含むソフトウェアなどの情報を交換する場合、その用途等を明確にして、目的外利用や紛失、改ざん等が起こらないよう、その取扱いに関する事項をあらかじめ定め、CISO 補佐の許可を得なければならない。

(3) システム管理記録及び作業の確認

ア 情報システム管理者は、所管する情報システムの設定又は構成の変更を行った場合は、その記録を残し、詐取、改ざん等をされないように適正に管理しなければならない。

イ 情報システム管理者は、所管する情報システムの変更を行う場合は、手順書を作成し、当該手順書のとおり、職員等に行わせなければならない。

ウ 情報システム担当者又は契約により操作を認められた委託事業者がシステム変更等の作業を行う場合は、2名以上で作業を行わなければならない。ただし、1名で作業する場合において、作業直後に他の担当者が確認できるような作業詳細を記録し、複数人でその作業結果を確認するときはこの限りでない。

(4) アクセス記録の取得等

ア 情報システム管理者は、各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録（以下「アクセス記録等」という。）を取得し、一定の期間保存しなければならない。

イ 情報システム管理者は、アクセス記録等が詐取、改ざん、誤消去等をされないように必要な措置を講じなければならない。

ウ 情報システム管理者は、システムから自動出力したアクセス記録等について、誤消去等に備えて、外部記録媒体にバックアップしなければならない。

エ 情報システム管理者は、必要に応じてアクセス記録等を点検、分析できるように管理しなければならない。

(5) 障害記録

情報システム管理者は、職員等からのシステム障害の報告、システム障害に係る処理結

果及び課題について、記録し、適正に保存しなければならない。

3 アクセス制御等

(1) アクセス制御

情報システム管理者は、所管するネットワーク又は情報システムごとにアクセスできる者を定め、アクセスする権限のない職員等がアクセスしないように、システム上制限しなければならない。

(2) 無線 LAN 及びネットワークの盗聴対策

ア 情報システム管理者は、無線 LAN や機密性の低いネットワークを利用したシステムを構築する場合、CISO 補佐の許可を得なければならない。

イ 情報システム管理者は、無線 LAN を利用する場合、解読が困難な暗号及び認証技術を使用しなければならない。

ウ 情報システム管理者は、機密性の低いネットワークで機密性の高い情報を扱う場合、情報の盗聴等を防ぐため、解読が困難な暗号及び認証技術を使用しなければならない。

(3) 外部ネットワークとのネットワーク間接続制限等

ア 情報システム管理者は、所管するネットワークを県の基幹ネットワークである福島県情報通信ネットワークシステム以外のネットワーク（以下「外部ネットワーク」という。）と接続しようとする場合には、CISO 補佐の許可を得なければならない。

イ 情報システム管理者は、接続しようとする外部ネットワークに係るネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等を詳細に調査し、庁内のすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産に影響が生じないことを確認し、CISO 補佐へ報告しなければならない。また、この確認は定期的に行わなければならない。

ウ 情報システム管理者は、接続した外部ネットワークの瑕疵等により県の情報資産の漏洩、破壊、改ざん又はシステムの停止等による業務への影響が生じた場合に対処するため、外部ネットワークの管理者による損害賠償責任を契約書上に担保しておかなければならない。

エ 情報システム管理者は、外部の場所から県のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、ファイアウォールなどの、アクセス制御可能な装置を介することとし、直接県のネットワークに接続できない措置を講じなければならない。

オ 情報システム管理者は、通信の手順や方式（プロトコル）は、業務上必要最小限のものに限定する。

カ 情報システム管理者は、利用者の真正性が確保できるよう、必要な措置を講じなければならない。

キ 情報システム管理者は、接続した相手先のセキュリティに問題が認められ、県の情報資産に脅威が生じることが想定される場合には、CISO 補佐の判断に従い、速やかに当該外部ネットワークとの接続を切断しなければならない。

(4) 職員等による外部からのアクセス等の制限

ア 職員等が外部から県の情報システムにアクセスする場合は、CISO 補佐及び所管の情報システム管理者の許可を得なければならない。

イ CISO 補佐及び情報システム管理者は、アクセスが必要な合理的理由を有する必要最小限の者に限定して、県のネットワーク又は情報システムに対する外部からのアクセスを認めるものとする。

ウ 情報システム管理者は、利用者の真正性が確保できるよう、必要な措置を講じることとし、CISO 補佐に確認を求めなければならない。

エ 情報システム管理者は、外部からのアクセスを認める場合、アクセスに使用する端末

の安全性を検証し、通信途上の情報漏えいを防止するために暗号化等の措置を講じ、CISO 補佐に確認を求めなければならない。

オ 情報システム管理者は、外部からのアクセスに利用する端末を職員等に貸与する場合、セキュリティ確保のために必要な措置を講じ、CISO 補佐に確認を求めなければならない。

カ 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、職員等が外部から持ち帰った端末を県のネットワークに接続する前に、コンピュータウイルスに感染していないこと、パッチの適用状況等を確認しなければならない。

(5) 情報システム間の接続制御及び経路制御並びに停止の連絡

ア 情報システム同士の接続を行う情報システム管理者は、お互いに、フィルタリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等を設定しなければならない。

イ 情報システム管理者は、不正アクセスを防止するため、ネットワークに適正なアクセス制御を施さなければならない。

ウ お互いのシステムを接続する各情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、停電等により相手方ネットワークシステムに影響を与えるおそれがある場合は、接続相手の情報システム管理者へ、連絡しなければならない。

(6) 外部の者が利用できるシステム

情報システム管理者は、外部の者が利用できるシステムについては、不正利用が発生しないように、アクセスを制御する機器の設置又は論理的な回線の分割など、情報セキュリティについて特に強固な対策を講じ、CISO 補佐の許可を得なければならない。

(7) 公衆無線 LAN の利用

ア 公衆無線 LAN を利用する場合は、あらかじめ、使用する回線事業者について情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

イ 公衆無線 LAN を利用する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を受けた回線事業者の回線以外の回線を使用してはならない。

ウ 公衆無線 LAN を利用する場合は、利用者の ID 及びパスワード、IC カード等による認証に加えて通信内容の暗号化等、情報セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。

4 電子メール、クラウドサービス等の管理

(1) 電子メールシステムのセキュリティ管理

ア 電子メールシステムを運用する情報システム管理者は、権限のない利用者による外部から外部への電子メール転送（電子メールの中継処理）が行われることを不可能とするよう、電子メールサーバの設定を行わなければならない。

イ 電子メールシステムを運用する情報システム管理者は、職員等が利用できる電子メールボックスの容量の上限を設定した場合、上限を超えた場合の対応を職員等に周知しなければならない。

ウ 電子メールシステムを運用する情報システム管理者と各情報システム管理者は、システム開発や運用、保守等のため庁舎内に常駐している委託事業者の作業員が電子メールアドレスの利用を行う場合、委託事業者を含めた三者で利用方法を取り決めなければならない。

エ 電子メールシステムを運用する情報システム管理者は、職員等が電子メールの送信等により情報資産を無断で外部に持ち出したことを検出できるようシステムを構築しなければならない。

- オ 電子メールシステムを運用する情報システム管理者は、迷惑メール等が内部から送信されていることを検知した場合は、メールサーバの運用を停止しなければならない。
- (2) 電子メール、クラウドサービスの利用制限
- ア 職員等は、業務の都合上、職場の電子メールを自動転送する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。この場合において、転送の必要が無くなったときは、即座に転送の設定を解除しなければならない。
- イ 情報セキュリティ管理者は、電子メールの自動転送を許可した場合は、CISO 補佐に報告しなければならない。
- ウ 職員等は、業務上必要のない相手方に電子メールを送信してはならない。
- エ 職員等は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにしなければならない。
- オ 職員等は、重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。
- カ 職員等は、インターネットから利用できるメールサービス、ネットワークストレージサービス等を使用する場合は CISO 補佐の許可を得なければならない。
- キ 職員等は、インターネットから利用できるメールサービス、ネットワークストレージサービス等を使用する場合は 2 段階認証又はこれ以上の強度を持つ認証方法を必ず使用しなければならない。
- ク 職員等は、機密性 2 以上又は完全性 2 の電子データを外部へ送信する場合は、パスワード等による暗号化等を行わなければならない。
- ケ 職員等は、電子メール等で可用性 2 以上の電子データを送信する場合は、送信先へ着信したことを確認しなければならない。

5 ソーシャルメディアサービスの利用

- (1) 情報セキュリティ管理者は、県が管理するアカウントでブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイト等のソーシャルメディアサービスを利用する場合、情報セキュリティ対策に関する次の事項を含めたソーシャルメディアサービス運用手順を定めなければならない。
- ア ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定する。
- イ 庁内で管理しているウェブサイト内において、利用するソーシャルメディアサービスのサービス名と当該アカウントページへのハイパーリンクを明記するページを設ける。
- ウ 運用しているソーシャルメディアサービスの自由記述欄において、庁内ウェブサイト上のページの URL を記載する。
- エ ソーシャルメディアサービスの提供事業者が、「認証アカウント（公式アカウント）」と呼ばれるアカウントの発行を行っている場合は、これを利用する。
- オ パスワードや認証のためのコード等の認証情報及びこれを記録した媒体（IC カード等）等を適正に管理するなどの方法で、不正アクセス対策を講じること。
- (2) 機密性 2 以上の情報はソーシャルメディアサービスで発信してはならない。
- (3) 利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定めなければならない。
- (4) アカウント乗っ取りを確認した場合には、被害を最小限にするための措置を講じなければならない。
- (5) 可用性 2 の情報の提供にソーシャルメディアサービスを用いる場合は、本県の自己管理 Web サイトに当該情報を掲載して参照可能としなければならない。

6 ユーザ ID の管理

(1) 情報システム管理者によるユーザ ID の管理

情報システム管理者は、ユーザ ID の管理に関し、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 情報システムのユーザ ID 登録は、必要な者に限定し、必要最小限の操作が可能となるように設定すること。

イ ユーザ ID は、個人単位に割り当てること。

ウ パスワードを情報システム管理者が設定した場合は、利用者本人のみに通知すること。

エ ユーザ ID の登録及び削除の申出があった場合は、速やかに対応すること。

オ ユーザ ID は、使用されぬまま放置されないよう、人事管理部門と連携し、点検すること。

カ 上記に掲げるほか、利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、派遣、退職に伴うユーザ ID の取扱いの方法を定めること。

(2) 情報システム管理者による特権を付与されたユーザ ID の管理等

ア 情報システム管理者は、情報システムの管理用ユーザ ID を必要最小限の者にのみ発行し、厳重に管理しなければならない。

イ 情報システム管理者は、特権を付与された ID 及びパスワードについて、職員等の端末等のパスワードと比較して必要に応じて適宜変更するとともに、入力回数制限等によりセキュリティ対策を強化しなければならない。

ウ 情報システム管理者は、特権を付与された ID による情報システムへの接続は、必要最小限の接続時間に制限しなければならない。

エ 情報システム管理者は、特権を付与された ID 及びパスワードの変更について、委託事業者に行わせてはならない。

オ 情報システム管理者は、特権を付与された ID を初期設定以外のものに変更しなければならない。

(3) 職員等によるユーザ ID の取扱い

職員等は、自己の保有するユーザ ID に関し、次の事項を遵守しなければならない。

ア ユーザ ID による情報システムへの接続については、必ずパスワード等を併用し、本人であることを認証する設定を行うこと。

イ 自己が利用しているユーザ ID は、他人に利用させないこと。

ウ 職員等間でユーザ ID を共有しないこと。

エ 職員等は、業務上必要がなくなった場合は、利用者登録を抹消するよう、情報システム管理者に通知すること。

(4) 職員等のパスワードの取扱い

職員等は、自己の保有するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。

ア パスワードは、他者に知られないように管理すること。また、パスワードの照会には一切応じないこと。

イ パスワードの長さは十分な長さとし、文字列は使用者の名前、誕生日、ユーザ ID など容易に推測可能なものは避け、想像しにくいものとする。

ウ パスワードが流出したおそれがある場合には、情報セキュリティ管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更すること。

エ パスワードは必要に応じて適宜変更し、古いパスワードは再利用しないこと。

オ 複数の情報システムを扱う職員等は、同一のパスワードをシステム間で用いないこと。

- カ 仮のパスワード(初期パスワードを含む)は、最初のログイン後直ちに変更すること。
- キ サーバ、ネットワーク機器及び端末にパスワードを記憶させないこと。
- ク 職員等間でパスワードを共有しないこと(ただし、共用IDに対するパスワードは除く。)

(5) 情報システム管理者による認証情報の管理

- ア 情報システム管理者は、職員等の認証情報を厳重に管理しなければならない。認証情報ファイルを不正利用から保護するため、オペレーティングシステム等で認証情報設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効に活用しなければならない。また、暗号化なしにパスワードファイルを保存してはならない。
- イ 情報システム管理者は、職員等にパスワードを発行する際、仮のパスワードを発行した場合は、最初のログイン後直ちに仮のパスワードを変更させなければならない。
- ウ 情報システム管理者は、端末の電源起動時のパスワード(BIOSパスワード、ハードディスクパスワード等)を併用しなければならない。
- エ 情報システム管理者は、取り扱う情報の重要度に応じてパスワード以外にICカード、生体認証等の二要素認証を併用しなければならない。
- オ 情報システム管理者は、マイナンバー利用事務系では「知識」、「所持」、「存在」を利用する認証手段のうち二つ以上を併用する認証(多要素認証等)を行うよう設定しなければならない。
- カ 情報システム管理者は、認証情報の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。

(6) ICカード等の取扱い

- ア 職員等は、自己の管理するICカード等は、職員等間で共有してはならない。
- イ 職員等は、業務上必要のないときは、ICカード等をカードリーダー若しくは端末のスロット等から抜いておかななければならない。
- ウ 職員等は、ICカード等を紛失した場合、速やかに情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者に報告し、その指示に従わなければならない。
- エ 情報システム管理者はICカード等の紛失の報告があり次第、速やかに当該ICカード等を使用した情報システムの利用を停止しなければならない。
- オ 情報システム管理者は、ICカード等を切り替える場合、切替え前のカードを回収し、破砕するなど復元不可能な処理を行った上で廃棄しなければならない。

7 情報システムの調達及び保守等

(1) 情報システムの調達

- ア 情報システム管理者は、情報システムの開発、導入、保守等に当たっては、調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記しなければならない。
- イ 情報システム管理者は、機器及びソフトウェアを調達する場合、入手先の信頼性を調査すると共に、誓約書を提出させる等、当該製品が情報セキュリティ上問題がないことを確認しなければならない。
- ウ 情報システム管理者は、調達仕様書を一般に公開する場合、それが情報セキュリティ確保の上で秘匿すべき情報を含んでいないことを確認しなければならない。
- エ 情報システム管理者は、調達仕様書をCISO補佐に報告しなければならない。
- オ 情報システム管理者は、開発及び導入用の情報セキュリティ実施手順を作成しなければならない。

(2) 情報システムの開発

- ア 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者を特定しなければならない

い。

イ 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者が使用する ID を管理し、開発完了後、開発用 ID を削除しなければならない。

ウ 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限を設定しなければならない。

エ 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者が使用するハードウェア及びソフトウェアを特定しなければならない。

オ 情報システム管理者は、利用を認めたソフトウェア以外のソフトウェアが導入されている場合、当該ソフトウェアをシステムから削除しなければならない。

(3) 情報システムの導入

ア 情報システム管理者は、システムの開発保守及びテストの環境からシステムの運用環境への移行について、システム開発保守計画の策定時に手順を明確にしなければならない。

イ 情報システム管理者は、移行の際、情報システムに記録されている情報資産の保存を確実にし、情報システムの停止等の影響を最小限に抑えなければならない。

ウ 情報システム管理者は、導入するシステムやサービスの可用性が確保されていることを確認した上で導入しなければならない。

エ 情報システム管理者は、新たに情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する際、十分な試験を行わなければならない。

オ 情報システム管理者は、運用テストを行う場合、あらかじめ擬似環境による動作確認を行わなければならない。

カ 情報システム管理者は、個人情報及び機密性の高いデータを、テストデータに使用してはならない。

(4) システム開発保守に関連する資料等の保管

ア 情報システム管理者は、システム開発保守に関連する資料及び文書を適正な方法で保管しなければならない。

イ 情報システム管理者は、テスト結果を一定期間保管しなければならない。

ウ 情報システム管理者は、情報システムに係るソースコードを適正な方法で保管しなければならない。

(5) 情報システムにおける入出力データの正確性の確保

ア 情報システム管理者は、情報システムに入力されるデータについて、範囲及び妥当性をチェックする機能及び不正な文字列等の入力を除去する機能を組み込むように情報システムを設計しなければならない。

イ 情報システム管理者は、故意又は過失により情報が改ざんされ又は漏えいさせられるおそれがある場合、これを検出するチェック機能を組み込むように情報システムを設計しなければならない。

ウ 情報システム管理者は、情報システムから出力されるデータについて、情報の処理が正しく反映され、出力されるように情報システムを設計しなければならない。

(6) 情報システムの変更管理

情報システム管理者は、情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴を作成しなければならない。

(7) ソフトウェアの更新等

情報システム管理者は、ソフトウェアの修正及び更新に際しては、不具合及び他のシステムとの不整合の有無を事前に確認しなければならない。

(8) システム更新又は統合時の検証等

情報システム管理者は、システムの更新又は統合に伴うリスク管理体制の構築、移行基準の明確化及び更新又は統合後の業務運営体制の検証を行わなければならない。

8 不正プログラム対策

(1) CISO 補佐の措置事項

コンピュータウイルス等の不正プログラム対策として、次の事項の措置を講じなければならない。

ア 外部ネットワークから受信したファイルについて、外部ネットワークとの接続点においてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、システムへの侵入を防止する措置が講じられていることを確認すること。

イ 外部ネットワークへ送信するファイルは、外部ネットワークとの接続点において一元的にコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、外部へのウイルス拡散を防止する措置が講じられていることを確認すること。

ウ コンピュータウイルス等の不正プログラム情報を収集し、必要に応じ職員等に対して注意喚起すること。

エ コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させ、運用を行っていることを確認すること。

オ 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルが最新の状態に保たれていることを確認すること。

カ 不正プログラム対策のソフトウェアが最新の状態に保たれていることを確認すること。

キ 業務で利用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用していないことを確認すること。また、当該製品の利用を予定している期間中にパッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了する予定がないことを確認すること。

(2) 情報システム管理者の措置事項

各情報システム管理者は、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策として、次の事項を措置しなければならない。

ア 外部ネットワークとの接続点を持つ情報システムを管理する場合、福島県情報通信ネットワーク以外のネットワークから受信したファイルについて、外部ネットワークとの接続点においてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、システムへの侵入を防止すること。また、不正プログラムのチェックを行う構成について CISO 補佐に報告すること。

イ 外部ネットワークとの接続点を持つ情報システムを管理する場合、福島県情報通信ネットワーク以外のネットワークへ送信するファイルについて、外部ネットワークとの接続点においてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、外部へのウイルス拡散を防止すること。また、不正プログラムのチェックを行う構成について CISO 補佐に報告すること。

ウ 所掌するサーバ及び端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させ、ファイルを利用する時及び定時にすべてのファイルをチェックするように設定すること。

エ 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルを常に最新の状態に保つこと。

オ 不正プログラム対策のソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

カ 不正プログラム対策のソフトウェアが常駐されていないか又は不正プログラム対策のソフトウェア及びそのパターンファイルが最新ではない端末の利用を停止すること。

キ 不正プログラムの検出状況について、CISO 補佐に報告すること。

(3) 職員等の遵守事項

職員等は、不正プログラム対策として、次の事項を遵守しなければならない。

ア 端末において、導入されている不正プログラム対策ソフトウェアの設定を変更しないこと。なお、新規導入端末に不正プログラム対策ソフトウェアがインストールされていない場合は、これをインストールすること。

イ 差出人が不明の電子メールに添付されたファイルや、差出人が分かっても不自然に添付されたファイルは開封せずに、情報セキュリティ管理者又は電子メールシステムを管理する情報システム管理者の指示に従うこと。

ウ CISO 補佐が提供する不正プログラム情報を、常に確認し、CISO 補佐から不正プログラムチェックの指示があった場合は、速やかにこれを実施すること。

エ インターネット接続系で受信したインターネットメール又はインターネット経由で入手したファイルを LGWAN 接続系に取り込む場合は無害化処理等 CISO 補佐から指示のあった方法により処理しなければならない。

オ 県が管理していない記録媒体を利用する場合は、福島県情報通信ネットワークへの接続の有無にかかわらず、情報セキュリティ管理者又は所管の情報システム管理者の許可を得て、手動で不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを行ってから利用すること。

カ コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した場合は、速やかに情報セキュリティ管理者及び CISO 補佐に報告すること。

(4) 専門家の支援体制

CISO 補佐は、実施している不正プログラム対策では不十分な事態が発生した場合に備え、外部の専門家の支援を受けられるようにしておかなければならない。

9 不正アクセス対策

(1) 情報システム管理者は、使用されていないポートを閉鎖しなければならない。

(2) 情報システム管理者は、不要なサービスについて、機能を削除又は停止しなければならない。

(3) 情報システム管理者は、所管するシステムについて、不正アクセスによるウェブページの改ざんを防止するため、データの書換えを検出できるよう設定しなければならない。

(4) 情報システム管理者は、重要なシステムの設定ファイル等について、定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査しなければならない。

(5) CISO 補佐又は情報システム管理者は、サーバ等に攻撃を受ける可能性が高くなった場合、システムの停止を含む必要な措置を講じなければならない。また、関係機関と連絡を密にして情報の収集に努めなければならない。

(6) CISO 補佐又は情報システム管理者は、サーバ等に攻撃を受け、当該攻撃が不正アクセス禁止法違反等の犯罪の可能性がある場合には、攻撃の記録を保存するとともに、警察及び関係機関との緊密な連携の下に対処しなければならない。

(7) CISO 補佐又は情報システム管理者は、職員等又は委託事業者が使用している端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視しなければならない。

(8) CISO 補佐又は情報システム管理者は、職員等による不正アクセスを発見した場合は、所管の情報セキュリティ管理者に通知し、適正な処置を求めなければならない。

(9) CISO 補佐又は情報システム管理者は、外部からアクセスできる情報システムに対して、第三者からサービス不能攻撃を受け、利用者がサービスを利用できなくなることを防止するため、情報システムの可用性を確保する対策を講じなければならない。

(10) CISO 補佐又は情報システム管理者は、標的型攻撃による内部への侵入を防止するために、教育等の人的対策を講じなければならない。また、標的型攻撃による組織内部への侵入を低減する対策（入口対策）や内部に侵入した攻撃を早期検知して対処する、侵入範囲の拡大の困難度を上げる、外部との不正通信を検知して対処する対策（内部対策及び出口対策）を講じなければならない。

10 セキュリティ情報の収集

(1) 情報システム管理者は、不正プログラム、セキュリティホールに関する情報、ソフトウェアの更新等セキュリティに関する情報の収集に努め、所管する情報システムについて、緊急度に応じて、セキュリティ対策計画を作成し、これに基づいてセキュリティ対策上適正な措置を講じなければならない。

(2) CISO 補佐は、(1)の情報を定期的に取りまとめ、関係部局等に通知し、必要に応じ対応方法を職員等に周知するとともに、セキュリティポリシー等の改定につながる情報については、CISO に報告しなければならない。情報システム管理者は、情報セキュリティに関する社会環境や技術環境の変化によって新たな脅威を発見した場合、セキュリティ侵害を未然に防止するための対策を速やかに講じなければならない。

第8 運用におけるセキュリティ対策

1 情報システムの監視

- (1) 情報システム管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、常に所管する情報システムの監視を行わなければならない。
- (2) 情報システム管理者は、記録の正確性を確保するため、サーバ等に関しては正確な時刻の設定を行わなければならない。
- (3) 情報システム管理者は、外部と常時接続するサーバ等について、24時間監視を行わなければならない。
- (4) 情報システム管理者は、監視により得られた結果については、消去や改ざんをされないように必要な措置を講じ、安全な場所に保管しなければならない。

2 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認

- (1) 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティポリシーが遵守されているか常に確認を行い、問題が発生した場合には、速やかに CISO 補佐及び所管の情報システム管理者に報告しなければならない。
- (2) 統括情報セキュリティ管理者は、CISO 補佐の指示に従い、発生した問題に適正かつ速やかに対処しなければならない。
- (3) 情報セキュリティ管理者は、CISO 補佐又は所管の情報システム管理者の指示に従い、発生した問題に適正かつ速やかに対処しなければならない。
- (4) 情報システム管理者は、所管する情報システムの設定及び構成における情報セキュリティポリシーの遵守状況について、定期的に確認を行い、問題を発見した場合には速やかに対処しなければならない。
- (5) CISO 及び CISO 補佐は、不正アクセス、不正プログラム等の調査のために、職員等が使用している端末及び記録媒体のアクセス記録、電子メールの送受信記録等の利用状況を調査することができる。

第9 緊急時におけるセキュリティ対策

1 体制の整備

- (1) 情報システム管理者は、情報セキュリティに関する事案、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産への侵害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備えて、連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適正に行うため、所管の情報システムに係る情報セキュリティ実施手順において緊急時対応計画を定め、緊急時には当該計画に従って適正に対処しなければならない。
- (2) 緊急時対応計画には、以下の内容を定めなければならない。
 - ア 関係者の連絡先
 - イ 発生した事案に係る報告事項
 - ウ 発生した事案への対応措置
 - エ 大規模障害時等において優先的に復旧させる必要がある業務とその対応方法
 - オ 大規模障害時等において可用性の確保のために緩和する必要がある制限とその対応方法
- (3) 情報システム管理者は、緊急時対応計画を、CISO 補佐及び所管の統括情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。
- (4) 情報システム管理者は、可用性3の情報システムにあつては、自然災害等により情報システム、電源及びネットワークが被災した場合並びに情報システム担当者及び委託事業者が被災して、活動できない場合に備えて、所管の情報システムに係る業務継続計画を定めなければならない。

2 発生した事案に係る報告事項

情報セキュリティに関する事案を発見した者は、次の項目について、速やかに情報セキュリティ管理者及び、所管の情報システム管理者に報告しなければならない。この場合、情報システム管理者は、緊急時対応計画に定める連絡先に、速やかに連絡しなければならない。

- (1) 情報資産への侵害状況
- (2) 事案が発生した原因

3 発生した事案への対応措置

- (1) 情報システム管理者は、次の情報セキュリティに関する事案が発生したときは、CSIRT 及び関係者の連絡先へ連絡しなければならない。
 - ア サイバーテロその他県民に重大な被害を与えるおそれのあるとき
 - イ 不正アクセスその他犯罪があったと思われるとき
 - ウ 不正に操作されて他者に被害を与えるおそれがあるとき
- (2) CSIRT 責任者は、次の場合、情報資産を保護するためにネットワークを遮断することができる。
 - ア 異常なアクセス又は不正アクセスが継続しているとき
 - イ コンピュータウイルス等の不正プログラムがネットワーク経由で拡散しているとき
 - ウ 情報資産に係る重大な被害が想定されるとき
- (3) 情報システム管理者は、次の場合、情報資産を保護するために情報システムを停止することができる。
 - ア コンピュータウイルス等の不正プログラムが情報資産に深刻な被害を及ぼしているとき
 - イ 災害等により電源を供給することが困難なとき
 - ウ 情報資産に係る重大な被害が想定されるとき

(4) 情報システム管理者は、以下の手順に従い、速やかに緊急事案に対し対処しなければならない。

- ア 事案に係るアクセス記録及び現状を保存する。
- イ 事案への対処経過を記録する。
- ウ 事案に係る証拠を保全し、暫定措置を検討する。
- エ 暫定措置を講じた後、復旧する。
- オ 復旧後、再発の監視を行う。

4 再発防止の措置

情報システム管理者は、情報資産の侵害に係る再発防止計画を策定し、CISO 補佐及び統括情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

5 業務継続計画との整合性確保

情報システム管理者は、自然災害、新型伝染病等の発生に備え、情報システムに係る業務継続計画を策定する場合、情報セキュリティポリシーとの整合性を確保しなければならない。

6 緊急時対応計画の見直し

- (1) 情報システム管理者は、情報セキュリティを取り巻く状況の変化、行政組織の見直し等に応じ、緊急時対応計画を見直さなければならない。
- (2) 情報システム管理者は、緊急時対応計画を見直した場合、CISO 補佐に報告しなければならない。

第10 業務委託と外部サービスの利用及び職員等以外による情報システムの利用

1 業務委託

(1) 委託先の選定基準

情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等を参考に情報セキュリティが確保されることを確認の上、情報システムに係る委託先の事業者を選定しなければならない。

(2) 委託における契約項目

情報システムの運用、保守等を事業者へ委託する場合は、必要に応じ、次の情報セキュリティ要件を明記した上で、事業者と契約を締結しなければならない。

ア 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守

イ 委託先の責任者、委託内容、作業者の所属及び作業場所の特定

ウ 提供されるサービスレベルの保証

エ 従業員に対する教育の実施

オ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止

カ 業務上知り得た情報の守秘義務

キ 再委託に関する制限事項の遵守

ク 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等

ケ 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務

コ 県による監査又は検査

サ 県による事案の公表

シ 情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)

ス 可用性2以上のシステムに係る災害時及び原子力発電所事故時の対応

セ 委託事業者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法

ソ サービス拠点及びサービス拠点で使用する外部回線に係る災害時及び原子力発電所事故時のサービスレベル

タ クラウドサービス基盤提供業者等の第三者が提供するサービス

チ 入力又は保存された情報は、クラウドサービス基盤提供業者等の第三者によって、どのように利用されるか

ツ 入力又は保存された情報は、削除することが可能か

(3) 委託における確認、措置等

① 情報システム管理者は、委託事業者が必要なセキュリティ対策を講じていることを定期的に確認し、必要に応じ、CISO 補佐に報告しなければならない。

② 情報システム管理者は、クラウドサービスを利用する場合は、サービス内容及び入力又は保存された情報に係るクラウドサービス基盤提供業者等による利用状況を定期的に確認し、サービスの利用を継続するかどうか判断しなければならない。

2 外部サービスの利用（機密性2以上の情報を取り扱う場合）

(1) 約款による外部サービスを利用し、機密性2以上の情報資産を扱ってはならない。

(2) 外部サービスの選定

① 情報セキュリティ管理者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、次の判断基準に従って、外部サービスの利用を検討しなければならない。

ア 外部サービスを利用する目的の明確化

イ 外部サービスを利用する業務範囲の明確化

ウ 外部サービスを利用する際におけるリスク対策

- (ア) 外部サービス提供者の運用詳細等が公開されない場合に、利用者が情報セキュリティ対策を行うことが困難となるリスク
 - (イ) 利用者が、利用する外部サービスを自組織のセキュリティポリシーに見合うサービスかどうか評価が適切に出来ない場合、セキュリティに対する影響が発生するリスク
 - (ウ) 外部サービス提供者が所有する資源の一部を利用者が共有し、その上に個々の利用者が管理する情報システムが構築されるなど、不特定多数の利用者の情報やプログラムを一つの外部サービス基盤で共用することにより、情報が漏えいするリスク
 - (エ) 外部サービスで提供される情報が国外で分散して保存・処理されている場合、裁判管轄の問題や国外の法制度が適用されることによるカントリーリスク
 - (オ) サーバ装置等機器の整備環境が外部サービス提供者の都合で急変する場合、サプライチェーン・リスクへの対策が容易に確認できないリスク
- エ 外部サービスで個人情報（特定個人情報を含む）を扱う場合は、個人情報保護法で定められた安全管理措置及び特定個人情報保護評価（PIA）の実施
- ② 情報セキュリティ管理者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、以下に示す事項について基本契約又はサービスレベル契約（SLA）で定めることが出来る外部サービス提供者を選定しなければならない。
- ア 日本の裁判管轄、法令が適用される。海外への機密情報の流出リスクを考慮し、外部サービスを提供するリージョン（国・地域）を国内に指定する。国内の外部サービスにおいて、利用者のデータが、海外に保存されないこと。これらの事項を基本契約に定める
 - イ 外部サービスの中断時の復旧要件について基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に定める
 - ウ 外部サービスの終了又は変更時における事前の通知等の取り決めや情報資産の移行方法について基本契約に定める
 - エ 稼働率、目標復旧時間、目標復旧ポイント、バックアップの保管方法などの可用性に関する事項をサービスレベル契約（SLA）に定める
 - オ 外部サービス提供者が、利用者の情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないように基本契約に定める
 - カ 外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制について、公開資料や監査報告書（又は内部監査報告書・事業者の報告資料）の内容を確認する
 - キ 外部サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、利用者の意図しない変更が加えられないための管理体制について、公開資料や監査報告書（又は内部監査報告書・事業者の報告資料）の内容を確認する
 - ク 情報セキュリティインシデントへの対処方法について、外部サービス提供者との責任分担や連絡方法を取り決め、基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に定める
 - ケ 脅威に対する外部サービス提供者の情報セキュリティ対策（なりすまし、情報漏えい、情報の改ざん、否認防止、権限昇格への対応、サービス拒否・停止等）の実施状況やその他契約の履行状況の確認方法を基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に定める
 - コ 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法について、基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に定める
 - サ 外部サービス提供者により、利用規約、各種設定が変更される可能性があるため、変更内容の確認方法や連絡方法を基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に定める

- ③ 情報セキュリティ管理者は、以下の内容を含む情報セキュリティ対策を外部サービス提供者の選定条件に含めなければならない。
- ア 外部サービスの利用を通じて取り扱う情報の外部サービス提供者における目的外利用の禁止
 - イ 外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
 - ウ 外部サービスの提供に当たり、外部サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、意図しない変更が加えられないための管理体制
 - エ 外部サービス提供者の資本関係・役員等の情報、外部サービス提供に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供並びに調達仕様書による施設の場所やリージョンの指定
 - オ 情報セキュリティインシデントへの対処方法
 - カ 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
 - キ 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法
- ④ 情報セキュリティ管理者は、外部サービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策を検討し、外部サービス提供者の選定条件に含めなければならない。
- ⑤ 情報セキュリティ管理者は、外部サービスの利用を通じて取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて以下の内容を外部サービス提供者の選定条件に含めなければならない。
- ア 情報セキュリティ監査の受入れ
 - イ サービスレベルの保証
- ⑥ 情報セキュリティ管理者は、外部サービスの利用を通じて取り扱う情報に対して国内法以外の法令及び規制が適用されるリスクを評価して外部サービス提供者を選定し、必要に応じて情報が取り扱われる場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を選定条件に含めなければならない。
- ⑦ 情報セキュリティ管理者は、外部サービス提供者がその役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、外部サービス提供者の選定条件で求める内容を外部サービス提供者に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を提供し、県の承認を受けるよう、外部サービス提供者の選定条件に含めなければならない。
- ⑧ 情報セキュリティ管理者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じてセキュリティ要件を定め、外部サービスを選定しなければならない。また、外部サービスのセキュリティ要件としてセキュリティに係る国際規格等と同等以上の水準を求めなければならない。（ISO/IEC 27017（クラウドサービスに関する情報セキュリティ管理策のガイドライン規格。「情報マネジメントシステム認証センター」が取得組織を公開）や、ISM（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度。「サービスリスト」（事業者一覧）を公開）の基準等を満たしていること。）
- ⑨ 情報セキュリティ管理者は、外部サービスの特性を考慮した上で、外部サービスが提供する部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形でセキュリティ設計を行った上で、情報セキュリティに関する役割及び責任の範囲を踏まえて、セキュリティ要件を定めなければならない。
- ⑩ 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ監査による報告書の内容、各種の認定・認証制度の適用状況等から、外部サービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断しなければならない。
- (2) 外部サービスの利用に係る調達・契約

- ① 情報セキュリティ管理者は、外部サービスを調達する場合は、外部サービス提供者の選定基準及び選定条件並びに外部サービスの選定時に定めたセキュリティ要件を調達仕様に含めなければならない。
- ② 情報セキュリティ管理者は、外部サービスを調達する場合は、外部サービス提供者及び外部サービスが調達仕様を満たすことを契約までに確認し、調達仕様の内容を契約に含めなければならない。
- (3) 外部サービスの利用承認
 - ① 情報セキュリティ管理者は、外部サービスを利用する場合には、情報セキュリティ管理者（総括担当）の許可を得なければならない。
 - ② 情報セキュリティ管理者（総括担当）は、外部サービスの利用を許可した場合は、承認済み外部サービスとして記録し、外部サービス管理者を指名しなければならない。
- (4) 外部サービスを利用した情報システムの導入・構築時の対策
 - ① 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、外部サービスを利用して情報システムを構築する際に以下のセキュリティ対策を実施しなければならない。
 - ア 不正なアクセスを防止するためのアクセス制御
 - イ 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化
 - ウ 開発時におけるセキュリティ対策
 - エ 設計・設定時の誤りの防止
 - ② 外部サービス管理者は、前項において定める規定に対し、構築時に実施状況を確認・記録しなければならない。
- (5) 外部サービスを利用した情報システムの運用・保守時の対策
 - ① 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、外部サービスを利用して情報システムを運用する際は以下のセキュリティ対策を実施しなければならない。
 - ア 外部サービス利用に必要な教育
 - イ 取り扱う資産の管理
 - ウ 不正アクセスを防止するためのアクセス制御
 - エ 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化
 - オ 外部サービス内の通信の制御
 - カ 設計・設定時の誤りの防止
 - キ 外部サービスを利用した情報システムの事業継続
 - ② 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、外部サービスで発生したインシデントを認知した際の対処手順を整備しなければならない。
 - ③ 外部サービス管理者は、前各項において定める規定に対し、運用・保守時に実施状況を定期的に確認・記録しなければならない。
- (6) 外部サービスを利用した情報システムの更改・廃棄時の対策
 - ① 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、外部サービスの利用を終了する際に以下のセキュリティ対策を実施しなければならない。
 - ア 外部サービスで取り扱った情報の廃棄
 - イ 外部サービスの利用のために作成したアカウントの廃棄
 - ② 外部サービス管理者は、前項において定める規定に対し、外部サービスの利用終了時に実施状況を確認・記録しなければならない。

3 外部サービスの利用（機密性2以上の情報を取り扱わない場合）

(1) 外部サービスの利用における対策の実施

- ① 職員等は、利用するサービスの約款、その他の提供条件等から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
- ② 情報セキュリティ管理者は、外部サービスの利用を許可した場合は、承認済み外部サービスとして記録し、外部サービス管理者を指名しなければならない。
- ③ 承認時に指名された外部サービス管理者は、当該外部サービスの利用において適切な措置を講じなければならない。

4 職員等以外による情報システムの利用

情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、次の要件をすべて満たす場合、事前にCISO補佐の許可を得て職員等以外の者に情報システムを利用させることとする。

- (1) 不正利用が発生しないように、アクセスを制御する機器の設置又は論理的な回線の分割などの技術的な情報セキュリティ対策が講じられ、目的外の情報資産へ接続できないこと。
- (2) 利用者が情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守すること。

第11 例外措置

1 例外措置の許可

情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、情報セキュリティ関係規定を遵守することが困難な状況において、行政事務を継続する必要がある緊急事態においては、CISO 補佐の許可を得て、例外措置を取ることができる。

2 緊急時の例外措置

情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、例外措置を実施することが不可避のときは、事後速やかに CISO 補佐に報告しなければならない。

3 例外措置の記録

CISO 補佐は、例外措置を記録して適正に保管し、定期的に状況を確認しなければならない。

第12 違反時の対応

1 違反時の措置

職員等の情報セキュリティポリシーに違反する行動を確認した場合は、速やかに次の措置を講じなければならない。

- (1) CIS0 補佐が違反を確認した場合は、当該職員等が所属する部局の統括情報セキュリティ管理者及び所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知し、適正な措置を求めること。
- (2) 情報システム管理者が違反を確認した場合は、速やかに CIS0 補佐及び当該職員等が所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知し、適正な措置を求めること。
- (3) CIS0 補佐は、情報セキュリティポリシーに違反した職員等が再び違反した場合、ネットワークへの接続を停止し、又は情報システムを利用させないことができる。この場合、CIS0 補佐は、当該職員等が所属する部局の統括情報セキュリティ管理者及び所属する課室等の情報セキュリティ管理者に通知すること。

2 懲戒処分等

情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じ、懲戒処分等の対象とする。

第13 評価

1 監査

- (1) 情報セキュリティ監査統括責任者は、ネットワーク及び情報システムの情報資産における情報セキュリティ対策の実施状況について、毎年度、監査実施計画を立案し、監査を実施しなければならない。
- (2) 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査実施計画を立案するに当たり、CISO 補佐が取りまとめた自己点検結果を参考にしなければならない。
- (3) 監査を行う者の要件
 - ア 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査を実施する場合は、被監査部門から独立した者に、監査の実施を依頼しなければならない。
 - イ 監査を行う者は、監査及び情報セキュリティに関する専門知識を有する者でなければならない。
- (4) 被監査部門は、監査の実施に協力しなければならない。
- (5) 情報セキュリティ監査統括責任者は、事業者が業務委託している場合、再委託事業者も含めて、情報セキュリティポリシーの遵守に係る監査を実施しなければならない。
- (6) 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査結果をとりまとめ、CISO に報告しなければならない。
- (7) 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査の実施により収集した証拠及び監査調書を、適正に保管しなければならない。
- (8) CISO は、監査の結果、指摘事項があった場合、CISO 補佐及び指摘事項を所管する情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者に対し、当該事項への対処を指示しなければならない。また、所管外の情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者に対しても、同種の課題及び問題点の有無を確認させなければならない。
- (9) CISO は、監査結果を情報セキュリティポリシー及びその他の情報セキュリティ対策の見直しに活用しなければならない。

2 自己点検

- (1) CISO 補佐は、毎年度最低限必要な自己点検事項を定めなければならない。
- (2) 情報システム管理者は、所管する情報システムについて、毎年度自己点検を実施しなければならない。
- (3) 情報セキュリティ管理者は、所属等における情報セキュリティポリシーの実施状況について、毎年度自己点検を行わなければならない。
- (4) 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、自己点検結果とそれに基づく改善策を取りまとめ、CISO 補佐に報告しなければならない。
- (5) 職員等は、自己点検の結果に基づき、改善を図らなければならない。
- (6) CISO 補佐は、点検結果を取りまとめ、CISO 及び情報セキュリティ監査統括責任者へ報告しなければならない。
- (7) CISO は、自己点検の結果を情報セキュリティポリシー及びその他の情報セキュリティ対策の見直しに活用しなければならない。

第14 見直し

1 情報セキュリティポリシー

新たな対策が必要となった場合又は監査若しくは自己点検の結果必要がある場合は、福島県デジタル社会形成推進本部において情報セキュリティポリシーの実効性を評価し、適正な見直しを行う。

2 情報セキュリティ実施手順

情報システム管理者は、新たな対策が必要となった場合及び監査又は自己点検の結果必要がある場合並びに情報セキュリティポリシーの見直しが行われた場合、情報セキュリティ実施手順の見直しを行う。

第15 その他

この対策基準に定めるほか、情報セキュリティ対策に関して必要な事項は、CISO が別に定める。

附 則

この対策基準は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この対策基準は、平成26年4月21日から施行する。

附 則

この対策基準は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この対策基準は、令和元年7月11日から施行する。

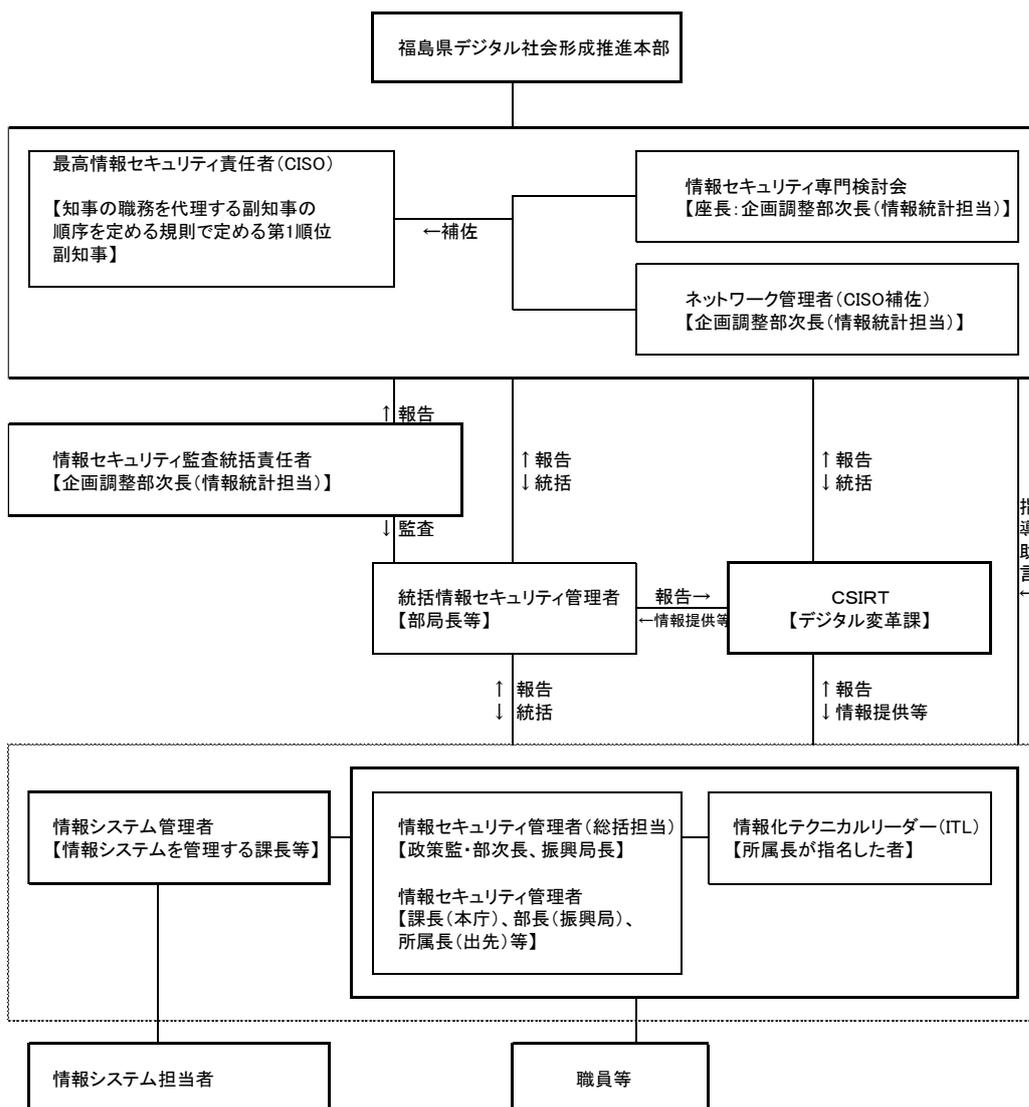
附 則

この対策基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この対策基準は、令和5年〇月〇日から施行する。

別紙1



別紙 2

機密性による情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
機密性 3	個人情報を含むもの又は秘密の取扱いを必要とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が管理する端末以外での作業の原則禁止
機密性 2	機密性 3 以外の情報資産のうち、直ちに一般に公表することを前提としていないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要以上の複製及び配付禁止 ・ 保管場所の制限、保管場所への必要以上の記録媒体の持ち込み禁止 ・ 情報の送信、情報資産の運搬・提供時における暗号化・パスワード設定や鍵付きケースへの格納 ・ 復元不可能な処理を施しての廃棄 ・ 信頼のできるネットワーク回線の選択 ・ 外部で情報処理を行う際の安全管理措置の規定 ・ 記録媒体の施錠可能な場所への保管
機密性 1	機密性 2 又は機密性 3 以外のもの	

完全性による情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
完全性 2	改ざん、誤びゅう又は破損により、個人の権利が侵害され、又は行政事務の的確な遂行に支障（軽微なものを除く）を及ぼすおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ バックアップ、電子署名付与 ・ 外部で情報処理を行う際の安全管理措置の規定 ・ 記録媒体の施錠可能な場所への保管
完全性 1	完全性 2 以外のもの（複写であることが明らかな文書を含めてもよい）	

可用性による情報資産の分類

分類	分類基準	取扱制限
可用性 3	利用不能になった場合、県の経済に大きな損失を与え、又は行政事務全体に影響を与えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ、指定する時間以内の復旧 ・記録媒体の施錠可能な場所への保管
可用性 2	可用性 3 以外の情報資産のうち、滅失、紛失又は利用不能により、個人の権利が侵害され、又は行政事務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く）を及ぼすおそれがあるもの	
可用性 1	可用性 2 又は可用性 3 以外のもの（複写であることが明らかな文書を含めてもよい）	